

令和3年 第4回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 3年12月 6日 開会

令和 3年12月 9日 閉会

大 樹 町 議 会

令和3年第4回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月6日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会報告
- 第 7 陳情第 5号 女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定についての陳情書
- 第 8 議案第 61号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 9 議案第 62号 大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正について
- 第10 議案第 63号 大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第 64号 大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第 65号 大樹町道路占用料徴収条例及び大樹町普通河川管理条例の一部改正について
- 第13 議案第 66号 大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例の一部改正について
- 第14 議案第 67号 大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第 68号 十勝圏複合事務組合規約の変更について
- 第16 議案第 69号 南十勝複合事務組合規約の変更について
- 第17 議案第 70号 南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 第18 議案第 71号 町道路線の認定について
- 第19 議案第 72号 令和3年度大樹町一般会計補正予算（第7号）について
- 第20 議案第 73号 令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第 74号 令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第 75号 令和3年度大樹町水道事業会計補正予算（第4号）について

- 第23 議案第 76号 令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について
- 第24 議案第 77号 令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第25 議案第 78号 財産の取得について
- 第26 議案第 79号 財産の取得について
- 第27 議案第 80号 財産の取得について
- 第28 議案第 81号 財産の取得について
- 第29 議案第 82号 財産の無償譲渡について
- 第30 議案第 83号 財産の無償譲渡について

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一 | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 松本敏光 | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範 |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|--|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 黒川豊 |
| 総務課長 | 鈴木敏明 |
| 総務課参事 | 杉山佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢巖則 |
| 企画商工課参事 | 大塚幹浩 |
| 住民課長 | 佐藤弘康 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井上博樹 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松木義行 |
| 町営牧場参事 | 梅津雄二 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 水津孝一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬尾裕信 |
| 町立病院事務長 | 下山路博 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 明日見由香 |

<教育委員会>

教 育 長

学 校 教 育 課 長

学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

社 会 教 育 課 長 兼 図 書 館 長

板 谷 裕 康

乾 飛 鳥

楠 本 正 樹

清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 事 務 局 長

吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

主 事

小 森 力

八 重 柏 慧 峻

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、令和3年第4回大樹町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において

1番	寺嶋誠一君
2番	辻本正雄君
3番	吉岡信弘君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。
先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

去る11月29日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したのでご報告いたします。

本定例会への付議事件は、陳情1件、条例の一部改正7件、一部事務組合理約の変更2件、財産の処分1件、町道路線の認定1件、補正予算6件、財産の取得4件、財産の無償譲渡2件であり、一般質問は9議員11項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は12月9日までの4日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告しましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、12月6日から12月9日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告させます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、令和3年9月7日開会の定例会第3回町議会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

1、地方自治法第235条の2第1項の規定による9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

2、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

令和3年第3回十勝圏複合事務組合議会定例会、令和3年第4回とかち広域消防事務組合議会定例会が11月25日、帯広市において開催され、安田議長が出席しております。

第3、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、「令和2年度大樹町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」の提出がございました。

第4、委員会関係について。

総務常任委員会が9回、経済常任委員会が9回、広報広聴常任委員会が3回、議会運営委員会が6回。

第5、会議関係、第6、その他につきましては、後ほどお目通しいただきたく、以上をもちまして諸般報告を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和3年10月27日開催の第4回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の大樹町葬の執行についてであります。大樹町名誉町民であります、勲五等瑞宝章、元大樹町長、福原勉氏が令和3年11月27日に急逝されたため、大樹町名誉町民条例に基づき、大樹町葬を12月1日大樹町福祉センターにおいて執行させていただきましたのでご報告をいたします。

2番目の気象状況の悪化による被害状況についてであります。12月1日から2日にかけて発達した低気圧の影響により暴風となり、町内において被害が発生しております。

被害状況は、農業関係では、畜舎等の屋根破損、ビニールハウスの破損など多くの方が被害に遭われており、早急に復旧されることを願っております。また、公共施設においても記載のとおり、屋根の一部剥離などを確認しております。

3番目のゼロカーボンシティの宣言についてであります。環境省では、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを旨公表した地方自治体をゼロカーボンシティとしております。

近年、世界中で異常気象が発生し、我が国においても、これまで経験したことのない集中豪雨や巨大化した台風などにより各地で甚大な被害が発生し、私達の生活基盤を揺るがす事態となっております。

国や北海道では、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを宣言し、地球温暖化対策を重点施策に掲げるなど、脱炭素社会に向けた動きを加速しております。

大樹町では、他の地域に先駆け、家庭用太陽光発電の導入支援や、公共施設への再生可能エネルギー導入に取り組んでまいりました。年明けには、管内市町村では初となるZ E B R e a d y（ゼブ レディ）基準を達成する庁舎も完成することなどを踏まえ、別紙のとおり、本日2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言し、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに、町民や地域、事業者の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

4番目の協定の締結についてであります。一般社団法人日本福祉用具供給協会と災害

事における福祉用具等、物資の供給、協力に関する協定を締結しております。

協定の目的であります。地震や風水害などの災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合に、避難所において必要とされる介護用品や衛生用品など、福祉用具等の物資の供給を優先的に受けられるもので、本町にとっては災害事の対応強化が図られるものであります。

5番目の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。12月1日現在、65歳以上の方で2回接種を終えた方は1,874名、94.4%、16歳から64歳までの方で2回接種を終えた方は2,505名、88.7%、中学生につきましては、1回目の接種済者108名、78.8%、2回目の接種済者105名、76.6%、12歳の小学生につきましては、4月から10月生まれの児童26名に接種券を発送し、1回目の接種済者は9名、34.6%、2回目の接種済者は8名、30.8%であります。

町全体では、対象者4,974名中、1回目の接種済者4,529名、91.1%、2回目の接種済者は4,492名、90.3%となっております。

次に、追加接種についてであります。11月17日に開催された自治体説明会において対応方針が示され、追加接種は、2回目の接種を完了した全ての方に対して接種の機会を提供していくこととなりますが、まずは、2回目の接種完了から8カ月以上経過した18歳以上の方が対象で、接種に向けたスケジュールは、来年1月上旬から対象者に対し接種券を順次発送し、医療従事者等は1月下旬から、一般の方は2月1日から接種を始められるよう医療機関と調整し、準備を進めております。

6番目の航空宇宙関連についてあります。実験関係では、10月30日にJAXAベンチャーである武蔵スカイブ株式会社が小型無人航空機の飛行実験を実施し、11月20日から28日には、室蘭工業大学が小型超音速実験機の関連実験を実施しております。

イベント関係では、11月4日から5日の2日間、大樹町と帯広市において、北海道宇宙サミット2021を開催し、カンファレンスには、リアルでの参加が450名、オンラインのオンタイム視聴者が250名、計700名と多くの方にご参加いただき、盛況の下に終え、宇宙産業の現状へのご理解をいただくとともに、北海道スペースポートの取組に対するご支援の輪を広げることができたものと思っております。

また、11月5日から9日の5日間、生涯学習センターにおいて、「はやぶさ2」帰還カプセル大樹特別展示を実施開催し、町内の小中学生を含め1,783名の方に「はやぶさ2」帰還カプセルの実物等を見学いただき、宇宙活動、科学技術へのご理解を深めていただくことができたものと思っております。

7番目の財産の処分についてであります。緑苑の分譲地1区画を個人の方に売却をしております。内容については、後ほどお目通しをお願いいたします。

8番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により工事請負契約を10件、物品購入契約を5件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

9番目の人事関係、10番目のその他、来町者と会議出席等関係につきましては、後ほ

どお目通し願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1 番目の優秀選手の派遣についてであります、野球では、大樹ファイターズが札幌ドームで開催された2021ファイターズチャンピオンシップU-12に出場し、1回戦を7対1で快勝し、準々決勝で惜しくも敗れましたが、見事ベスト8進出を果たしております。

また、サッカーでは、大樹中学校3年生の高杉龍乃介君と福原陸斗君が札幌市の東雁来公園サッカー場などで開催された第6回北海道ブロックカブスリーグ決勝大会に幕別札内FCの選手として出場し、Aグループ2勝0敗で優勝を飾っております。

2 番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります、STEPによる体験活動において、主催事業として、10月16日に酪農体験を行っております。

また、受け入れ事業として、他市町村ではコロナ禍で実施できていない宿泊学習を10月21日から22日、28日から29日の2回に分けてクラスごとに行ったほか、10月9日には友好都市であります吉岡町との子ども交流事業を、今年度はオンラインで行っております。

3 番目のその他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

3点ほどお伺いします。

1 点目ですけれども、航空宇宙関係の北海道宇宙サミット2021ですけれども、町長の報告から450名、オンライン250名、合計700名の参加をいただいて、ご支援の輪を広げることができたという高い評価をしたのですけれども、議会議員も数名参加させていただきました。

それで、見た感じ、ほとんどがロケット関係者だったように感じるのですけれども、この中で一般町民というのは何名ぐらい参加されているのか聞きたいのと。

2 点目ですけれども、会議出席の中で、北海道太平洋側の漁業被害に係る意見交換会、ウェブ会議ですけれども、これは赤潮関係だと思っておりますけれども、会議の内容はどのように現状と今後の進展があったのかについて聞きたいと思っております。

3点目ですけれども、これも会議出席ですけれども、26日の北海道「命のみち」づくりを求める東京大会・要請活動となっているのですけれども、大会の趣旨、詳細というのがよく分からないのですけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

サミットの一般の町民の方の人数ですけれども、申し訳ありません、ただいま手元に人数はありませんけれども、議員ご指摘のとおり、ロケットの関係者が多かったというもあるかなと思います。

今回、ビジネス関係を中心とした内容となっているところもありまして、ロケットというか航空宇宙なり事業に関心のある企業に来ていただいたのかなと思っております。

人数については、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

私からは、2点目の北海道太平洋側の漁業被害に係る意見交換会の内容について申し上げます。

出席者は、各関係の釧路、十勝、日高の管内の首長並びに関係漁協組合長、相手方は自民党の対策本部長である伊東代議士ほか、関係者が出席してございます。

基本的には、道の今後の対応並びに各市町村並びに各漁協からの要望、具体的な意見を得て、その意見の交換を行うというのが主体でございました。

出席者につきましては、約25名となっております。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

3点目の11月26日に開催されました北海道の「命のみち」づくりを求める東京大会・要請活動の関係であります。

これは、北海道の主催でありまして、北海道内の道路網を整備することによって、経済はもとより、道民の命を守るという役割を大きなテーマにして、みちづくりをこれからも進めていこうという形で開催されております。

事例発表等もございまして、十勝、帯広道の関係では、帯広市の米沢市長が、または日高道の関係では、浦河町の池田町長が事例発表し、また「命のみち」の協議会がございまして、その会長を務めております紋別の旅館をやられている女性の方でしたが、その方が道内のみちづくりに対する思いを事例発表という形で発表したと。また、決議を行い、北海道内の道路整備について、これからも力強く進めていくのだという内容で大会を終了

しております。

その後、午後からそれぞれ4班に分かれまして、国会議員または関係省庁等含めて、要請活動を行っております。私は、釧路市の市長が班長となる班に所属をし、参議院会館等で要請活動を行ってまいりました。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、宇宙サミットの関係ですけれども、これは2日間で行われたのですけれども、当初の予算で、実行委員会の補助のうちとしては520万円を支出していると思うのですけれども、実行委員会ということなので、ほかの団体もあると思うのですけれども、今回の経理については、ほかの団体もお互い補助しながら行われているのか。見た感じは520万円で収まらないような実行委員会の運営ではなかったかと思っているのですけれども、その辺の経費のやりくりをどういうふうに行ったのかを聞きたい思います。

また、今回はビジネス関係というのですけれども、これはまた来年度以降も続けていくのかについてお聞きしたいと思います。

最後にもう1点ですけれども、町長から説明のありました「命のみち」ということで、道路要請ということですので、広尾豊似間に関しては、要請活動の現状とか、その辺はどうなっているのか、どうなったのか、それをお聞きしたのですけれども。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

サミットの開催経費の関係ですけれども、町の予算としては、議員おっしゃるとおり520万円ということになっています。その内訳としては、党の地域づくり交付金で300万円、町の補助金として220万円、このほか企業からの協賛金ということで215万円の協賛金をいただいています。そのほか十勝財団から100万円ということで、全体で835万円という形で、現在精査はしていますけれども、最終的にはそのような形になるかなと思っております。

それから、来年度の開催ですけれども、今申し上げましたとおり、今年度の経費の精算、開催結果報告書の作成を現在行っているところでありまして、今年度の開催の結果を踏まえまして、実行委員会を構成する団体企業と協議した上で判断していくことになるのかなと考えております。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

「命のみち」づくりに参加した管内の町村では、音更、清水、広尾、大樹、おおむね五、六町村でした。道路の関係で、それぞれやはり課題を持つてゐる町村が多く参加をしてきたということで、議員のご指摘のとおり、大樹と広尾が参加しているということは、まさに「命のみちづくり」を求める東京大会の中で、帯広広尾道の豊似から広尾までの事業化調査区間にとつての思いを持って参加をしているところでもあります。

今後、そこを早い段階で調査区間に格上げをしていく、認めていただくということが帯広広尾道、本来は帯広から広尾までつながることが道路の生命でもありますので、その実現に向けては鋭意取り組んでいるところでもあります。

ここ、きっと今年度内が大きな多分山場になるのではないかなというふうに思っておりますので、広尾町長とも連携をしながら、オール十勝で認めていただけるような取組をさらに強化していく必要があるというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

私のほうから、ゼロカーボンシティの宣言についてお伺いしたいことがあります。

1つは、道庁ですとか振興局では、対応する新聞報道によりますと、組織をつくつて対応するようなことになっているのではないかと思うのですが、私どもの町の大樹町においては、具体的にどのような行政組織の中で対応していくのか、1点お伺いいたします。

それからもう1つ、先ほど町長がお話になったように、大樹は進んでいるのではないかなというふうに思っていて、決して後塵を拝しているわけではないというふうに思っております。しかしながら、具体的な2050年までの目標を頑張るぞという宣言をしましたので、排出量の把握から始まって、それぞれ具体的な排出を抑制していったりゼロにするような具体的な計画が必要でないかと思うのですけれども、現時点でそのようなタイムテーブルというのか具体的な行政計画というのかをどのようにお考えになっているのか、以上2点お伺いいたします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

ゼロカーボン宣言を行つて組織をどうするのかということでございますけれども、宣言をちょっと急いだというところもございまして、今後、組織については内部の体制も考えまして、それから、先日の新得の新聞で、町内で協議会をつくつているというようなこともありますので、その辺も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、排出量の計画につきまして、森林吸収と排出が釣り合えばゼロになるということなのですが、実際どのくらい出ているのかというところから始まっていかないと目標も定められないというところでは、環境省の補助事業がございまして、今年度まで

は10分の10でというものがあつたのですけれども、来年以降、4分の3というような補助事業がございますので、今年の予算の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

新型コロナウイルスの予防接種の関係で確認をさせてください。

報告の中で、2回目接種以降、8カ月経過した後にやりたいという報告があつたのですが、今、国の段階でも8カ月が6カ月とかでいろいろ揺れている状況があつて、もし万が一、6カ月過ぎたらやるようにしなさいというものが来たときに、先ほどの、例えば医療関係者はここから、一般市民はここからといった話で前倒しせよとなつたときに対応できるような形があるのかどうか。

それからもう1点は、2回目接種は、薬の関係で今中断している状況にあるというふうには思っているのですが、2回目接種を希望しても、今中断しているとなれば、その対応をどうするのか。そして未接種者が希望した場合はどうするのか、その辺をお聞かせください。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

3回目の追加接種の接種間隔につきましては、11月の自治体説明会において原則8カ月以上ということで、その段階では、クラスターが発生してその地域で特別に急いで接種をしなければいけないような状況になつた場合には、国と協議をして6カ月から接種ができるように認めていくというような内容となつておりました。

今、国のほうでは、6カ月に前倒しするかというところはまだ具体的には分かつてはいないのですが、もしそのようになった場合には、医療機関と再度検討し直して、少しずつ早めていくというように検討してまいりたいと思いますが、ただワクチンの入荷については、十分それに間に合うかどうかというところも不透明でございますので、その辺りも含めて検討していくような形になるかと思ひます。

あと、1回目、2回目の接種が終わっていない方につきましては、継続して接種の予約を受け付けておりますので、3回目の追加接種と同時並行で1回目、2回目の接種も実施していきますので、まだ打っていない方については、12月の広報のチラシに載りましたが、まだ受付を行つておりますということで住民の方に周知をしているところであります。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

2番目の気象状況の悪化による被害状況等についてお聞きします。

今回の発達した低気圧による暴風による倒木等で、中札内、幕別、上札内など、長くて1日半の冬期間での停電があったとお聞きしております。

町内での停電被害の有無について、あったのかどうか、把握しているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

北電の情報になりますけれども、尾田方面、拓進とか拓北とか、全体ではないですけれども、最大130戸までの停電という情報は、町のほうで確認しております。

ほかの地域では、避難所等の設置などもしていたようではありますが、管内の状況を見ますと、大樹の方面だけがもう既に工事に入っていると。復旧の時間のめどが情報提供されていたということもございまして、避難所の設置には至らなかったという内容でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

なお、行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日、7日正午までといたします。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 委員会報告

○議 長

日程第6 委員会報告を行います。

調査が終了しておりますので、委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

本委員会による所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

1、調査事件名、第5期大樹町総合計画執行計画（後期）の進捗状況について、公共施設管理計画（ハード面）について調査いたしました。

2、調査目的、第5期大樹町総合計画執行計画（後期）に基づき、公共施設管理計画で示

されたハード面の進捗状況の調査を行い、第6期大樹町総合計画策定に向けた検討課題を明らかにする。

3、調査年月日、令和3年10月4日から8日。

4、調査場所、町有バス車庫、晩成温泉・学童農業研修センター、地場産品研究センター、公衆浴場、町営牧場（晩成・光地園牧場）、B&G海洋センターアリーナ・武道館、火葬場。

5、調査参加者、総務常任委員会が6名、経済常任委員会が6名、議会事務局員が3名、説明員につきましては、総務課、企画商工課、保健福祉課、農林水産課、社会教育課、南十勝複合事務組合の所属長並びに担当職員に立ち会いをいただき、調査を実施いたしました。

6、調査報告。

平成26年度から10年間の各種施策が盛り込まれた「第5期大樹町総合計画」に策定され、7年あまりが経過しているが、ハード面（公共施設の整備）については、令和2年1月にプロジェクトチームでまとめた「第5期大樹町総合計画執行計画」の後期実施計画を進めるため、公共施設管理計画を作成し、施設整備のあり方や工程、建設位置、事業費等が検討され、優先順位が示されています。

現在建設中の役場新庁舎をはじめ、既に整備が完了した施設もある中で、大規模修繕が困難な施設や将来的に整備・廃止が必要な施設があることから、公共施設管理計画で示された事業の進捗状況と、公共施設の現状調査を行い、次期総合計画策定に向けた検討課題を明らかにするため、総務・経済常任委員会合同による調査を実施した。

今回、調査を行った各施設、(1)の町有バス車庫から(7)の火葬場まで、現況・課題、まとめについては、記載のとおりの内容でございますので、お目通しをいただき、朗読を省略させていただきます。

7、考察。

今回の所管調査は、「第5期大樹町総合計画執行計画（後期）」に係る公共施設管理計画で検討されている未整備の10施設について調査を行ったが、既に設備・外装等の改修を終えた施設もあり、当面は小破的な修繕を行いながら利用可能な施設もある。

その他の施設については、次期総合計画の策定にあたり、総合計画執行計画で整備更新の優先順位を定め、大規模改修もしくは改築の検討をされると思うが、財源の確保についても大きな課題であり、将来的な施設のあり方も含め、様々な観点から検討し方針を決める必要がある。

また、過去に調査を行った図書館の整備が先送りされているが、蔵書の約3割が旧図書館で保管されたままとなっていることを踏まえ、蔵書の移転、旧施設の解体が必要となるため、場所・規模等、今後の図書館の方針を早期に検討すべきと思われる。福祉センターについても、昨年度に調査を行ったが、大規模改修が困難な施設と判断されており、耐用年数の問題もあることから、現在の機能の維持や利用状況、利用者の声を聞きながら、改

築、又は廃止について今後の方針を定める必要がある。

この他、先送りとなっている学童保育所・児童館の建設についての具体的な方向性は示されていないが、将来の児童数の見極めや保護者等の意見を参考にしながら、改めて方針を検討されたい。

以上のとおり、公共施設の現状について調査を行ったが、大樹町の過去20年あまりの主な公共施設の建設は、生涯学習センターを皮切りに、高齢者保健福祉センター、学校給食センター、大樹小学校、大樹中学校体育館、町立病院、公営住宅等の建設を行っている。これらの公共施設は、当然のことながら町が維持管理して行かなければならない施設ではあるが、建物の長寿命化を図るためには、外装や設備等の点検結果に基づいた、修繕・設備更新等の計画を作成していくことが重要であり、建物を少しでも長く使用できるような工夫が必要である。

終わりに、現在の大樹町の人口は5,400人あまりであるが、公共施設の維持管理経費の縮減を目指し、経常経費の抑制を図るためにも公共施設面積を把握し、町の規模に見合った管理面積（公共施設ストック計画）を定めることが今後必要であると思われる。

目的や用途が変わった施設、改修しても使用が困難な施設等、管理面積を減らす努力が必要と思われるため、役目を終えた施設や改修が困難な施設の廃止については、検討内容を都度町民に周知し理解を得ながら、次期計画で検討すること。

なお、施設を所管する担当部署においては、今回の調査結果を踏まえ施設の現状を検証し、その結果について議会へ報告されることを望む。

以上、総務・経済合同所管事務調査報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、委員会報告を終了します。

◎日程第7 陳情第5号

○議 長

日程第7 陳情第5号女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定についての陳情書の件を議題とします。

陳情の内容については、お手元に配付したとおりです。

この陳状の審査については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、議会運営委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第61号

○議長

日程第8 議案第61号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第61号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするもので、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、子どもに係る国民健康保険税の均等割額減額措置の導入などについて所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第61号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年9月10日に公布されたことに伴うものです。

改正の内容は、国と地方の取組として、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、国民健康保険制度において未就学児、いわゆる賦課期日である4月1日の前日3月31日に6歳以下の子どもがいる世帯についての均等割保険税を軽減するものです。

減額する額は、当該年度分の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額となります。低所得者の7割、5割、2割の法定軽減を受けている世帯の未就学児は、法定軽減後の均等割額に10分の5を乗じて得た額となります。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。表の右、改正前の欄に掲げる規定を表の左改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

5ページ下段から6ページをご覧ください。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定です。

同条第2項第1号に、未就学児の子どもがいる世帯について、未就学児に対しての均等割額の軽減に関する条文が追加されます。医療分の均等割額は、1人当たり2万3,000円でございますが、4ページの第23条第1項第1号のアから5ページの同条第1項第3号のアに記載されております低所得者世帯に対する均等割の軽減措置をさらに軽減する内容で、

4ページの第1項第1号のアは7割軽減されている世帯の均等割額1万6,100円が未就学児は8.5割軽減となり、未就学児1人当たり1万9,550円の軽減となります。

5ページの第1項第2号アの5割軽減の対象となる世帯の均等割額1人当たり1万1,500円が未就学児は7.5割軽減となり1人当たり1万7,250円に、第1項第3号のアの2割軽減の対象となる世帯の均等割額1人当たり4,600円が、未就学児は6割軽減となり1万3,800円の軽減となります。また、軽減対象にならない世帯では、均等割額1人当たり2万3,000円が、未就学児は5割軽減となり1万1,500円の軽減となります。

6ページ下段の同条第2項第2号からは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について1人当たり6,260円でございますが、低所得者世帯に対する均等割額の軽減措置を医療分と同じく、未就学児はさらに軽減する内容の条文が追加されております。均等割額1人当たり6,260円に対しまして、7割軽減の対象となる世帯の均等割額4,382円が、未就学児は1人当たり8.5割軽減となり5,321円となります。5割軽減では3,130円が未就学児は1人当たり7.5割軽減となり4,695円に、2割軽減では1,252円が未就学児は1人当たり6割軽減となり3,756円に軽減されます。また、軽減対象ではない世帯では、均等割額1人当たり6,260円が5割軽減となり3,130円となるものです。

そのほかにつきましては、所定の規定の整備と文言の整理を行うものでございます。

附則になりますが、この条例は、公布の日から施行され、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税から適用されるものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

未就学ということなのですが、今後、就学、高校生、社会保険と比べたらあまりにも差があるというふうに考えていますけれども、その見通し、なったばかりだから見通しといても分からないけれども、さらに均等割の削減どころか廃止に向けて国に求めていってほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、国民健康保険税条例の一部改正ということで、全世代対応型の社会補償制度を構築するため、その目的によって国のほうで法律が改正されておりますので、その流れに沿って私も条例も改正させていただきたいというふうに思っております。

社会保障制度を安定的にやっていくというのは私どもの役割でもありますので、必要な分については国とともに進めていければなと思っています。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

減額になる分というのは、今の時点で、町として保険税がどれぐらい減額になるというような想定というか試算をされているのでしょうか。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

令和3年度ベースで試算しますと、令和3年度に国民健康保険税の軽減を受けている未就学児がいる世帯につきましては13世帯でございますが、本条例の改正により28世帯が新たに対象となり、合計で41世帯、子ども38名が対象となると試算できます。

軽減額につきましては、現在74万2,078円、これが76万9,598円増えまして150万9,876円に軽減額が増えるものでございます。町の負担としましては、18万5,069円から37万7,469円となりまして19万2,400円増えるものでございます。以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第61号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。
休憩いたします。

休憩 午前10時56分
再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの質疑に対し、町長より一部答弁漏れの申出がありましたので、これを許します。
酒森町長。

○酒 森 町 長

議長のお許しをいただきましたので、一部訂正をさせていただきます。

先ほど行政報告の質疑の中で、命のみちづくりのご質疑いただいております、その中で、今後の要請活動の中で帯広広尾自動車道の高規格道路の関係で、私、豊似広尾間を調査区間と申し上げましたが、正しくは事業化でありましたので訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議 長

次に、大塚企画商工課参事より行政報告の質疑に対し、説明が一部あります。

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

先ほど行政報告の中で、宇宙サミットの一般の方の参加者の人数をとということだったのですけれども、一般の方かそうでないかという区別がなかなかつかない部分はあるのですけれども、企業名の入っていない申込みという形で考えますと、25名になります。そのうち道内関係者が15人となっております。

以上です。

◎日程第9 議案第62号

○議 長

日程第9 議案第62号大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第62号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についてをお願いするも

ので、今年度改築を行いました生花地区の会館について、名称を生花行政区会館と改めるものであります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第62号大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正について説明させていただきます。

生花地区の会館改築につきましては、町の単独事業として実施したことから、その名称について地域の皆さんと協議し、生花行政区会館とすることで進めてきたところでございます。

過日、改築工事が終了したことから、名称の変更について条例改正をお願いするものです。

それでは、条文に沿いまして説明いたします。表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

施設の名称及び所在地につきましては、条例の別表に記載されておりますが、「生花研修センター」の名称を「生花行政区会館」に改めております。同一敷地内での改築のため、所在地の変更はございません。

附則になりますが、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第62号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第63号

○議 長

日程第10 議案第63号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第63号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをお願いするもので、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第63号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、関係条文を整備し、国の基準と同様の内容とするため、改正をお願いするものでございます。

それでは、表に沿ってご説明いたします。改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第6条は、保育所等との連携についての規定で、2ページの第3号で、教育、利用乳幼児の用語について、第6条第4項第1号でも用いられることによる定義範囲を加えております。

3ページの第50条では、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等のうち、書面で行いこととしているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨

の規定を追加してございます。

附則になりますが、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

3 ページなのですが、電磁的記録として第50条を全文加入する改正でありますけれども、これまで書面で行うことが規定されていたものというのは、括弧書きの中が全部そうだったのかというふうに読み取るのですが、本当にどれくらいあったのかということと、実際にここの分は書面でやられていたのかどうか。

それから、もし今度電磁的というか電算的なものでやるとなれば、プログラムの改正とか何かに係る予算とかの配置はどうなるのかということでお聞かせください。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

今回の改正につきましては、国の省令等によって改正されたということで、その基準に沿って、うちの条例のほうも改正をしてございます。

議員おっしゃるように、括弧書きの中身全て書面で行っていたというふうに私は認識しておりますけれども、その中でも書面以外にも電磁的、例えばパソコン内に保存するとか、フロッピーまたはUSB等々の電算において保存するということが今回国のほうで定められたということで、うちの町の条例のほうもそれに準じた形で条例の整備をさせていただくという内容でございます。

プログラムの改正については、今現在、私の認識の中では、特に必要はないのかなというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、今の時代だからパソコンや何かで処理を実際はされていたけれども、条例の中では手書きでやれということになっていたけれども、実際には原課ではパソコン等を使用してやっていたのかなという認識もあるのですよ。ただ、その中に幾つか文書でやっていたものがあれば、それがどのくらいあって、それを今度パソコンの中でやるとなれば、きちっとし

たプログラムの変更等の必要があるのではないかなと思ったので、そこをお聞きしたのですが、全くこれが手書きというか、文書からパソコン使用等に変更になって、原課では今までどおりだということになれば何も要らないのだけれども、その辺ちょっと心配したのですよ。関係ないですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

今まで紙媒体で保存していたという部分についてを、今度、電子媒体でも保存できるというようなことをございます。

以上でございます。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

保存については、紙媒体でも保存できる、保存してもいい。電子媒体でも今回保存できるというようなことで、どうしても電子媒体に全て変えなさいよということではなくて、そういうふうな電子媒体も使って保存ができるというような内容の改正でございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第63号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第64号

○議 長

日程第11 議案第64号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第64号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをお願いするもので、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、必要となる規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第64号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府省令に基づき、関係条例を整備し、国の基準と同様の内容にするため、改正をお願いするものでございます。

それでは、表に沿ってご説明いたします。改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる

規定に改正するものです。

第5条第2項は、電磁的記録等に関する規定を定めておりましたが、関係省令に準じて新たな条文として改正が必要となることから、6ページの第54条に規定し、直しております。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携についての規定で、第4項では、第1項第3号を適用しない場合として、児童福祉法第24条第3項を同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を明記しております。

9ページの附則になりますが、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

用語として分からないものですから、3ページの15条のところに特定教育・保育の取扱方針という言葉があったり、特定教育・保育施設ということでの施設があるのですけれども、そもそも特定・保育の定義というのは、すみません、例えば20人以下の保育所のことを言うのだとか、そこら辺が定かでないものですから、ご説明いただきたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

用語の部分についてでございますけれども、特定教育・保育施設とは、保育所、幼稚園、認定こども園など市町村の確認を受けたものということで定義をされております。また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業というふうな内容で、これも市町村の確認を受けたものというふうなことでございます。

具体的に、小規模保育事業では、認可定員が6人から19人の小規模でというふうなことでございます。また、家庭的保育事業については1人から5人、事業所内保育事業においてはその事業所で行われている保育事業、居宅訪問型保育事業は保育を必要とする子ども達の居宅に行って保育をするというようなことで、共にゼロ歳から2歳までの子どもを受け入れるというようなことでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第64号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第65号

○議 長

日程第12 議案第65号大樹町道路占用料徴収条例及び大樹町普通河川管理条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第65号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町道路占用料徴収条例及び大樹町普通河川管理条例の一部改正についてをお願いするもので、道路占用料の設定の際に参考としている道路法施行令が改正されたことに伴い、町条例に定める道路占用料を改正するとともに、道路占用料との均衡を図るため、普通河川における土地占用料についても併せて改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第65号大樹町道路占用料徴収条例及び大樹町普通河川管理条例の一部改正につい

て説明させていただきます。

今回の改正は、地方公共団体が道路占用料を定めるにあたりまして、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努められることとされているところであり、同施行令に定める占用料の額が改定されたことから、このたび当町における道路占用料徴収条例の改正をお願いするものでございます。

なお、占用料の額について規定している道路法施行令別表は、固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準等を換算して算定されているものでございます。

また、道路占用料の改正に併せまして、普通河川管理条例で定めます土地占用料につきましても道路占用料と均衡を図るため改正するものでございます。

改正条例は2条からなっており、第1条では、大樹町道路占用料徴収条例の一部改正、第2条では、大樹町普通河川管理条例の一部改正するものでございます。

改正の内容の主なものとしましては、占用料の単価の改正となっておりますので、条文中に沿いまして説明させていただきます。

まず、第1条は、大樹町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

道路占用料の徴収条例の別表（第2条関係）の表につきましては、議案の後ろに資料を添付してございますので、そちらのほうで説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。

改正の内容は、表の右側になりますが、占用料の列で、改正後の額、改正前の額、比較を記載させていただき、一番右には連番を付してございます。また、全て占用物件に対する改正となりますが、占用料が変わったものうち大樹町で現在占用許可を行っているものにつきまして太枠の物件となっておりますので、その部分を主に説明させていただきます。

まず、連番の1番、第1種電柱について、改正前が「300円」であるものを「380円」に、比較としまして80円の増。4番目の第1種電話柱では「270円」を「340円」に70円の増。16番から24番までは水管、下水道管等の外径に応じた占用料で、16番では「11円」を「14円」に3円の増、19番では「33円」を「41円」に8円の増、20番では「49円」を「61円」に12円の増、21番では「65円」を「81円」に16円の増、22番では「110円」を「140円」に30円の増、23番では「160円」を「200円」に40円の増、24番では「330円」を「410円」に80円の増と改正するものでございます。

今回の道路占用料の条例改正による収入につきましては、令和3年度をベースで試算しますと約300万円で、約56万円の収入増と試算してございます。

次に、7ページ中段にお戻りいただきまして、道路占用料と同じく河川用地占用の単価の改正となっておりますので、条文中に沿いまして説明させていただきます。

第2条では、大樹町普通河川管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

普通河川管理条例の別表第1、別表第2の第21条関係の表につきましても、議案の後ろに資料を添付してございますので、そちらのほうで説明させていただきますので、資料2の1ページをご覧ください。

改正の内容は、表の右側になりますが、単価及び算出方法の例、改正後の額、改正前の額、比較を記載してございます。一番右には連番を付してございますので、確認ください。

また、全ての占用物件に対する改正となりますが、道路占用料と同じく、占用料が変わったもののうち大樹町で現在占用許可を行っている物件につきまして太枠の物件のみとなっておりますので、その部分のみを主に説明させていただきます。

まず、連番の2番、第1種電柱について、改正前が「300円」であるものを「380円」に、比較としまして80円の増、3番目の第2種電柱では「470円」を「580円」に110円の増、5番目の第1種電話柱では「270円」を「340円」に70円の増、9番目の鉄塔では「540円」を「680円」に140円の増。

次に、連番の10番から15番までの管の埋設では、外径に応じた占用料で、10番では「11円」を「14円」に3円の増、11番では「16円」を「20円」に4円の増、15番では「65円」を「81円」に16円の増と改正するものでございます。33番のその他の用水では「6万4,000円」を「7万8,100円」に1万4,100円の増と改正するものでございます。

この条例改正による収入につきまして、道路占用料と同じく令和3年度をベースで試算しますと約16万円で、約1万8,000円の収入増と試算してございます。

14ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第65号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第66号

○議 長

日程第13 議案第66号大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第66号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例の一部改正についてをお願いするもので、平成29年度から講じてまいりました本補助金は、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げております定住促進や転入者の増加を図るために住宅取得に対する支援措置を講じるものであり、総合戦略の事業評価でも効果が現れた5年間となっております。

また、令和4年度からの大樹町住生活基本計画の目標にある持続可能な住宅環境の維持向上を図るためにも、本補助金の支援措置を継続し、引き続き定住促進や転入者の増加を図ってまいりたいと考えております。

支援措置を講ずる期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間で、補助金の額は町内在住者には最大で200万円、町外からの移住者には最大で230万円とする内容となっております。

内容につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第66号大樹でかなえるマイホーム支援補助金交付条例の一部改正について、内容を

説明させていただきます。

最初に、一部改正の概要を説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、大樹町住生活基本計画の目標1、安心して暮らすことができる住まいづくり、目標2、持続可能な住環境の維持向上、目標3、良質な住宅ストックの形成の3つの目標を図るためにも本補助金の支援措置を継続し、引き続き定住促進や転入者の増加を図るため、改正を行うものでございます。

支援措置を講ずる期間は、5年延長し、令和9年3月31日までとするものでございます。なお、条文中における参照、条項のずれにつきましては、説明を省略させていただきます。それでは、条文に沿って説明させていただきます。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第2条第1項第7号は、移住者の定住を定めるものでございますが、ただし書において、第6条に定める補助金の交付申請前年数を「1年」から「3年」の間に転出した者を除くと改正しております。3年以上大樹町を離れ、大樹町に戻ってきた者を移住者扱いと改めました。

第9号では、補助金の加算基準項目に「再生可能エネルギー」を追加しましたので、定義を追加しております。

次のページに移りまして、11号においても補助金の加算基準項目に「定置型蓄電池」を追加しましたので、定義を追加してございます。

第7条では、補助金の着手時期についてであります。現行条例における審査手順の中で運用により行っていたものを明文化し、申請者の事情により工事を早期に着工しなければならない場合として、町からの補助金を確定するものでないことを条件として着手できるように規定するものでございます。

第8条から第14条までは、第7条を追加したことにより、条番号を1条移動してございます。

3ページに移りまして、。制定附則でございしますが、条例の執行時期を「平成34年」から5年間延長し、「令和9年」に延長するものと改正しております。

4ページから5ページの別表1（第5条関係）は、補助金の基準額についての説明でございますが、補助基準1、町内在住者による住宅、併用住宅の新築又は建売住宅の購入の補助額を「100万円」から「50万円」に、補助基準2、移住者による住宅、併用住宅の新築又は建売住宅の購入の補助額を「150万円」から「80万円」に、補助基準3、町内在住による中古住宅の購入の補助額を「80万円」から「40万円」に、補助基準4、移住者による中古住宅の購入の補助額を「100万円」から「50万円」に改正するものでございます。

6ページから7ページの別表2（第5条関係）は、補助金の加算についてでございますが、加算基準では新たに再生可能エネルギーを充実させるため、基準を追加するほか、近年省エネや住宅を長寿命化させる目的の住宅が増加傾向にあることから、4番に「認定住宅に該当

する場合」と、5番に「高効率機器を設置する場合」を新たに追加してございます。

加算額では、全体に加算額を抑え、子育て世代を充実させるため、人数上限を「3人」から「5人」に増やしております。

これらの改正の結果、改正前補助金の最高額、「町内在住者の新築の場合200万円、移住者新築の場合260万円」から改正後は「町内在住者の新築の場合は変わらず200万円、移住者の新築の場合は30万円減の230万円」となっております。

7ページに移りまして、表の下、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、ただし書として、改正後の別表1と別表2の補助額及び加算額は、令和4年4月1日以降の支給に適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

今回の事業継続については、子育て世代にとって非常にありがたいことかなと思っております。ですが、今回の改正内容で補助額が50%の減額、特に子ども1人に30万円だったものが子ども1人につき10万円、最大補助額が50万円ということで変わりませんが、子ども1人、2人の世帯においては実質50%以上の減額になっています。減額に至った経緯と検討内容についてお聞かせいただけたらと思います。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

補助の基準の基本の分で100万円から50万円下げたという経緯でございますけれども、平成29年当時は、管内で17番目と遅い補助金のスタートでした。このことから、補助金については高めの設定にしたという経緯がございます。しかし5年を経過し、目標も一定程度達成したということもありますし、大樹町の財政的な面からも一定程度目標に達成できたという部分で、管内の補助金の状況を見ながら今回は下げさせていただきました。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

1ページの第2条の(9)の再生エネルギーの関係ですが、その中に中小水力というのが出てくるんですね。これについて、一般の太陽光などと違って流れる、恐らく小川だと思

のですけれども、こういう流れる水を利用する場合、手続は非常に厄介だと聞いておりますが、個人のマイホームでやるということになるとどういう手続が必要なのか、また可能なのか。また、そういうことをやりたいという人が現れた場合、災害が発生する可能性は何でもないとところから比べると非常に高いと理解するのですが、その点についての指導なんかはどうされるのでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

中小水力の利用ということで、再生可能エネルギーのグループの中にこの項目があるので一応入れてあるということではございますけれども、現実的にこれを利用する場面というのは相当限られるかなと思っております。たまたま近くに小川が流れていて、その水量を利用して発電をするというケースがある、ポツンと一軒家のような場合にあり得るかなということはあるのですが、あまり現実的ではないかなというところは思っておりますが、再生可能エネルギーの項目の中では取り上げているというような状況でございます。

具体的にどのような指導とか等々については、河川法とかございますので、そちらのほうの分野になるかと思っておりますけれども、ちょっと個別な案件になろうかと思っておりますので、今具体的には承知していないところでございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

今のはやりではないけれども、ポツンと一軒家というので、そういう希望する人もあるので、現実に私のところにも1件、小川が流れているところはないですかという照会があったことがあるのですよ。ただ、私は知らないので答えられなかったのですけれども、具体的にこういうことが現実に起こり得るかなと私は思っているのですよね。

その手続について、今持ち合わせていないということなので、具体的にどういう手続が必要か、後で資料をぜひいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

調査しまして、お示ししたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

同僚議員からも質疑があったのですが、5年間の期間が過ぎて、今後5年間の支援金がどう読んでもある程度減額になるのですよね。

ただ、そうすると制度は存続するのですが、これまでよりも減額になるということは、これからそういう世代に住宅を求める世代になってくる人達については、ある程度5年経過して一定程度目標を達成したから下げていくのだというのは、どうなのかなというふうに思うのですよ。

だから、表いっぱいあったから、組合せによって少し同程度の額になるのかなと思って何回も読んだのですが、実際にやっぱりかなり減額になるのですよね。一部を除いて。そのことでいうと、ちょっと問題なのですが、一定程度目標を達成したという理由でもって下げなければならないということはなかなか納得しにくいのですが、これはもう戻るようなことの対応はできないのでしょうか。そこを伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま大樹でかなえるマイホーム支援補助金の一部改正についてご質疑をいただいているところです。

先ほど私からも、そして担当課長からも説明をさせていただきましたが、この事業は5カ年間継続して、目標件数を大きく上回るような事業の実施をいただいているところです。5年間、先ほど申し上げたとおり、管内でも遅いスタートだったということもあって、奨励する意味を強める中でも管内でもかなり高い金額での補助内容にさせていただいたところです。

今回この制度をどうしていこうかというところを検討した中で、住生活基本計画の中でも必要な事業であるというような位置づけにもなっておりますので、今回継続について条例の一部改正をお願いしているところでもあります。継続するにあたって、5年間の経過等も含めて見直すべきところは見直していく、また新たに加えるもの等についても加えていくという形で条例の制度の中身を計画しているところでもあります。

当初、5カ年間奨励事業であったということも含めて、見直す部分は見直していく、または当然財源が必要で、一般財源で事業を行っておりますので、そういう項目も含めた中で見直すところは見直していくけれども、事業としてはその思いも含めて継続していきたいという内容でご提案申し上げますので、ぜひ内容等も含めてご理解を賜ればなというふうに思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

船戸健二君。

○船戸健二議員

関連です。

見直すところは見直すということでしたが、やっぱり子どもに対する補助の減額というのは、少子化対策としても、中長期的に見て効果を弱めるものではないかと思えます。その点

について再度お聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も、今回の改正の中身で幾度となく担当課、副町長とも交えた中で検討を進めてきております。私は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の思い、または大樹町にとって未来をつくってくれる子ども達への応援という思いは少しも後退はしておりません。

ただ、制度をこれからも最低でも5年間実施していく中で、財政規模も含めて適切な対応、または今回、先ほども申し上げましたが、新たに項目として加えた部分も予算化していかなければならないという点も踏まえて、各項目に対する補助額について設定させていただいたという点は、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

決して子育ての思いを後退しているという思いはみじんも持っておりませんので、そこもご理解を賜りたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回の事業は継続ということで、厳しい財政難で5年間継続してやるというのはやっぱり町長の思いが強いのではないかと思います。新たに追加する4番、5番ですけれども、4番の認定住宅とあるのですけれども、これはどういう住宅なのか。それと、5番目の効率機器というのですけれども、結構高額になるのですよね。それについてちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

まず4番の長期優良認定住宅、それから低炭素認定住宅、省エネ認定住宅、北方型住宅2020、これらの4つの部分についてなのですけれども、道に確認申請と同時にこれらの4つの認定を受けたものの届出を一緒に申請していただきます。そうしますと、国からの補助金が45%町に入る制度でございまして、例えば町からある方に100万円補助したとすれば町に45万円の補助金が入ってくるという制度でございまして。

それと、5番の高効率機器についてですが、これは最近新しい住宅は結構使われている設備でございまして、これらも今までは見ていなかったのですけれども、これらを設置することでエコになるという部分から、今回加算額として追加させていただきました。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

すみません、ちょっと理解できていなかったのですが、例えば国から補助金が100万円来て、45%というのですけれども、よく分からないのですけれども、加算額が30万円というのは結局どういうふうに理解していいのか。

それと、多分ゼロカーボン宣言にちなんで新しく想定したのだらうと思うのですけれども、そうしたら確認申請なんかでやると結構坪単価が上がってくるのですよね。そう考えると、そういったゼロカーボン宣言をしていくのなら、もう少しこの辺は加算額も、今回はこれでいいのですけれども、今後は新たに検討していただきたいのですけれども、それについて最後お願いいたします。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

すみません、説明が不足でした。

4番の加算額については30万円となっているのですけれども、全体で基本50万円、それから子どもが例えば2人、それから高効率機器、それから長期優良住宅を合わせて、総額100万円をその方に補助した場合、その100万円のうちの45%が国から戻ってくるという制度でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

本日、行政報告の中でも大樹町もゼロカーボン宣言をさせていただいたところです。

今後、ゼロカーボンを進めるにあたって、確かに議員がおっしゃるとおり、高効率機器の導入等も含めて、各住宅でのカーボンニュートラルの発生を抑えていくという取組も必要だというふうに思いますので、その進捗も見ながら、取りあえず10万円でスタートさせていただいて、行動計画の中でこういう部分も盛り込んでいく必要があつて、計画的に進めていくということであれば、この10万円についてもさらに加算を図るような検討はさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第66号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第67号

○議 長

日程第14 議案第67号大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第67号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてをお願いするもので、総務省消防庁長官より消防団員の確保を目的に団員の処遇改善に対する基準が示されたことから、本条例も基準を参考に改正を行うものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第67号大樹町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につい

て説明させていただきます。

条例の説明に先立ちまして、概要から説明させていただきます。

今回の改正は、総務省消防庁長官より消防団員の確保を目的に団員の処遇改善に対する基準が示されたことからするもので、各報酬額の見直し、出動報酬の創設及び文言整理等が主な内容でございます。

それでは、条例改正につきまして、改正条文に沿って説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正する。

第10条では、服務規律を定めるもので、改正前では「水火災その他の災害」としていたものを、改正後は、水火災又は地震等の災害の定義として「災害」と総称するように改正するものでございます。

第14条は、報酬の額及び支給方法を定めるもので、改正前の年額報酬に加え、出動報酬を定めるものでございます。第1項の年額報酬については、地方交付税単価を基本に、副団長の「6万4,000円」を「6万9,000円」に、班長の「3万7,000円」を「3万8,000円」に、団員の「3万円」を「3万6,500円」に改めるものでございます。

2ページに移りまして、中ほどの第5項から第7項までは災害等に従事する場合の出動報酬について、改正前の出動費用弁償に代え、出動報酬として新たに定めるものでございます。

3ページをお開き願います。別表をご覧ください。

改正前は、第15条の費用弁償の別表としていたものを、改正後では、第14条における出動報酬の別表として定めるもので、団員の災害の場合における出動報酬を「1回につき4,800円」を「1日につき8,000円」に改め、1日の時間を7時間45分に定めるもの。警戒、訓練、その他の場合は、「1回につき3,700円」を「1日につき4,300円」に改めるものでございます。

2ページに戻りまして、下段の第15条は、費用弁償を定めるもので、改正前の第2項で定める出動費用弁償を削除し、改正前の第3項から第5項までを、改正後は1項ずつ繰上げ、災害出動時の車賃及び出張時の旅費の支給に関してを費用弁償として支給するように改めるものと文言の整理でございます。

4ページに移りまして、附則でございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

3ページの別表の第14条関係で伺います。

後段に、ただしから、「出動において活動に従事しない場合は、1日につき4,800円とする」となっているのですが、素人なので、活動に従事しないという意味が理解できないので、説明をお願いします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

災害が発生して、召集して消防に参集するのですけれども、結果として現場に出動しないで解散となった場合を、この場合のただし書において定めてございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第67号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第68号

○議 長

日程第15 議案第68号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第68号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、十勝圏複合事務組合規約の変更についてをお願いするもので、地方自治法の規定により一部事務組合規約の変更にあたっては、関係地方公共団体の協議により、これを定めることとされておりますので、今回ご提案申し上げるものであります。

変更の内容については、新旧対照表をご覧ください。

第3条の表、(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務を共同処理する市町村であります。令和4年4月1日から幕別町忠類村地区が加わることに伴い、規約の一部を変更しようとするものでありますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第68号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第69号

○議 長

日程第16 議案第69号南十勝複合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第69号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、南十勝複合事務組合規約の変更についてをお願いするもので、大樹町、広尾町、幕別町の3町で構成している南十勝複合事務組合において共同処理しておりますごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務及び小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務について、幕別町（旧忠類村地域）が令和4年3月31日をもって離脱すること等に伴い、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合を構成する地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得なければならないとされております。

また、当該協議は同法第290条の規定に基づき、議会の議決を経なければならないとされておりますことから、提案するものであります。

2ページの議案第69号、説明資料をご覧ください。

第3条は、組合の共同処理する事務について規定しております。表のし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務については、平成17年4月1日から現在の南十勝複合事務組合（旧南十勝3町村複合事務組合）の全ての構成町が現在の十勝圏複合事務組合（旧十勝環境複合事務組合）での共同処理に移行していることから、項目自体を削るものであります。

同表のごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務と小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務については、共同処理する町から幕別町（旧忠類村地域）を削るものであります。

次に、3ページの別表をご覧ください。

別表は、同組合の経費に係る負担の割合について規定しております。別表の全部改正であります。変更点は、共同処理を終了しているし尿処理施設の設置及び管理運営に要する経費の項を削り、ごみ処理施設・最終処分場及び小動物焼却処理施設の設置並びに管理運営に要する経費の項から幕別町の負担割合を削るものであります。

議案の1ページにお戻り願います。

なお、附則についてであります。この規約は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

組合の構成は、その時代によって変わっていきますので、これは仕方ないことかなと思うのですが、大樹町のほうでどのようにお考えになっているというか、幕別町の部分の使用量が2,000万円ぐらいだと思ったのですが、その部分の収入がなくなりますけれども、施設の運営費はコストとしては変わらないと思っているのですが、そういう試算がなされているのかが1つと。

あと、焼却処理施設は6年なり7年後に十勝圏のほうに行くようなことでスケジュール管理されていると思うのですが、この場合、施設の廃棄というか処理というか、施設を処分しなければならないと思うのですが、そういうときに幕別町の部分の負担割合というのは、将来的に生じるものなのか、生じないものか、その2点についてお伺いします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

次の議案第70号で施設の処分に関しては触れております。

施設のコストですが、忠類から来るごみの分が減りますので、焼却処理の総量も若干減りますので、その分のコストは下がるでしょうけれども、大きな違いはなくコストはかかると思っております、それは広尾と大樹で50%、50%で負担していこうということで、共同処理する令和9年まではそういった負担でやっていくということで、具体的なコストの計算は予算審議の中でこれから行うということになりますけれども、大きくは減らないとは思っております。

以上です。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

施設の処分についての負担割合でございますけれども、建設当初から令和4年3月31日までに建てられた建物、機械につきましては、広尾町、大樹町がそれぞれ45%、幕別町10%という形で負担はかかるものでございます。令和4年4月1日から建てられる建物や機械につきましては、広尾町と大樹町で半分ずつ負担するということになってございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第69号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第70号

○議 長

日程第17 議案第70号南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第70号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてをお願いするもので、南十勝複合事務組合において共同処理しておりますごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務及び小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務から幕別町(旧忠類村地域)が令和4年3月31日をもって離脱することに伴い、財産処分について協議書により定めるものであります。

一部事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、地方自治法第289条の規定に基づき、組合を構成する地方公共団体の協議により、これを定めるものとされております。

また、当該協議は、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を経なければならないとされておりますことから、提案するものであります。

3ページをご覧ください。

幕別町(旧忠類村地域)が南十勝複合事務組合の共同処理するごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務及び小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務から離脱することから、協議書において決算剰余金を除き、当該事務に係る同組合の財

産の権利を放棄するとともに、離脱後の経費の負担方法について定めるものであります。

4ページをご覧ください。

別表1については、幕別町が令和4年度から6年度まで負担する埋立処分場の管理運営に要する経費の項目であります。埋立処分場の管理運営に要する経費は、埋立処理に係る経費と汚水処理に係る経費があり、忠類村地域のごみが搬入されなくても汚水の処理は継続され、経費の負担が生じるものであります。

別表2については、幕別町が令和4年度から6年度まで負担する最終処分場の負担額であります。負担の額は、平成28年度から令和2年度までにおける決算額、5年間の平均額としております。経費負担の3年の期間については、北海道内の他の最終処分場の廃止事例から受入終了と廃止届出許可までの期間を参考としております。

また、年度ごとにおける負担する額が減少となるのは、埋立総量に対して忠類村地域の埋立割合が減少するため、基準額を補正し、負担額を減ずるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第70号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第71号

○議 長

日程第18 議案第71号町道路線の認定についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第71号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町道路線の認定をお願いするもので、緑苑行政区内の町道振別団地6号線に接する高校通26番地27の用地は道路用地となっておりますが、町道として認定されていないため宅地利用が進んでおらず、行政区からの要請もあり、今回町道として認定しようとするものであります。

内容について、朗読して説明をいたします。

議案第71号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、下記の町道を認定する。

記。

路線番号、416。

路線名、振る別団地9号線。

起点、高校通26番地75。終点、高校通26番地91。

延長、87.14メートル。

路線名については、町道路線の認定に関する要綱により、原則として字名または行政区名とすることとしておりますが、本路線については、緑苑行政区内で既に町道認定している路線、振別団地8号線に続き、振別団地9号線としております。

なお、次のページに図面を添付しておりますので、ご確認をいただくとともに、内容をご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第71号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第72号

○議 長

日程第19 議案第72号令和3年度大樹町一般会計補正予算(第7号)についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第72号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町一般会計補正予算(第7号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1億1,139万5,000円の追加と地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第72号令和3年度大樹町一般会計補正予算(第7号)について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,139万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億4万7,000円とするとともに、地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

説明にあたりましては、事業の追加や事業費増減の大きなものなどに絞らせていただき、事業の執行見込み額の精査によるものは説明を割愛させていただきます。財源内訳につきましても、一般財源のみの増減や事業確定に伴う補助金増減等の財源調整分につきましては、

説明を割愛させていただきます。

最初に、議会費、議会運営費、報酬と旅費で132万5,000円の減。報酬につきましては、常任委員の改編に伴う委員長職の変更により1名分が不足となり増額とするもの。旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために会議等が中止となったため減となるものがございます。

その下から5ページにかけまして、総務費全体で2,332万8,000円の増。

最初に、一般管理費、庁舎管理費、委託料で19万4,000円の増。新庁舎の建設工事が1月14日までとなっており、検定引渡し後の防犯対策として機械警備を行うため、3カ月分の委託料を計上してございます。総務管理費、報酬で24万9,000円の増。再任用職員の報酬について、職位の級の見直しにより不足が生じることとなったため、増額をお願いするものがございます。

財産管理費、町有地・建物維持管理費、委託料で191万円の増。令和4年度から建築物の解体におけるアスベスト規制が強化され、床面積が80平方メートル以上、または請負金額が100万円以上の場合は工事開始前にアスベストの有無の調査が義務づけられたため、次年度に解体を予定している南通の職員住宅1棟、それから旧歴舟中学校職員住宅1棟、旧生花診療所1棟、計3棟に係る調査業務委託料を計上するものがございます。

企画費、宇宙のまちづくり推進事業、旅費から委託料まで967万1,000円の増。財源は、特定財源として国道支出金が地域づくり総合交付金で490万円、その他では魅力あるまちづくり推進基金からの繰入金で495万円、一般財源は17万9,000円の減。旅費については、地域活性化起業人の活動旅費で不足が見込まれるため増額をお願いするもの。役務費では、北海道スペースポートの商標権出願登録手数料の計上。委託料では、北海道スペースポートPR業務として企業からの寄附などによる支援を増加させるための委託料の増額をお願いするものがございます。

庁舎建設費、役場庁舎建設事業、需用費と委託料で68万5,000円の減。それぞれ事業費の確定による減でございます。また、財源内訳では、建築主体のうちの外部建具などの一部が補助対象外となったことのほか、外構工事が起債事業の対象となったことから、地方債を9,190万円の増、その他では補助金など1,269万2,000円の減、一般財源は7,989万3,000円の減となっております。

5ページに移りまして、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、委託料と備品購入費で1,255万1,000円の増。財源は、特定財源として国道支出金が78万1,000円、地方債が1,050万円、一般財源は127万円。委託料では、役場庁舎の移転に合わせ戸籍システムをクラウド化して導入するもの。備品購入費では、地方創生臨時交付金を活用し、マイナンバーカードなどの本人確認書類裏面印字システムを導入するものがございます。

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査経費、報酬から備品購入費まで43万1,000円の減。

監査委員費、監査委員経費、旅費で13万1,000円の減。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために会議等が中止となったため、減となるものでございます。

5ページから6ページにまたがりまして、民生費全体で3,861万3,000円の増。

社会福祉総務費、社会福祉一般事業、扶助費で221万4,000円の増。財源は、国道支出金が50万円、一般財源は171万4,000円。福祉灯油等支給事業につきまして、灯油価格の高騰により予算の不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

発達支援センター費、発達支援センター運営費、報酬と給料で170万7,000円の減。新規職員の採用を見込んでおりましたが、応募がなく、会計年度任用職員の雇用としたことにより報酬で58万5,000円の増、給料で229万2,000円の減とするものでございます。

6ページに移りまして、公衆浴場費、公衆浴場運営費、備品購入費で80万7,000円の増。財源は、全額国道支出金で、地方創生臨時交付金を活用し、公衆浴場の券売機を購入するものでございます。

児童措置費、子育て世帯への臨時特別給付金事業、役務費と負担金、補助及び交付金で3,729万9,000円の増。財源は、全額国道支出金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、18歳以下1人当たり5万円の臨時特別給付金740人分と事務費の計上でございます。

衛生費全体で2,218万5,000円の増。

健康づくり推進費、健康推進事業、負担金、補助及び交付金で16万円の増。帯広厚生病院運営費補助金の増によるものでございます。

成人保健費、成人保健事業、委託料で481万円の増。財源は、国道支出金が206万8,000円、一般財源は274万2,000円。健康管理システムの改修で、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業により様式の標準化、情報連携システムの整備を行うものでございます。

予防費、新型コロナウイルス対策事業、職員手当等から委託料まで1,721万5,000円の増。財源は全額国道支出金で、新型コロナウイルスワクチンの追加接種3回目に係る経費を計上してございます。

7ページに移りまして、労働費全体で535万7,000円の増。

労働諸費、勤労者センター運営費、需用費で12万1,000円の減。通年雇用促進支援事業、工事請負費で547万8,000円の増。財源は、全額国地方創生臨時交付金で、季節労働者等の冬季就労の場として実施を予定し、今年度は芽武地区農業用排水路の支障木伐採で、延べ人数で140人程度の雇用を想定してございます。

次に、農林水産業費全体で2,005万9,000円の増。

畜産振興費、家畜共進会・共励会事業、報償費と負担金、補助及び交付金で56万1,000円の減。各種団体育成事業、負担金、補助及び交付金で40万円の減。

水産振興費、水産振興一般管理費、負担金、補助及び交付金で890万円の増。財源は、

その他で130万円、一般財源は760万円。町が全国から募った寄附金を財源とし、試験養殖事業を実施している漁業者団体に赤潮被害に対する緊急支援を行う補助金として180万円。同じく赤潮による漁業被害を受けた大樹漁協に対し、経済的負担の軽減と地域漁業の振興に資する持続的な取組を支援するための補助金として710万円を計上するものでございます。

次に、秋さけ定置漁業緊急支援事業、負担金、補助及び交付金で360万円の増。本町の大宗漁業である秋さけ定置漁業が11月に今年度の漁期が終了し、5年連続の記録的な不漁となっております。秋さけ定置漁業者が漁獲金額に応じて負担している一般社団法人十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会会費の負担割合が不漁により令和元年度から特例措置で2%増加したことで漁業者の負担が増え、漁業基盤の不安定化が懸念されることから、緊急的に支援を行うものでございます。

大樹町漁業振興事業、負担金、補助及び交付金で232万円の増。財源は全額国道支出金で、地方創生臨時交付金を活用し、水産関連産業流通衛生環境向上事業として、大樹漁協が導入する水産加工品を高速、効率的に包装・梱包する設備の導入に対し、補助対象経費の5分の4を補助するものでございます。

経営継続支援事業、負担金、補助及び交付金で620万円の増。財源は全額国道支出金で、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した漁業者を支援するために、一月の売上げが前年または前々年同月比で20%以上減少している事業者に対し、20万円を上限に支援金を給付するもので、31経営体分の計上でございます。

8ページに移りまして、商工費全体で374万7,000円の減。

商工振興費、商工業振興対策事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで272万9,000円の減。クーポン券発行事業助成金、飲食店等販売促進事業補助金、時短等協力事業者支援事業の事業費確定による減でございます。

市街地開発推進費、TMO活動推進事業、負担金、補助及び交付金で101万8,000円の減。

次に、土木費全体で1,084万4,000円の増。

道路維持費、土木車両維持管理費、需用費で100万円の増。燃料価格の高騰により燃料費の不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。橋梁長寿命化事業、委託料と工事請負費で1,005万6,000円の減。委託料では、橋梁長寿命化点検業務と中島新橋補修実施設計業務の事業費確定により2,285万6,000円の減であります。中島新橋の補修実施設計により一部で早期に補修が必要となったことから工事請負費として1,280万円の増で、財源は交付率上限62.7%の国庫補助金と地方債等でございます。

住宅管理費、大樹でかなえるマイホーム支援事業、報償費と負担金、補助及び交付金で1,990万円の増。当初予算では、町内在住、移住者、新築・中古合わせて15件を見込んでございましたが、現在交付済み及び交付予定の合計で31件の利用があり、当初予算では不

足するため、今年度の申請分も見込み、追加をお願いするものでございます。

消防費、災害対策費、防災対策推進事業、工事請負費で694万1,000円の増。財源は、国道支出金が462万7,000円、地方債が230万円、一般財源は1万4,000円。総務省所管の公衆無線LAN環境整備支援事業を活用し、避難所である町内3カ所のコミュニティセンターについて災害避難時の情報収集手段として、また平常時は施設利用者の利用も可能とし、公共施設の有効活用を図るために各施設内に無線によるインターネット環境を整備するものでございます。財源のうち地方債につきましては緊急防災・減災事業債で、起債償還額の7割が交付税措置されるため、町の負担としましては70万円程度でございます。

9ページに移りまして、教育費全体で141万8,000円の減。

教育振興費、教育振興事業、共済費から負担金、補助及び交付金まで48万4,000円の減。学校管理費、小学校の学校管理費、共済費と負担金、補助及び交付金で7万3,000円の減。学校管理費、中学校の学校管理費、共済費と負担金、補助及び交付金で7万3,000円の減。

教育振興費から中学校の学校管理費までに計上している共済費と負担金、補助及び交付金は、それぞれフルタイム、会計年度任用職員が加入する勤務2年目以降の共済組合制度でございますが、当初予算では市町村共済組合で計上しておりましたが、教育現場に勤務する場合は公立学校共済組合に加入すべきものとなり、負担金の掛け率素因により減額となるものでございます。

学校給食費、給食調理事業、委託料及び備品購入費で78万8,000円の減。

次に、10ページにかけまして、諸支出金944万2,000円の減。

事業会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金における特定財源の国道支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を繰出金とするものでございます。

10ページに移りまして、特別会計出資及び補助金、病院事業補助金における特定財源の地方債は、医療機器購入費の一部に充当するための借入れでございます。

以上、歳出補正額合計1億1,139万5,000円の増。

財源内訳では、特定財源が国道支出金で7,885万6,000円の増、地方債で1億1,010万円の増、その他で644万2,000円の減。特定財源の合計では1億8,251万4,000円の増で、一般財源が7,111万9,000円の減となるものでございます。

次に、歳入について主なものを説明させていただきますので、14ページ、15ページをお開き願います。

事項別明細書の14ページ、15ページ、上から3段目。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節企画費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、水産関連のほか、雇用創出事業など6事業に充当してございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

19款1項ともに繰入金、1目基金繰入金のうち、森林環境譲与税基金繰入金は、新庁舎建設に伴う備品で、柏林公園の柏材を活用したテーブル等に充当するもの。

下がりまして、21款諸収入、5項2目ともに雑入のうち、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、建築主体のうちの外部建具などの一部が補助対象外となったことから減となっております。

22款1項ともに町債で、1目過疎債と5目公共施設等適正管理推進事業債では、役場庁舎建設に係る事業債について外構工事が公共施設等適正管理推進事業債の対象となったことから、増減してございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額99億8,865万2,000円。補正額、1款議会費から13款諸支出金まで1億1,139万5,000円の増、補正後の歳出合計101億4万7,000円。

続きまして、歳入を説明いたしますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額99億8,865万2,000円。補正額、11款地方交付税から22款町債まで1億1,139万5,000円の増、補正後の歳入合計101億4万7,000円となるものでございます。

続きまして、第2表、地方債補正を説明いたしますので、3ページをお開き願います。

内容は、地方債の変更でございますが、過疎対策事業の限度額を240万円減額し1億2,890万円に、臨時財政対策債の限度額を5,885万円減額し1億6,015万円に、公共施設等適正管理推進事業の限度額を1億1,020万円増額し12億5,080万円に、緊急防災・減災対策事業の限度額を230万円増額し1,290万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第72号につきましては、提案理由の説明が終了しております。

お諮りします。

本件の審議にあたっては、同一事件に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入は一括してこれを適用することとしたいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

はじめに、事項別明細書18ページ、19ページ、1款議会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、18ページから21ページまで、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

19ページ、2款総務委費、1項総務管理費、3目財産管理費、12節委託料のアスベスト関係で伺います。191万円の補正予算なのですが、これまでも多くの建物の解体工事を実行してきているはずなのですよ。それで、町の建物にアスベストがどの程度使用されているのか、使用されていないのか。量的なものをこれまでの経過の中で把握をしていなくて、改めてその建物に使われているか使われていないかのいろはから全部チェックしなければ分からない状況なのかどうか、疑問があるので、その辺をまずお聞かせください。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

ただいまのご質問ですけれども、町の公共施設において、それぞれの建物でアスベストがどれだけ入っているかというのは現状としては把握してございません。

それで、令和4年4月からアスベストの関係で、解体改修工事に係る事前調査の結果、届出制度として労働基準監督署に届け出なくてはならないという法律が新しくできましたので、それぞれの建物でそれぞれ調査しなければならないということになったことから、今回補正をかけて調査することになったものでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

アスベストの関係については、大事なことだという理解はしています。ただ、建物を建てるときに、設計の関係でどういう場所にどういうものを使っているか、アスベストがどの程

度、例えば重さだったら何キログラムとかというのが、僕は残っているのではないかなということなのだけれども。

それが分かっている、今の法律でいうと改めてやらないと許しませんよということなのかですか。だから数量が分かっている、例えば先ほど言われました新通の住宅でいうと、これは1棟に対して例えば何キログラムとか何平米とか使っていますというのが分かっているのだったら、僕はそれでもいいのかなと思っているのですが、それはいけないと。

どうしても改めてそれが正しいかどうかのチェックを入れてきちっと報告しなければならぬという縛りがあるのかどうか、もう一度お答えください。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

それぞれの建具や天井の材質に何グラム入っているかではなくて、例えばこの屋根の天井に含有しているかどうかという部分で調査をしなければならないという決まりとなりました。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

19ページの委託料の関係で、北海道スペースポートPR業務で875万円の補正を組んでいるのですけれども、一応特定財源、その他は基金繰入れなのですけれども、PR業務というのは、いつまでの期間を指しているのか。3月までなのか、これから1年間分なのか、その辺をちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

北海道スペースポートPR業務につきましては、内容としましては、これから3月までの間の中で必要なPRに係る業務をやっていくのですけれども、作成するものがPRの動画であるとか、コンセプトブックの英語版の作成であるとか、コンセプトブックのさらなる詳細版の作成などとなっております、作ったものはその後もずっと当面の間は使っていくと、来年度以降も使っていくというふうに考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、北海道スペースポートPR業務の当初予算で多分118万8,000円くらい見ていたのですよ。それは、北海道スペースポートの優位性や意義などについて、理解、促進

を求めるよう内容の冊子の制作を行う業務をデザイン企画会社に委託するというのが当初予算だったのですね。あと4カ月のために何で875万円もこんなに急に増えるのか。それであれば、当初予算からきちっと見て、総額で993万8,000円くらいになると思うので、もう1,000万円近いのですよ。この辺の予算の組み方に何か問題があるのではないかと思いますので、どうして急にこのように増えるのか、それについて聞きたいのですけれど。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

議員おっしゃるとおり、110万円を5月の臨時会で北海道スペースポートPR業務として計上しております。この110万円につきましては、北海道スペースポートのホームページ等の運営のための業務として、スペースコタン社に対して業務を委託してそれをやっていたいております。

今回のPRについては、先ほど申し上げたような形で、さらなるPRの加速化というか、来年度着工を目指していますLC1整備であるとか、滑走路の延伸については、国からの交付金以外の部分というのは、前から申し上げているとおり、企業版ふるさと納税などの寄付によって賄いたいと考えておまして、LC1の来年度着工分に向けてはある程度のめどが立ってきているところですが、さらにその先には、前から申し上げている形ですが、全体でLC2を含めると50億円、これは町だけのことでは難しいのですけれども、数百億円かかると言われている3,000メートルの滑走路を造るというふうな目標もございますので、それに向けましては、国であるとか大手の企業に対して強くPRしていかなければならないというところがありまして、すぐに取り組めるような形で何とかやらせていただいたいなと思っておまして、この時点での計上をさせていただきたいなと思っておるところであります。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、先ほどの行政報告でも話をしましたけれども、宇宙サミットでも、町の持ち出しが520万円、ほかの企業からもいろいろ入れまして約835万円という説明を受けたのですけれども、そのときでもL1射場だとかL2だとか、3,000メートルの滑走路もちゃんとPRしているのですよね。冊子もあるのですよ。そこをもってきて何でこんなに投資を、ふるさと納税企業版で募っているのですから一般会計から直接出ていないのですけれども。町長に聞きたいのは、その辺のスペースコタンの会社とのすみ分けはきちんとできているのかなと。

これでいってしまうと、来年もおそらく1,000万円近いPR事業が、本当に軌道に乗るまでといったら、PR事業もおそらく当初は少ないけれども、また補正、補正で1,000万円近いPR経費が出ていくのではないかという心配をしているのですけれども、その辺について、今後スペースコタンの会社との業務のすみ分けを、大樹町はここまでだよ、その後はきちんとスペースコタンでやらなければいけないといったすみ分けが、まだできていないのではないかと思うのですけれども、それについて町長どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、総務費の中で北海道スペースポートのPR業務ということで、875万円の予算を計上させていただきました。内容については、先ほど担当のほうから説明があったとおり、動画、または現在整理しておりますパンフレット等リーフレット等の内容をさらに充実させる、詳細にするというような取組の経費であります。今年度の予算要求ではありますが、出来上がったものについては、次年度以降のPR活動に有効に、そして積極的に活用していければなというふうに思っているところです。

北海道宇宙サミット実行委員会で、私どもまたはスペースコタン等のメンバーも含めて、あとは十勝の企業の皆様とともに開催をさせていただきました。PRは、機運を醸成するという意味では多くの方にご賛同、ご参加をいただき、それなりの反響はあったのではないかなというふうにも思っているところです。その実行委員会の中でもスペースコタン、または一部インターステラの出向のスペースコタンの役員もおりますが、そういう方達の英知が盛り込まれたイベントになったのかなというふうにも思っているところです。

今後、私どものスペースポートの誘致、設置に向けては、スペースコタン側の大きな活動の力を発揮してもらいたいなというふうにも思っており、今後、私ども大樹町とスペースコタンの役割、かぶる部分も当然ありますし、それぞれ担っていく部分もありますので、そういうところについても、今以上にはっきりと見える形で運営していきたいなというふうにも思っているところです。

スペースコタンは、この4月に設立をし、ここまで約8カ月程度活動をしてまいりました。まだまだお互いに整理をしながら進んでいかなければならない点多々あるかなというふうに思いますし、活動または役割をしっかりと見える形でやっていくことも私ども大樹町の務めだなというふうに思っておりますので、そういう点についても、今後もまた何か至らない点などがあれば、ぜひご指摘いただいた中で、よりいい形で大樹町が目指す北海道スペースポートの実現に向けて取り組んでいければなというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、20ページ、21ページ、3款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

21ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費の福祉灯油について伺います。令和3年度の当初予算は、実績を考慮して対象戸数470戸分で、単価80円掛ける150リットルで560万円計上しているのですが、灯油の急騰によって補正をするのですが、大体計算上でいうと30円の高騰で470戸分、150リットルでやると大体211万5,000円になって、丁度なのですね。

それで、単価の計算はそこに置いているのではないかと思うのですが、もう一方で、扶助の考えとして灯油150リットル、または商品券1万2,000円分という物の考えがあったわけであります。この状況でいうと、商品券1万2,000円分については、同じような計算で、例えば金額を置き換えるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

商品券の部分についてでございますけれども、灯油150リットル分掛ける、11月1日現在の基準として灯油が110円ということで、当初予算よりも30円増えておりますので、その分を今回補正でお願いしたところでございます。

商品券につきましても、同じ110円の単価掛ける150リットル分で、1万6,500円分を商品券として配布できるような形で考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

同じく関連ですけれども、今、同僚議員のほうから、対象戸数は前回と比べて10戸減って470戸ですけれども、470戸は間違いはないのか。その内訳は、例えば高齢者は400戸ですね。そのほか、障がい者20戸だとか、母子・父子が20戸、生保30戸とすると、当初の予算ですけれども、その辺は変わらないということではないのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

対象世帯数ですが、当初470世帯ということで予算を計上させていただきましたが、1月1日現在、私どもで調べた中では、対象世帯が476世帯ということになりました。

内訳につきましては、概算ですけれども、高齢者世帯が420世帯、障がい者世帯が5世帯、母子父子世帯が21世帯、生活保護世帯が30世帯ということで、合計で476世帯。それに単価110円で150リットル分ということで計上させていただいたところがございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

健康管理システムの改修業務なのですが、説明いただきましたので改修分については分かりました。この部分の既存の機能というか改修前の機能というのは、例えば予防接種の管理をしているとか、健康診断のこのようなこととか、がん検診のこのようなことに使っているというような既存の管理の部分について教えていただきたいと思います。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

健康管理システムの改修業務についてですが、今回、改修業務に必要なとなっているものががん検診ですとか骨粗鬆症検診、肝炎検診など標準的に健診機関から受け取るシステムを取り入れるための必要な経費ですとか、あとは、マイナンバーと転出入を連動して、その方の履歴が分かるようにしていくというようなことになっております。

もともと持っているものにつきましては、大樹町民の全員の健診の結果ですとか予防接種の履歴ですとかが入力できるような形になっております。あとは保健師が関わった家庭訪問の結果ですとか健康相談したときの結果ですとかという個人的な対応についての入力もできるようなシステムと今はなっております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今のお話しの中で、道内的というか十勝管内的というか、今のシステムとしての既存のプラスの部分含めてなのなのですが、その部分については特段ウイングが狭いとか広いと

か、対象項目が大樹町は優れているといったらいいのか、幅広く受け入れているとか、少し狭いというような、さらに改修の余地というのはないのでしょうか。

○議 長

もう少しかみ砕いて話してください。これをこうしたらこうなるでしょうとかと。漠然とし過ぎです。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今動いているシステムというのは、管内なり道内なりのシステムとしての幅広さというか受け入れの分というのは、これ以上拡張しなくてもいいようなシステムなのですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

大樹町に今ある健康管理システムにつきましては、ほかの市町村でも使っているシステムと同様のシステムを使っております、法的にいろいろなことが改正されれば、それに見合ったような形で常にバージョンアップしているようなシステムとなっております、できないとか、広いとかという機能が特別大きいというものではなく、あくまでも標準的に必要なものが記録できるようなシステムとなっております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、22ページ、23ページ、5款労働費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

23ページ、農林水産業費、3項水産業費、1目水産振興費の18節負担金で、経営継続支援事業の支援金を20万円上限で31経営体を対象としているという説明なのですが、1つは、20万円上限ということは20万円以下もあり得るのかということと、それから31経営体というのは、漁業者だけでなく、漁業に関連する事業者を含んでいるのかどうかの2点をまず伺いたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

経営継続支援金の関係でございます。20万円上限と定めてございます。もちろん、20万円を切った場合に当該金額になろうかと思えますけれども、その場合、最悪、前年の同月もしくは前々年の同月との比較なのですけれども、複数月を加算しても可とさせていただきます。

それから、関連業者への支援の部分でございますけれども、いわゆる産業分類上、漁業として認められるものは、ここで対象となります。例えば水産加工を行う場合は、製造業で第二次産業になりますので、商工で措置した支援金のほうが対象になるというものでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最初の20万円以下の場合のところを聞き漏らしたので、もう一回お願いします。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

具体例を申し上げます。今年の12月が前年に比べて例えば15万円の収入減であった場合は15万円なのですけれども、例えば令和4年の1月と令和3年の1月を比較するとそこも10万円下がっていたといった場合は、合算をかけて上限として20万円まで支給しますよという考えでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

同じく負担金、補助金及び交付金ですけれども、試験養殖事業と赤潮被害対策です。

多分これは秋サケ、シシヤモ、あと養殖のマスの関係だと思うのですけれども、一番直近の数値でよろしいですから、赤潮に対する被害額というのは、最終的にどのくらいの数字になったのか知りたいのですけれども。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

具体の金額というのは、まず1点目に180万円のほうの大樹サクラマス養殖事業研究会への支援金でございます。被害額につきましては、ここで試験養殖したサクラマスというのは、まだ市場に出たことがございません。昨年はしけで四百数十尾が全滅でございます。今

年は2,400尾弱なのですけれども、ほぼ壊滅状態ということで市場価値を図るところはございません。しかしながら、キロ500円くらいとして、例えば1.2キロでいくと600円程度、例えばこれが2,000尾もし処分できれば120万円とかといった数字が上がるかと思えます。

また、アキアジにつきましては、定置網の中に入ってへい死している確認されたサケが3,410尾でございます。こちら市場価格が今年は非常に高かったりするのですけれども、雄雌の比率であるとか、そこまでのチェックはしてございませんので、例えば相場でキロ当たり600円とか700円になると。例えば600円と仮定した場合に3,400匹ですから、それで3.5キロでいくと約710万円前後の損害という形になるのかと思えます。

ただ具体的に、そういうつかみではありますけれども、明確に被害額はこれだけというふうに公表してございません。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、これまでの秋サケだとかシシャモとかサクラマスですけれども、今ちょうど操業しています毛ガニとかツブとかホッキですけれども、これは獲ってみないと分からないのですよね。そうしたら、ひょっとしたら赤潮の原因もあるかもしれない。今後も毛ガニとかツブとかホッキとかに対してもそういった支援を考えているという解釈でいいのか。今後の支援事業の補助金について、町長にお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

水産業費の赤潮被害緊急支援補助金の説明をさせていただいているところです。

今回、赤潮被害の対策については、漁業協同組合ともどういう被害が想定されているのか、現状はどうかというところも情報交換をやりとりしながら取り組んでいるところです。

今回の710万円については、私どもとしては秋さけの被害を根拠にこの金額を算定させていただきました。シシャモについては、ほぼ漁が終わっているということではありすけれども、まだまだ具体の被害額が明確にはならないということと、今操業しておりますツブや毛ガニについても、これから全容が明らかになって被害の程度が見えてくるかなというふうに思っておりますので、その段階で再度どういう形で緊急支援ができるかというところは検討した上で、必要な部分については、これからの町議会において改めて追加という形で予算計上させていただければなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最後もう一点お伺いします。

今回は単発ですけれども、例えばシシャモにしても毛ガニにしてもツブにしてもそうですけれど、稚魚から漁獲するまでといったら結構3年、4年、5年、6年、物によっては7年、8年かかるものもあるのですよね。そうすると、今回は短期的ですけれども、場合によっては長期的に支援していくということも今後考えられると思うのですね。その辺は単費でやるのはなかなかきつい面もあるので、沿岸4町とか3単協ときちんと相談しながら国や道に要請活動を踏まえながら、町としての支援を十分考えていただきたいですけれども、それについてどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回の予算を計上させていただいている710万円については、緊急支援ということです。正直、漁獲がままならないということで、その手数料収入を主な財源としている漁業組合の運営が非常に厳しい状況にあるということでもありますので、今回については緊急支援ということですが、今議員のご発言のとおり、魚種によっては、今回の赤潮被害が数年にわたって資源が回復するまでにかかる魚種もありますので、その辺についても、今回は緊急支援でスポット的に行っていますけれども、漁業関係または漁組の支援については、長いスパンで考える支援の在り方も必要だなというふうに思っておりますので、十勝沿岸4町3単協で力を合わせて、前浜の状況を道や国に伝えていく中で、地元としてどういう対応ができるかというところは、またぜひ議員の皆様、そして漁業者のみんなからもどういうことが望ましいかという意向も聞いた上で、必要なものについては予算計上、または要請活動もしていければなというふうに思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

もう一回、先ほど課長から、私は関連業者もここに入るのかなと思って聞いたのですが、関連業者は製造業で、製造業は第二次産業だからここに該当しないという話があったのですが、とすると、大樹に関連事業者が何社あるか把握していないのですが、第二次産業対象分の救済措置は、今のところ何も考えられていないという解釈をしなければならないのですか。それとも、今後何か検討する余地があるのかどうか、そこを最後にお聞かせください。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

漁業の枠組での支援は行わないと。ただし、補正予算で商工業者に対する支援措置が出来

上がってございます。その件につきましては、関係課長のほうに説明をお任せします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

商工業者に対します中小企業等の特別支援金の内容につきましては、先ほど漁業者支援と同じような内容で、令和3年5月から9月のいずれかの月で、前年または前々年度と比較しまして20%以上減少しているという部分が該当になりますが、今回の商工業者に対する中小企業等の支援金につきましては、ある程度業種の範囲を限定しておりまして、小売業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業、写真業、旅客利用者運送業といった形で、製造業については今回この中には含まれておりません。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、24ページ、25ページ、8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、9款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

消防費のことで無線LANです。3カ所のコミセンということなのですが、無線LANで今やられているのですのですけれども、今後、光ファイバーの工事もまた併せてやられているのですけれども、これができた場合、無線LANはどうなるのでしょうか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

今回の無線LANというのは、コミュニティセンターの施設の中を無線LANで情報収集できるといった内容のものでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、24ページから27ページまで、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、26ページ、27ページ、13款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、事項別明細書14ページから17ページまで、歳入全般についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

続いて、議案3ページ、第2表地方債補正についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

最後に、歳入歳出全般についての確認もれがあれば、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第72号の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第72号の件について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第73号

○議 長

日程第20 議案第73号令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第73号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回の補正は、歳入予算予算の総額に変更はなく、歳出予算内での増減によるものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第73号令和3年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出予算内での増減によるものでございます。

事項別明細書でご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願います。

歳出です。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目居宅介護サービス計画費、補正額15

0万円の増。4目福祉用具購入費、補正額50万円の増。いずれも執行見込みによる不足が見込まれるための増でございます。

2項高額介護サービス費、補正額200万円の減。執行見込みによる減でございます。

以上、1項介護サービス等諸費と2項高額介護サービス費による200万円ずつの増減により、歳入における補正額はございません。

次に、総括についてご説明いたしますので、3ページ目をお開き願います。

歳出合計、補正前の額7億6,734万5,000円。2款保険給付費は、項款での相殺により補正額はございません。補正後の歳出合計7億6,734万5,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第73号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第74号

○議 長

日程第21 議案第74号令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第74号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は歳入予算それぞれ96万7,000円の追加であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼デイサービスセンター所長から説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼デイサービスセンター所長

それでは、議案第74号令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ96万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億723万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

2款1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額96万7,000円の増。再任用職員の勤務形態の変更により、給料及び職員手当から報酬へ組み替えるものと、備品購入費では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした一般会計繰入金で、連動ケアベッドと車椅子の機能を備えた離床補助機能付ベッド1台を購入するものです。

次に、6、7ページの歳入をお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額96万7,000円の増です。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額4億626万8,000円。補正額、2款介護老人福祉施設事業費で96万7,000円の増。計4億723万5,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額4億626万8,000円。補正額、3款繰入金で96万7,000円の増。計4億723万5,000円となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第74号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第75号

○議 長

日程第22 議案第75号令和3年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第75号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額についての過年度分損益勘定留保資金から補填する額を6,776万7,000円に改め、収益的支出の予定額を86万7,000円増額、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額についての過年度分損益勘定留保資金から補填する額を2億3,471万4,000円に改め、資本的支出の予定額を300万円増額、

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を28万9,000円増額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第75号令和3年度大樹町水道事業会計補正予算（第4号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文括弧書き中「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,690万円は、過年度分損益勘定留保資金6,690万円で補てんするものとする。」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,776万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,776万7,000円で補てんするものとする。」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予定額86万7,000円増額するものでございます。

次のページをお開き願います。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,171万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,171万4,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,471万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,471万4,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予定額300万円増額するものでございます。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

職員給与費、補正予定額28万9,000円増額するものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正予算額54万1,000円の増。3目総係費、補正予算額32万6,000円の増。ここでは、燃料費と給料の補正をお願いするもので、給料につきましては、人事異動に伴う給与の移動があったことにより不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。原水及び浄水費と総経費の燃料費につきましては、燃料価格の高騰により不足が見込まれるため、増額をお

願いするものでございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金、補正予算額86万7,000円の増。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額300万円の増。ここでは、負担金を願いするもので、高規格幹線道路大樹広尾道路工事に伴う水道移設補償協定に基づく負担金の計上でございます。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金、補正予算額300万円の増。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第75号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第23 議案第76号

○議 長

日程第23 議案第76号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第76号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出それぞれ49万3,000円の増額、第3条の資本的収入及び支出では、収入支出それぞれ334万1,000円を増額するものであります。第4条の企業債では、起債の限度額を370万円に改め、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費を49万3,000円増額し、第6条では、他会計からの補助金を4億2,299万6,000円に改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第76号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、収入支出ともに49万3,000円を増額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予定額につきましては、収入支出ともに334万1,000円を増額するものでございます。

次のページをお開きください。

第4条、予算第5条で定めました起債の限度額を次のとおり改める。

「260万円」を「370万円」に改めるもので、起債の目的、起債の方法等は補正前と同じでございます。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

給与費の予定額を49万3,000円増額し、7億8,102万4,000円に改めるものでございます。

第6条、予算第8条中「4億3,475万円」を「4億2,299万6,000円」に改める。他会計からの補助金を1,175万4,000円減額するものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で49万3,000円の増。新型コロナウイルスワクチン追加接種の実施にあたり、週休日の開設に伴います時間外勤務手当を増額するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款病院事業収益、1項医業収益、3目その他医業収益で1,224万7,000円の増。新型コロナウイルスワクチン追加接種の実施に伴います一般会計からの接種業務委託料を増額するものでございます。

2項医業外収益、3目他会計補助金で1,175万4,000円の減。その他医業収益の増額に伴いまして一般会計補助金を減額するものでございます。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費で334万1,000円の増。機器及び備品購入費で、医療機器では大腸検査用の内視鏡洗浄消毒装置が故障しまして修理が不能なことから更新を行うものです。施設備品は、道補助金、補助率10分の10を活用し、除雪機1台とテレビ1台を購入するものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項1目ともに一般会計負担金で112万6,000円の増。内視鏡洗浄消毒装置の購入に伴います過疎債等を財源とした一般会計負担金を増額するものでございます。

2項1目ともに企業債で110万円の増。内視鏡洗浄消毒装置の購入に伴います病院事

業債を増額するものでございます。

4項道支出金、1目道補助金で111万5,000円の増。施設備品の購入に伴います道の基金事業、発熱者等診療・検査医療機関勤務環境改善支援事業費補助金を新たに見込むものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第76号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第77号

○議 長

日程第24 議案第77号令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算(第3号)についての件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第77号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入を21万9,000円、支出を19万7,000円それぞれ増額し、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、当年度利益剰余金処分量を1億5,422万1,000円に改め、支出では2万2,000円増額するものであります。第4条の特例的収入支出では、地方公営企業法施行令の規定に基づく当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額をそれぞれ656万円と2,689万1,000円に改め、第5条では、他会計からの補助金を2億3,002万9,000円に改め、第6条では、利益剰余金の処分の額を1億5,422万1,000円に改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたしますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第77号令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算（第3号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、収入で、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、補正予定額21万9,000円の増。次に支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、補正予定額19万7,000円の増。

次に、第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,992万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円、当年度利益剰余金処分量1億5,419万9,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,994万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円、当年度利益剰余金処分量1億5,422万1,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、次のページをご覧ください。

支出になります。第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予定額2万2,000円の増。

次に、第4条、予算第4条の2本文中「地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ1,457万4,000円及び1,480万5,000円である。」を「地方公営企業法

施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ656万円及び2,689万1,000円である。」に改める。

次に、他会計からの補助金、第5条、予算第9条本文中「2億2,981万円」を「2億3,002万9,000円」に改める。

第6条、予算第10条本文中「1億5,419万9,000円」を「1億5,422万1,000円」に改める。

補正の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

第1款下水道事業費用、1項営業費用、2目処理場管理費、補正予算額19万7,000円の増。ここでは燃料費の補正をお願いするもので、燃料の価格の高騰により処理場燃料費の不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款下水道事業収益、2項営業外収益、1目一般会計補助金、補正予算額21万9,000円の増。予算不足分として一般会計より繰り出していただくものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目公共下水道建設費、補正予算額2万2,000円の増。ここでは燃料費の補正をお願いするもので、先ほどと同じく、燃料価格の高騰により作業車の燃料費の不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

次に、11ページ、12ページ5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

利益剰余金処分額、補正予算額2万2,000円の増額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第77号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第78号から日程第28 議案第81号

○議 長

日程第25 議案第78号から日程第28 議案第81号財産の取得についての4件を一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました議案第78号から議案第81号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご提案の4件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするもので、最初は、議案第78号についてであります。取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、新庁舎用備品（キャビネット類）。

数量は、204台。

取得金額は、1,774万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、大樹町東本通20、伊藤建材店、代表伊藤雅一であります。

次に、議案第79号についてであります。取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、新庁舎用備品（机類）。

数量は、227台。

取得金額は、1,599万4,000円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、大樹町西本通98番地、合資会社赤玉薬局、代表社員山中公道であります。

次に、議案第80号についてであります。取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、新庁舎用備品（カウンター類）。

数量は、46台。

取得金額は、1,0018万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、大樹町高校通26番地6、株式会社たいき調剤薬局越後屋、取締役頓所真智子であります。

次に、議案第81号についてであります。取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、新庁舎用備品（議場関係）。

数量は、68点。

取得金額は、1,499万3,000円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、大樹町西本通27番地1、田中書店、藤田栄一であります。

参考といたしまして、以上4件の納入期限は、いずれも令和4年3月31日で、仕様概要は記載のとおりであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

ちょっと質問させてもらいます。

指名競争入札に何件ぐらい関わってきているかお聞きしたい。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

それぞれ6者を指名してございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ということは、この入札にその6者全員来ているということによろしいですか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

指名された方の6者全て、札を入れていただきました。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回の財産取得は、ほとんど新庁舎の関係ですけれども、4件と先ほどの行政報告の入札執行を入れて、全部で約6,750万円になるのですよね。当初予算は9,900万円ですから、これで全て終わりなのか、また今後も備品の入札があるのかどうかについて確認したいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

今後は予定しておりませんが、今回行政報告と、それから今回議案で提出させていただいた分以外に随意契約で契約させていただいている部分もございますので、全体としては9,000万円ちょっとの数字になってございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第78号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第82号から日程第30 議案第83号

○議 長

日程第29 議案第82号から日程第30 議案第83号財産の無償譲渡についての2件を一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました議案第82号及び議案第83号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

ご提案の2件につきましては、財産の無償譲渡についての議決をお願いするものであります。

無償譲渡しようとする財産は、いずれも歴舟中学校(大樹中学校当縁分校)敷地として、昭和26年にご寄附をいただいた土地の一部で、歴舟中学校を平成10年に閉校し、今回返還する部分は、今後の利用予定がないことから、寄附者相続人と返還に向けて協議を進めてまいりました。本町の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例では、寄附後20年以内であれば寄附者に対し無償譲渡することができますが、今回は20年を経過しているため、地方自治法の規定に基づく議会の議決に基づいて、無償で譲渡しようとするも

のであります。

それでは、議案を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

議案第82号財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1、財産の概要。

種類、土地。

所在、大樹町字芽武149番1の内。

地目、学校用地。

地積、2,440平方メートル。

2、無償譲渡の相手方。

札幌市清田区北野5条5丁目22番10号、黒川和雄氏。

3、無償譲渡の理由。

歴舟中学校（大樹中学校当縁分校）敷地として、昭和26年に黒川吉次氏から指定寄附を受けた当該土地の一部について、廃校により寄附目的が消滅し、町として当該土地を学校として利用する計画がないことから、当該土地の寄附者相続人に対し無償で譲渡するものであります。

次に、議案第83号についてであります。

1、財産の概要。

種類、土地。

所在、大樹町字芽武149番8。

地目、学校用地。

地積、1,170平方メートル。

2、無償譲渡の相手方。

東京都足立区伊興1丁目24番16号、ファミリア竹の塚501、万寿啓子氏。

3、無償譲渡の理由。

歴舟中学校（大樹中学校当縁分校）敷地として、昭和26年に水野長吉氏から指定寄附を受けた当該土地の一部について、廃校により寄附目的が消滅し、町として当該土地を学校として利用する計画がないことから、当該土地の寄附者相続人に対し無償で譲渡するものであります。

なお、議案下段に、法律の関係条文を抜粋で掲載するとともに、それぞれ議案の2ページ目に図面を添付しておりますので、ご参照いただくとともに、内容をご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第82号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

これをもって、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日7日は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日7日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長

今日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時34分

令和3年第4回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月8日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 行政報告
- 第 3 一般質問

○出席議員（11名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	佐 藤 弘 康
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
町 営 牧 場 参 事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 裕 信
町立病院事務長	下 山 路 博
	(P.M.から)
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長

学 校 教 育 課 長

学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

社 会 教 育 課 長 兼 図 書 館 長

板 谷 裕 康

乾 飛 鳥

楠 本 正 樹

清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長

農 業 委 員 会 事 務 局 長

穀 内 和 夫

吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

主 事

小 森 力

八 重 柏 慧 峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

4番 西山弘志君

5番 村瀬博志君

6番 船戸健二君

を指名いたします。

◎日程第2 行政報告

○議長

日程第2 農業委員会行政報告を行います。

農業委員会会長から、発言を求められておりますので、これを許します。

穀内農業委員会会長。

○穀内農業委員会長

12月6日の大樹町及び大樹町教育委員会の行政報告に追加し、大樹町農業委員会行政報告を申し上げます。

1の農業委員会委員の退任についてでございますが、11月8日に石坂の今村昭仁氏が逝去され、退任となりました。心より故人のご冥福をお祈りいたします。

なお、委員1名が欠員となりましたが、過日、農業委員会内で協議を行い、令和5年7月の任期満了まで欠員補充せずに委員17名で職務にあたることとし、その結果を大樹町へお伝えしたところであります。

以上で、農業委員会行政報告を終わります。

○議長

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、農業委員会行政報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議 長

日程第3 一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより、順次発言を許します。

はじめに、4番西山弘志君。

○西山弘志議員

では、先に通告しておりました町道の横断歩道・街灯・標識がない危険箇所の総点検について質問させていただきます。

国道や道道には、横断歩道、街灯、標識が設置されており、一定の安全が確保されています。

以前、町長に通学路の安全対策について質問させていただきました。町長の答弁では、「横断歩道は道路標示に関する命令に基づく指示標識であり、北海道公安委員会が設置する。大樹町では、地域安全条例に基づいて地域安全推進協議会を設置して、交通事故や地域犯罪の現状把握に努め、交通及び生活の安全対策について協議しており、横断歩道の設置などを関係機関に要望しています。しかし、危険性が高い箇所とは認められない、交通規制などの設置基準に満たないなどの理由により、現状では認められるケースが少ないため、これからも引き続き要望していく」との答弁でした。

通学路の安全対策についての質問から2年半が経過しています。今年6月28日に千葉県で下校児童の列にトラックが突っ込み、児童5人が事故に巻き込まれました。同じ6月30日、当時の首相が通学路の総点検を指示しています。

そこで、町道に横断歩道が何カ所設置されているか、町民から街灯の設置の要望の声は上がっていないのか、通学路の横断歩道・街灯・標識の設置など、安全対策がどのように協議され進んでいるか、町長にお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

西山議員ご質問の町道の横断歩道・街灯・標識がない危険箇所の総点検についてお答えをいたします。

1点目の町道の横断歩道の設置数についてであります。横断歩道は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に基づく指示標識となり、北海道公安委員会が設置するものですが、現在、町道には、川北に1カ所、川南に3カ所、合計4カ所に設置されております。

2点目の町民から街灯の設置の要望は上がっていないのかについてであります。街灯の設置は、行政区を通じて要望していただき、現地を確認した上で周辺状況、他の地域との均衡などを考慮しながら設置をしております。近年では、令和元年度に5カ所、令和2年度に2カ所を設置しており、今年度新規に設置した箇所はありません。

3点目の通学路の横断歩道・街灯・標識の設置などの安全対策の協議の状況についてであります。平成29年2月に大樹町青少年健全育成推進町民の会が作成した大樹町通学路安全プログラムでは、小中学校による通学路の安全点検の実施及び危険箇所の把握をすることになっており、小中学校が把握した危険箇所について、学校、道路管理者、警察、教育委員会などの関係機関により合同点検を実施することとなっていること及び今年6月に千葉県で起きた重大事故を受け、文部科学省から北海道教育委員会を通じて通学路における合同点検の依頼があったことから、大樹町青少年健全育成推進町民の会の主催により9月29日、小中学校、北海道開発局、十勝総合振興局、広尾警察署、大樹町、大樹町教育委員会の関係機関が集まり「通学路合同点検」が実施されたところであり、学校側からリストアップされた9カ所について現地確認と協議が行われ、危険箇所の認識を共有し、一部については対策が決定したところであります。

町では、地域安全条例に基づき地域安全推進協議会を設置し、「交通事故、地域の犯罪の現状把握に努め、交通及び生活の安全対策について協議し、施策の推進と町長に意見を述べること」としております。

この協議会での協議に基づき、横断歩道をはじめ、信号機及び歩行者用信号機、一時停止標識設置などを関係機関に要望しておりますが、「危険性が高い箇所とは認められない」、「交通規制等の設置基準に満たない」などの理由により認められるケースが少ないのが現状であります。

しかし、通学路のみならず、住民の方々の安心・安全を確保することは町の責務であるため、引き続き要望を行ってまいります。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、平成30年に大樹っ子ヒアリハットマップづくりが作成された。今年2月15日、体験活動クラブ「どんぐり」町内交通安全マップづくりの実施。これには、児童、保護者、関係者と私も一緒に同行させていただき、子ども達が日頃から危険と感じている箇所の確認をしました。テーマは、地域が一丸となって交通事故、犯罪のない安全・安心なまちづくりです。

それは町長もご覧になっていると思いますが、この中で、子ども達の声を見ると、一番多いのが、夜の帰り道が暗く街灯が欲しい、そして横断歩道が欲しい、通学路に看板を立ててほしい、歩道がない、歩道が狭い、車道歩道の区別がない、通行する車両の速度が速い、防犯カメラを設置してほしい、ガードレールが短い、待機場所の柵の高さを上げてほしい、山

からの落石、雪で歩道が隠れ滑るなど様々な声が上がっています。

平成30年に作られたマップと今年作られたマップを比較すると、私はほぼ同じではないかと思いますが、町長はどのように感じているかをお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も、大樹町地域安全推進協議会が中心となって、子ども達を目線で町内の危険箇所をヒアリハットマップという形で整理したものについては、拝見をさせていただいております。子ども目線で、子どもの立場で、思いで、危険箇所を明記してもらったということで、自ら子ども達がそういうものを作成したということについては大変ありがたいというふうに思っておりますし、危険箇所を洗い出し、対応するためのツールとして活用させていただいているところでもあります。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。

そこで町長、今、人身事故が起きると、必ず報道機関では、横断歩道のある、ない道路で、横断歩道のある、ない交差点、交通事故では一時停止の標識が設置されている、いない交差点などと報道されます。

そこで、中学校前の交差点で人身事故が起きたら横断歩道のない交差点、また高校前の道路で人身事故が起きたら横断歩道のない道路。なぜ中学校前の交差点に横断歩道が設置されていないのか、なぜ高校前の道路に横断歩道が設置されていないのか、なぜ危険性が高い箇所とは認められないのか、交通規制などの設置基準に満たないのか、事件事故が起きていないからなのか、事件事故が起きてからの対策では遅いと思います。事件事件を未然に防ぐ対策が必要ではないかと考えますが。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ヒアリハットで、これは小学校の5年生が作った危険箇所ということで、今、議員がご指摘の中学校、高校には、このヒアリハットでは危険箇所というふうには明記されておられません。私どもも町内、または行政区等を通じて危険箇所、または防犯上必要なところについては街灯を設置するなどの対応をしておりますので、仮に横断歩道等が設置されていないところについても、全てのところで子ども達の、または町民の安心・安全を守るための取組については、注意喚起も含めて進めているところでもあります。

これからも、私ども地域安全推進協議会、または学校等、または子ども達の声も反映しながら、危険箇所の回避については全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

が、先ほど申し上げたとおり、横断歩道の設置等については、やはり基準があつて、要望してもかなわないということでもありますので、これからも交通安全対策については、万全を尽くしていくということが、まずは私どもの責任ではないかなというふうに思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今回、道教委は、今年11月29日に札幌市を除く道内の全市町村の教員、道路管理者、地元警察、関係機関などを行った小中学校の通学路の合同点検で、危険箇所が報告された。対処が必要な箇所が1,705カ所あったと道議会文教委員会で報告されています。

先ほど、大樹町でリストアップされた箇所9カ所で、一部については対策が決定したと。この一部とはどこなのか、何なのかをお聞きしたいのと、千葉県で起きた重大事故の現場は、以前から危険性が高い箇所として市に報告し、安全対策を要望していたが、市は安全対策を行っていなかった。

大樹町は、これからも地域住民の声を踏まえ、危険箇所の調査継続が必要であると思いますが。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

町長の答弁にもありましたとおり、9月29日に文科省からの緊急な安全点検ということで、学校のほうから9カ所ピックアップしていただきまして、関係者とともに確認をしています。

その中で、2カ所については対策を決定したところなのですが、具体的な箇所で見ますと、国道236号線と道道清水大樹線の交点、役場前の公文の前の歩道になります。ちょうど公文の施設があつて見通しが悪いと、出会い頭の事故があるのではないかとということで話がされたので、その部分につきましては、道道側のほうに注意喚起を促す看板を設置するという決定がされて、対策が取られるというふうにお聞きしています。

あともう1カ所につきましては、町道の幸町光地園線、雪印から幸町に向かう途中の幸橋のところなのですが、橋に歩道がないという状況になっております。そこにつきましては、橋の構造上ちょっと拡幅とかというのはなかなか難しいかなと思っておりますので、歩道を明記する外側線を塗りましょうということで、それも対策をしましょうということで決定しているところです。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

前段、答弁の中でも申し上げましたとおり、危険箇所等の洗い出しについては、あらゆる

機関を通じてやっていきますし、必要な対策については、私どもで行えるものについては私どもで行う。または、道、国なりに要望をして実施してもらうものについては、しっかり要望していくという対応は、今までも、これからも、続けていくということでもあります。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、街灯についてですが、町民、子ども達から、町道の本線はかなり街灯が整備されているが枝道に入ると街灯が少ない箇所がありますと。それと、高齢者の家の前の街灯が無く暗いと。犯罪などの危険がある場所があるのではないかと感じるのですよね。

町長は先ほど、街灯の設置は行政区を通じて要望していくということですが、実際に町民や高齢者の方が行政区に連絡したり要望したが何もしてくれない、来てもくれないという声もあったり、連絡がつかないと。言いつらいから我慢するなどと言っているわけです。町長、一度、高齢者の家の前などの街灯の総点検をお願いしたいと思います。

また、行政区を通さず、町に直接要望できる窓口があったらいいなと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

質問のご説明がちょっと前後する部分もありますけれども、町の窓口の街灯についての担当につきましては総務課の総務係のほうが窓口になっておりますので、個人で連絡してくる方も過去に何件かはありましたけれども、行政区を通じてお話いただければということで、お問い合わせがあった方にはご説明をさせていただきます、行政区のほうを通じて連絡あったものについては、先ほど町長からの答弁のとおり、現状を確認した中で、必要なものであれば設置につなげていったという現状であります。

高齢者からの要望については、今のところ高齢者の関係については保健福祉の担当ですがけれども、そちらのほうにも、そういった要望は今のところはお伺いしていないという現状でありまして、総点検については、必要に応じて検討すべきものもあるかなと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

先ほどの答弁で、行政区を通じて要望するという事になっていたけれども、直接役場に電話して、ちょっと見てほしいのだということはオーケーということですね。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

直接来た中でも、行政区を通じてというお話はしますけれども、必要に応じて、町のほう

からその方の住んでいる区長に連絡して、こういった住民の方から要望があるのだけれどもということでご相談しながら、必要なものについては、新たに設置していくというようなことを取っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

最後になりますが、引き続き安全対策を関係機関に強く要望していただき、また、機会があれば、安全対策をどのように進められているかを質問させていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、8番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、行政の見える化というテーマで一般質問させていただきます。

今日、行政に求められるものに情報の公開があります。住民の協力があって住みよい地域になります。行財政に積極的に関心を持ってもらう必要があると思います。

そこで、4点ほど具体的なことをお伺いしたいと思います。

1点目は、予算書・決算書に款、項レベルでの人件費の計上ができないのか。管内の実施状況や本町の予算・決算の電算ソフトのシステム状況について、この中でお伺いしたいと思います。

2点目は、例えば具体的に、公共牧場や認定こども園など一般会計の中で行われている一般会計上の所要額ですとか項目の明示基準はあるのか、お伺いします。

3点目に、健全化判断基準等、議会に報告が毎年あって、幸い早期健全化基準以下ですとかいろいろ数値をお知らせいただいております。その中で、全道や管内状況も住民に周知するようなことは必要でないかというふうに思っておりますので、このことについてお伺いいたします。

4点目には、今回は財政関係といえますか、予算、決算というような質問が中心でしたけれども、より全ての公務について行政の見える化というのが必要と考えておりますけれども、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西田議員ご質問の行政の見える化についてお答えをいたします。

1点目の予算書・決算書に款・項レベルでの人件費計上ができないかについてであります。歳入、歳出予算における款、項の区分については、地方自治法施行規則において「総務省令で定めるものを基準としなければならない」と定められております。

なお、詳細については、決算統計の資料において整理しておりますので、お示しすること

は可能であります。

2点目の一般会計で行われている事業について、一般会計上の一般財源所要額の明示基準はあるのかについてであります。予算書における財源区分につきましては、先にお答えした「総務省令で定める基準」により「目」において明示することとなっております。事項別明細書でお示しをしております。事業ごとの財源内訳については、予算書や決算書、事項別明細書においても明示の基準はありませんが、資料としてお示しすることは可能であります。

3点目の健全化判断比率等の全道や管内状況を住民に周知することは必要ではないかについてであります。当町における健全化判断比率については、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目を広報紙及びホームページに掲載しお知らせしており、道内各市町村の状況については、北海道のホームページに掲載されております。

4点目の全ての公務についての見える化が必要と考えますが、町長の考えをお聞かせくださいについてであります。町が保有する行政情報を様々な方法で提供し、いわゆる「見える化」することで、町民と町との間での情報共有が深まり、透明で開かれた町政が推進されたいと考えております。

現在、町では行政情報を広報紙やホームページに掲載するほか、第5期大樹町総合計画をはじめとした31種類の計画について閲覧に供するよう、役場、学習センター、らいふ、福祉センターに配置するなど、情報の提供に努めているところであります。

大樹町情報公開条例により不開示とされた情報など、全ての公務について「見える化」することはできませんが、「見える化」できるものについては、今後も広報紙やホームページのほか、町長と語る会、行政区長会議を通じて情報提供や情報の共有に努め、町民の町政への参加と町民との協働を促進していきたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、自分でも見たのですけれども調べ切れなかったものですから、恥ずかしいのですけれども、総務省令で定められている地方自治法施行規則の中での総務省令で、どういうふうに予算書なり何なりを多分表現するというふうなことが書いてあると思うのですけれども、総務省令というのはいかなるものなのか、まずお聞きしてから具体的な話に入りたいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

総務省令は、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の中でうたわれておりますけれども、規則のほうでは、第15条の中に区分といたしまして歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は別記のとおりとするということで様式が示されております。

す。歳出に係る節についても、別記ということで示されております。

また、施行令の中では、147条の中に歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準として、これを定めなければならないとうたわれてございます。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

自分としては大切なことですので、ありがとうございます。

今のお話は、基本的には議決事項、款項というふうに思っておりますけれども、例えば私どもの町で人件費の計上を総務管理費の中で基本的に一括というふうなことを示しているわけではないのですね。今回の話の中心に思っていることなのですから、人件費を例えばそれぞれの民生費なら民生費、議会費なら議会費の中で人件費を計上したら駄目だよというようなことではないのですよね。

今の話の中で15条とか147条とかということで、多分様式というか、うたわれているのではないかなと思うのですけれども、すみません分からないものですから、まずその点について基礎的なことをお聞きします。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

先ほどの別記の様式の話もしましたけれども、そちらの中でうたっている部分はありますが、細かく定められているものではございません。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そうしたら、そのことを前提で、どうしてもそうなっているのだよと言えばそれまでの話ですけれども、そうでないみたいですので、私の言っていることで間違っていることがあれば、また間違っているよということでお知らせいただきたいと思います。

通告の項目の1番目の中で、管内実施状況や本町の予算決算ソフトのことについてお伺いしているのですが、お答えがないようなのですけれども、管内の各町村の人件費の計上の仕方がどのようになっているのか。私どもの予算書の計上の仕方と同じなのか、そこら辺、まず十勝管内の状況についてお伺いいたします。

○議長

黒川副町長。

○黒川副町長

管内の町村全ての予算書をいただいているわけではないのですけれども、私どもが見た中では、人件費を款項目別に課の人員の人件費分を載せているところと、括弧書きで書いているところと、それから、私どものように総務一般管理費に集約している町といろいろパター

ンがあるかというふうに承知しております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。また機会があれば、皆さんお忙しいでしょうから、予算書を見せていただければ、自分で集計もしたいと思っております。

それから、私どもの予算書の中では総務管理費を基本的には一括計上しているのですけれども、通告したように、予算決算のソフトの組み立て方によって、うちの予算書のスタイル、決算書のスタイルになっているのか。その点を次に確認したいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

当然コンピューターを使ってシステム化しているものでありますけれども、大樹町独自に作ったソフトではございませんので、全国レベルでどこの自治体でも利用できるというような汎用性のあるシステムを安価に利用しているという形になっておりますので、その中でそういった予算書、決算書の様式につきましては、ある程度何パターンか、その自治体に似たようなパターンを用意しまして、大樹町にこれは一番近いなということで利用している内容になっておりますので、町独自という部分では、多少独自部分をお願いしている部分はありますけれども、大まかに言えば、基本のものを利用しているという内容になってございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今回このテーマでお話ししたいなと思っているのは、例えば私どもの議会費でいくと人件費が計上されていないことによって、総予算に対する何%といったら、ほかの町村と比べたら、うちの町は5%なのかと。実際は、職員の給料を上げたらシェアは8%で、熱心というか、そこまで見てくれる住民の方がいれば本当に確かにありがたいと思うのですけれども、そういう住民の方をがっかりさせるというか、予算上期待に沿えていないようなことなんかも、今の方法ではあるのではないかなと思うのです。

町営牧場なんかでも、今までの職員とそうでない人の部分によって、それは、今は議会の議員としては、丁寧に事業の一般財源のどれだけの事業に投入しているかというような一般的なことについてはお願いして、結果そのようなものが見えるようになっておりますが、住民の方には、農林費の何々の牧場費で何々といったら、そこら辺のことは二十何件の農家の方がこれだけ一般財源なり予算を使っているかというような正しい理解ということもままならないのではないかなと思うのですよね。

目レベルの中では、そのような国の地方自治法上の中であれですけれども、僕なんか正直な話、元保育所を担当していても、今の予算書の中の児童保育費の中ではどれが、結果的に

は右側に事業ごとの集計はいただいておりますので、学童にはこれだけ使っているのだな、町立認定こども園には何ぼ使っているのだなというのは分かりますけれども、その中の賃金は何なのか、そこら辺が本当に原課から資料をいただいて、ようやくこのような積上げだなということが分かるのです。

そういうふうなことのためにも、ぜひ人件費で計上できるものは、特別会計のように、先ほどお話ししたような、例えば特に利用性の高い光地園牧場ですとかの人件費を予算書の中で表現できないかなと思って、それについてはいかがでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

人件費の目的別の振り分けということでございますが、今でも教育職員とかというのは、予算のシステムの中では、人件費のシステムのほうですけれども分けることができるようになっていきますし、決算統計では、一般管理費でみている人件費を全て個人別に目的別に分けて、目別の経費を人件費含めて出しているというようなことはやっておりますので、それをお示しすることは可能ですし、それが載った資料というのも公表されているかと思うのですが、予算書に反映できないかということであれば、できないことはないと思います。

ただ、これまでずっと長くやってきた方法の時系列の関係もありまして、ちょっとその辺は検討を要するかなと。システム上できないかということはないです。できるものです。同じシステムを使っていますので、あとはやるいかやらないかということになるかと思うのですけれども。

私も昔、財政をやっていたときに、うちのやり方というのはユニークだなというのは、元は旅費なども総務費で全部持って、各課持たないでということをやっていましたけれども、やはりちゃんと各課に割り振るべきだということで今は割り振っておりますけれども、それと同じようなことかなと思っているのですけれども、ちょっと検討させてもらえればと思っています。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今、膨大な作業が生じる、決めていないことはないと言っているのですから、それはもちろん相談の中で町民の方に分かりやすいような予算書なり予算資料なりが細かくなっていけばそれはそれで、予算書を基本的にそんなに見る人は一般町民の方が予算書を見せれとか、けれども、もしかしたらいろいろインターネットのこんな時代ですから、予算書ももしかしたらアップされていくような時代が来るかもしれません。

あと、すみません、私古い人間で申し訳ないのですけれども、歳出の中でも目レベルで財源というのは、昔は掲示されていたのですよね。例えば保育所なら保育所費を例にとると、国庫補助金が何だとか国庫負担金が何たらとか、道支出金が何ぼ、それからお父さんお母さ

んからいただいている保育料は何ぼだとか。もっと細かなことを言えば、職員の給食費なんかもその中で、それから旧失業手当のようなものも予算書の中の左側手のほうに例示されていたのです。

これについては、多分、予算を組むソフトの中で、どこかでソフトを変えたときなのでしょうけれども、でも、先ほどお話ししたように、住民の方なり何なりがきちんと正しくコストを、全部町費を使っているのかとか、いろいろそういうことにお気づきいただくためにも、そういう配慮というのは必要でないかなと思っているのですけれども。

それは今ソフトでどうしようもないとおっしゃられるのであれば、そのような資料の部分で、この事業はこうなのですよというような財源の内訳が分かるような、親切さを高めるようなことをいかがお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員ご指摘の関係は、後段の一番最後で示した、例えば「財政の関係を中心に質問しましたが全ての公務について」というところに関わるのかなというふうに思います。

見える化の基準というのは、正直言って、ないというふうに思いますし、レベルとしては高まっていくのではないかなというふうに思います。

ただ一方、私どもの見える化の思いに対する見せ方の在り方が、そこに齟齬があるのではないのかということを議員はご指摘なのかなというふうに思いますが、私どもは私どもとして、見える化については図っていかなければならないというふうには思っております。

一方、予算書、決算書に伴う記載の在り方等については、システム上のこともございますし、過去はやっていても、今のシステムではそれが叶わないというような状況もあるので、そういう点についてはご理解をいただきたいなというふうには思います。

ただ、町民の皆様がどこまで予算書の中で事業ごとのことに対して思いがあるかということところは置いておいて、必要だという部分は、先ほど言った、例えば一例でありますけれども、牧場の中の全体が見えないよということも、そういう思いでの多分ご発言かなというふうに思いますので、今すぐやるという形では申し上げますが、副町長が先ほど答弁したとおり、他の町村で、例えば括弧書きでその部分を示しているというようなことで、どんな形で表示できるかについては、検討していく必要があるかなというふうには思っております。

町民の皆様、そして議会の議員の皆様に見える化の思いにどこまで答えられるかはありますが、ただ、そういう思いに対して、少しでも私どもは情報を公開して行って、見える化を進めるということも役割でもありますので、今後もそういう思いについては持って進んでいきたいなというふうに思っております。

予算、決算のシステムの関係については、僕はそちらのほうは詳しくないので、どういう形ができるかについては、また内部で検討は進めたいなというふうに思っています。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

私も、職員とか議員とか、特定の人のためではなくて、本当に町長がおっしゃるような協働のまちづくりのためには、まず関心を持ってもらって、町のいろいろなことに関心を持ってもらうことがこの町がいい町になっていくことだというようなことで、今回このテーマにさせていただきました。

あと、大変申し訳ないのですけれども、実質赤字とか連結何とか、議会に報告いただいているようなことについては、広報なりホームページにそれぞれお知らせしていますよということなのですが、僕、町村職員の給与水準もそうですけれども、私どもの町では平均年齢何歳で何ぼ何ぼというものも間違いなく広報されているのもあれなのですけれども、例えば、今日持ってきた中で新聞の切り抜きなのです。地元紙なりブロック紙なんかについては非常にまめしく書いてくれております。

例えば人口の増減にしる、ラスパイレス指数にしる、町民の方により親切な起債制限比率が、例えば18のところ、うちは9.3ですよとか9.5ですよというのは確かに公開していただいていますけれども、19町村の中で比率の高い順番で上から3番目だよとか、極端な話一番目だよとなったら、基準の指導なりイエローカードやレッドカードが出ていないとしても、町民の方はもしかしたらこういう一方的な予算の増の要求もできないなとかというふうにも気づいていただけるようなことが起きると思うのですよね。

新聞に出るようなものについては、それぞれラスパイレスでも何でもいろいろ、人口の増減でも、それはそれでうちの町はこんなのかなと関心を持っていただけますけれども、そういう特殊な、先ほどお話ししたような、例えば財政4統計というものなんかについては、例えば十勝管内では平均何ぼですとか、一番高い町村はこれだけです、一番低い町村はこれだけですという発表の仕方をしていただきたいと思うのですけれども、そのことは可能なのでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

報道で、管内の状況が詳しく出ているというのを承知しておりまして、私どもも参考にさせていただきます。

他町村の計数を私どもの町で発表するというのは、ちょっと差し控えているというようなところはございます。会議等の資料でお示しするようなことはできるかなと思うのですけれども、町のホームページ、あるいは広報紙等に他町村の状況を載せるのは、ちょっと控えております。

ただ、市町村振興協会とかといったところで全道の決算カード、決算統計の数値ですが、先ほど言われましたラスパイとか、それからいろいろな計数、赤字比率だとかといったもの

の決算の額とかといったものが各町村ごとに示されておりまして、誰でも見ることができるようにはなっておりまして、私どももそれを参考にさせてもらっています。元は本になって配られたのですけれども、今はインターネットで見れるようになっております。そういったこともございますので、発表になった段階で報道でも取り上げていただいておりますので、それらを参考にしながら、会議等の資料で使うことはあるのですけれども、他町村の数字を私どもの町のホームページ等で公表することはちょっと控えているという状況でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

誤解があればあれですけれども、申し上げますけれども、僕は〇〇町村が、例えば何々比率が悪いよというふうな表現ではなくて、例えば十勝管内で一番何とかはこれだけの指数ですよというような、例えば、日頃皆さん一生懸命財政なんかについて努力されている結果が、例えば税務の徴収率も一緒ですよ。一番徴収率の高い町は〇〇町なんていうのは、それは今、副町長がおっしゃったように、ほかの町でおまえのところ成績悪いとか、いいとかというの、それは私も分かりますけれども。

でも、例えば赤い羽根募金の大口募金で1戸当たりの募金の多い町は平均これだけ皆さんにお支払いいただいていますよ、我が町はこれだけですよ、一番低い町は例えば平均1,500円でしたとかという表現については、そんなに差し障りのあるものではないというふうには思っているのですけれども、それも見解の相違とか、いろいろ長年の紳士協定みたいのがあれば。

でも町民の人の知りたいのは、多分そうだと思うのですよね。大樹町起債の残高が120億円ありますよといっても、それが多いものなのか低いものなのかも分かりませんし、でも町民1人当たりには何ぼだという表現をしていただいたり、町民1人当たりの一番多い町はこれだけですよ、まだうちはその半分ですよとか、いろいろ表現は、普通の人という言葉は申し訳ないのですけれども、普通、新聞を見ているようなおじさんやおばさんなんかにも分かるレベルで、ぜひ町の広報スタイルに、せつかく開放していただいているので、そういうことをちょっとご検討いただきたいと思います。

今回、もう一回しつこいですが、お話ししたいのは、町民の方に町政に関心を持っていただく方法の1つは行政の見える化だというふうに思っておりますので、議会もそうですし、行政のほうもそういう見える化にこれからも努力していただきたいと思っております。先ほど町長もそのようにおっしゃっていただきましたので、何せ町民と一体化した行政を進めていただきたいと思います。その思いで一般質問しました。

これで終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました1点について、町長に質問をいたします。漁業関係の赤潮被害と対策についてお伺いいたします。

太平洋沿岸の赤潮被害があるとお聞きしております。町内の漁業の赤潮被害の状況について、先日、行政報告でもありましたが、どうなっているのか。また、被害金額、赤潮の原因調査、被害の補償を引き続き国に要望してはどうか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問の漁業関係の赤潮被害と対策についてお答えをいたします。

赤潮による漁業被害の状況ですが、10月27日の行政報告以降も、サケ定置網漁業で500匹程度がへい死するなど、最終的には3,400匹あまりの被害が確認され、サクラマスについては、栽培水産試験場とともに近日中に最終の調査を行う予定ですが、生存を確認していた32尾についても非常に厳しいのではないかと聞いております。

このほかにも漁獲量が減少している魚種がありますが、赤潮との因果関係については、今後の調査を通じて明らかになるものと考えております。

国に対する原因調査や被害補償の要望についてですが、原因究明やモニタリング等の強化、資源の回復や漁業経営の維持、安定に向けた対策の推進、被害対応を行う自治体への十分な財政支援措置について、既に関係機関とともに要望を重ねてきたところであり、今後も様々な機会を通じて対策の強化と支援の充実を求めてまいります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

漁業に関しては、今までも漁獲量がいろいろ減ってきたという中で、さらに今回追い打ちをかけるような赤潮ということで、大変な被害だというふうに聞いております。

そこで、サクラマスの被害額についての算定はされているのでしょうか。被害状況は大変厳しいものになっているというふうに私も聞いているのですが、金額についてはどのように算定されているのでしょうか。

それと、前回の行政報告以降でも、その時点で秋サケ以外にも、11月以降シヤマとか

毛ガニ、ツブの状況の被害が予想されるということでしたが、その後どうなったのかお伺いをいたします。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

1点目のサクラマスはの被害の部分でございます。サクラマス自体、ほぼ壊滅的な被害を受けているわけでございますけれども、今回大樹町で取り組んでいるサクラマスは、去年のしけ、今年の赤潮ということで、市場価値が証明されてございません。ですから、きちんとした数字を確認されてもお答えのしようもないわけでございますけれども。

また、私どものサクラマスは1.2キロから1.5キロぐらいで、通常春先に獲れるものはキロ500円とか600円とかという値段がつくのですが、もう少し大きいです。ですから、市場価値としてはいくらの被害というのは言えないのですけれども、一般的にサクラマスのキロ500円ぐらいで1.2キロから1.5キロぐらいに多分最終的に12月ぐらいにはなるのかなと思ってまして、それに被害の尾数を掛けるという形になろうかと思えます。ですから、2,400匹で1.2キロであれば600円ですか。それを掛けると120万円とか130万円とかといった数字が上がるのかなとは思ってございます。

また、その他の魚種についてなのですけれども、シシャモも不漁でございました。結果が出てございます。また、毛ガニ、ホッキ、ツブにつきましては、11月20日から漁期が始まっているわけでございますけれども、籠を入れる場所によって毛ガニ、真ツブなんかはある程度獲れるところと非常に悪かったところが分かれてございます。なので、これが赤潮の影響なのかどうかという因果関係についても証明されていないところでございます。ただ、実態といたしましては、スタートは真ツブも毛ガニも悪かったです。ただ、籠を入れる場所によっては通常レベルで獲れるところもあるということで、もう少し見守らない限り、その結果は出ないのかなと考えるものでございます。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

サクラマスについて、市場価値ではないがということで、それなりの被害と。これは調査して、これだけの被害が出ているから、今後のせつかくの養殖事業に影響を受けることは間違いないというふうに思います。

この点についても、今後、赤潮、そして前段からも続いている調査について、たまたま1年でなって終わりということではなくて、今回1年漁獲量が減ると3年、4年後に影響するというので、引き続いて、長期にわたる対策、息の長い支援が大切だということにも出ておりますので、今後、調査を待つということなのですが、厳密な調査をして、シシャモなんかはずっと漁獲量が減ってきた中での話ということになると、本当に原因調査と併せて、

赤潮に限らず、その他の原因調査についてもきちんとした調査を道、国に要望していったんだけきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど答弁でも申し上げましたが、もう既に北海道または国に対しての要望は11月の早い段階で行っております。その主な要点は、今回の赤潮に対する原因の究明、そして被害に対する補償、そして被害を被ってしまった魚種に対する資源のこれからの確保対策の3点について要望しておりますので、今後も必要な部分については要望していくということになるかというふうに思います。

ただ、北海道としては、今回の赤潮に関して今まで経験がないということもあって非常に対応が難しいということも聞いておりますので、今後また北海道とともに、調査が進む中で私どもが担える役割についてはしっかりと担っていくことが必要かなというふうに思います。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

北海道でこういう被害というのは本当に私も初めて聞いたので、対策も非常に難しいところかなと思いますけれども、その原因について、今後も息の長い調査、活動をこれから広げて続けていってほしいというふうに考えております。

何せ大樹は、どの産業をとっても大事だけれども、農林漁業、いわゆる3つの基幹産業と言われておりますので、それが波及して町内経済に大きく影響していることだけは間違いのないというふうに思っていますので、今後とも道、国に要望を引き続き行っていただきたいと考えております。

質問は以上で終わります。

○議 長

次に、1番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告しました大樹町過疎地域持続的発展市町村計画について質問いたします。

大樹町過疎地域持続的発展市町村計画は、国が支援する特別措置法の規定により定められた計画です。以前、私が質問した人口減少問題そのものが起因する課題です。

そこで、この計画について町長にお聞きします。

1点目、大樹町行財政について、大樹町令和3年度の当初予算は95億300万円でしたが、既に様々な補正で99億8,865万円となり、大型予算となっています。新庁舎建設、認定こども園等の公共施設の建て替えが重なっているのが最大の要因ですが、この計画にも

あるように、第5次行財政改革大綱の策定等が急務となり、安定した財源の確保や効率的な配分等均衡ある財政運営についてお聞かせください。

2点目、令和2年度健全化判断比率は、実質公債比率9.5%で早期健全化基準の25%を下回り、将来負担比率は16.9%で同じく早期健全化基準を大きく下回り健全な状態にあります。令和3年度決算の健全化判断比率の予想として推計されるかをお聞かせください。

3点目、人口減少の対策として過疎対策を継続し、各種施策を確実に推進することにより人の流れを変え、若年層の流出を抑制し、合計特殊出生率を上昇せるとありますが、具体的な対策内容をお聞かせください。

4点目、過疎対策の1番は人口減少対策となりますが、この大樹町に移住・定住する促進対策は、地元企業、基幹産業の雇用創出や企業誘致による雇用創出だと考えます。

この大樹町に住んでいただくためには、容易に定住できる住宅事情の解消や雇用促進に関わる補助が有効と考えますが、これについてお聞かせください。

5点目、大樹町の観光資源として晩成温泉、カムイコタン公園、航空宇宙関連施設、日本一の清流歴舟川等があります。やはり観光資源は、実質的な収入源となります。その収入源たる公共料金も適切なレギュレーション、つまり規則、規定で実施すべきだと考えます。

町の財政負担を少しでも軽減するためには、この公共料金の見直しが必要だと考えます。これについてお聞かせください。

最後、6点目、町財政圧迫の最大要因は、公共施設の建て替えや修繕、経常経費の上昇が上げられます。現行、指定管理制度のPPPによる運営管理だけで実施されていますが、建設費や維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用するPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）方式やDBO方式があります。この取組についてお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

寺嶋議員ご質問の大樹町過疎地域持続的発展市町村計画についてお答えをいたします。

1点目の安定した財源の確保や効率的な配分等均衡ある財政運営についてですが、議員ご指摘のとおり、令和3年度については、庁舎建設費、認定こども園建設に係る補助費などを含めて大型予算となり、今後はこれらの普通建設事業に伴って借入れを行う起債の償還が見込まれるところであります。

現在、これからの起債償還等も見据え、役場内部において行財政改革推進本部を設置し、経常経費の削減、職員定数、事務事業の見直しなどを進めているところであり、財源の確保、効率的な予算配分等についても、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の令和3年度決算の健全化判断比率の予想として推計されるかについてですが、健全化判断比率の算定にあたっては、元利償還金の額が大きく影響し、現時点では、

算定に必要な充当可能基金や特定財源についての決算見込み額が固まっていないため、あくまでも推計ではありますが、今年度借入れの過疎債や公適債については、償還までの据置き期間があることから、令和3年度決算において急激に高くなるものではありません。ただし、実質公債費比率や将来負担比率については、今年度借り入れた起債の償還が始まる令和7年度から高くなることが想定されることから、繰上償還等について検討するとともに、引き続き財政の健全化が維持できるよう努めてまいります。

3点目の若年層の流出を抑制し、合計特殊出生率を上昇させる具体的な対策内容についてであります。少子化対策や活力あるまちづくりを推進するためには、若年層の定住が不可欠であります。昨今、情報通信基盤の整備が急激に進んだことにより、多様な働き方やライフスタイルを求める若者が増えてきていることから、コワーキングスペースやサテライトオフィスなど、関係人口の創出拡大に向けた受入れ体制の整備や情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

4点目の容易に定住できる住宅事情の解消や雇用促進に関わる補助についてであります。町では、人口減少対策として移住・定住の促進に取り組んでおり、住居確保に向けても積極的にサポートしているところであります。最近では、町内の不動産業者を通して物件の仲介をするケースが多くなってきておりますが、町としても分譲地や公営住宅、空き家など、総合的な住宅情報を提供できる仕組みを検討したいと考えております。

また、雇用促進の補助では、企業立地振興条例に基づき、工場等を新設または増設する企業に対し、雇用する人数に応じて補助金を交付する制度があるほか、起業による産業の振興や雇用の促進を図ることを目的とした起業家等支援事業に取り組んでおります。

5点目の公共料金の見直しについてであります。議員ご指摘のとおり、観光資源については、利用による使用料収入や副次的な町内での消費といった部分も含め、大樹町の貴重な収入源であると考えております。

観光施設にかかわらず、公共サービスにより利益を受けた方からは受益者負担として一定の費用負担を求めることとなりますが、費用負担額については、公共サービスごとの性質や経費に対する受益者負担の割合、負担の公平性の確保、管内状況等を考慮して設定しているところであります。長期間据え置いている使用料・利用料もあることから、現在、1点目でも答弁したとおり、行財政改革推進本部において費用負担額が適正であるか検討しており、必要に応じて料金改定により受益者負担の適性化や公平性の確保を図ることも必要なことと考えております。

6点目のPFI、DBO（公設民営）の取組についてであります。施設の状況により補助金や過疎債などの有利な財源や管理方法を選択しておりますが、民間の資金やノウハウが有利だと思われる事業については、公設民営等の制度導入に向けた検討を進めてまいります。

○議 長
寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

まず、1、2点目ですが、一昨日の定例会の議案第72号で一般会計の補正予算額が100億円超えの101億4万7,000円となりました。町長の答弁にもありましたが、今年度借入れの過疎債や公適債の償還は間違いなく令和7年度から始まり、当然のように、実質公債費比率や将来負担比率はピークを迎えることは予想されます。今後、この計画にもあるように、経常経費の削減や財源の確保、効率的な予算配分等を限られた時間猶予の中で財政の健全化の方向性を見極めて、さらに維持しなければなりません。

そこで、再度お聞きしたいのですが、5点目の答弁にもあったように、行財政改革推進本部は、常に財政を監視する、もしくは財政をいろいろ検討するチームというふうを考えられますが、具体的に、これからは違う内容で実施されるのか、それとも従前どおり行くのか、これをお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

これからも財政運営で起債の償還等が始まる年度によっては非常に厳しい財政運営は見込まれるというふうに思っております。先ほどの答弁の中で申し上げましたが、行財政改革推進本部により行財政改革を進めているところでもあります。

行財政改革というのは、年度に限ってやればいいということでは決してなくて、都度そのときに応じた行財政改革を進めるということが肝要だというふうに思っております。その中で、職員の定数でありますとか、組織機構についても、都度、時代に合った、その時々に応じた機構によって役場を運営していくということが肝要でもありますので、その時々に応じた状況を踏まえた中で行財政改革を進めるということでもあります。

今までと違ったという部分では、行財政改革も生き物でありますから、そのときに必要な対策を検討して進めていくということでもありますので、過去の今までの流れにとらわれることなくやっていくことが必要だというふうに思いますし、一方で、今までやってきたものを引き続き継続していくという部分も行財政改革の中にはあるのではないかなというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

大変よく分かりました。

やはり公会計であっても一般的な企業会計というバランスシート、借入れがどれだけあってどれだけ償還していかなければいけないかというようなことも少し加味しながら、町財政状況の把握による健全化が維持できるのではないかと私は考えます。

また、実質収支である剰余金が起債の償還財源になることは間違いありませんので、5点目の公共料金の見直しで受益者負担の適性化や公平性に配慮しながら、ある程度大胆に平準

化を進めるべきではないかというふうに考えます。

また、観光資源の利用・使用料による収入は、町長の答弁にもあったように、貴重な収入源であり、副次的に町内での消費につながる経済効果もあります。ひいては、当該施設の維持管理費負担軽減にもつながります。ぜひ、時を待たずして、大胆にスピード感を持ってやっていただきたいと思いますが、翌年度からすぐ、今、町長の答弁にあったように、随時やっているということなのですから、この辺のスピード感の感覚について、町長のお考えをお聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

公共料金等の見直しについても、行財政改革の一環だというふうに思っており、今現在、行財政改革推進本部の中で、それぞれの料金等についての検討が進められているところです。

その中には、答弁で申し上げたとおり、長期間にわたって見直しがされていないというものもありますので、これからの財政運営を踏まえた中で、どういう公共料金の在り方が適正なのか、または見直しの在り方が適正なのかということも加味しながら、今現在、検討をしておりますので、一つ一つ検討が進み、行財政改革推進委員会などご議論をいただいた中で、必要なものについては料金の見直しをしていくという思いでおりますので、全てが全てどんどん行くということではありませんが、協議が整った段階、そして見直しが整った段階で公共料金の見直しをそれぞれの部分で行っていきいたいというふうに思っており、私の思いとしては、スピード感を持ってやっているというつもりではおりますが、目に見えてどんどんどんどん変えていけるかどうかというのは、またこれからの検討に係るかなというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今、町長の答弁にあったとおり、スピード感と私申し上げましたけれども、着実にいろいろな検討を前進させていただきたいというふうに考えます。

次、3点目、4点目なのですが、町長の答弁にもありましたように、少子化対策や活力あるまちづくりを推進するためには、一挙両得で考えると若年層の移住・定住が不可欠です。

実は、この計画の標題にもなっている過疎というのは、昭和30年代以降、日本高度成長の中で農村漁村地域から都市地域に大型の人口移動が起こったため、都市に集中し、過密となる大問題になる一方、地域は過疎が進行してしまったと。

皮肉なことですが、昨年より発生したコロナ災禍で、今度は密になること自体が社会問題になり、過疎状態にあることは人間がより安全に暮らせることだというふうに解釈する方も多いかと思われます。

今や、私は、過疎はある意味強みだというふうに考えております。そして、ICTが進歩し、ライフワークの形態や価値観が大きく変化し、この変化に順応し素早く受入れ体制の整備を町として進めるべきではないかと。コワーキングスペースやサテライトオフィスのように、住環境の情報提供システムをより強力に進めるべきではないかと。町長にはぜひこの計画そのものが成果達成のためスピード感を上げて進めていただきたいと思いますが、この点についてどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、過疎地域持続的発展市町村計画という項目でご質問をいただいております。私も、少子化、人口が減っていくというところが、何も全てに対して悲観する必要はないかなというふうに思っております。ただ、過疎というのは、ぜひ避けたいなというふうにも思っており、人口が減っていく状況でもありながら1人でも多くの町民の皆さんが大樹で安心して暮らせるまちづくりが肝要だなというふうに思っているところです。

若年層の流出を抑制する、または特殊出生率を上昇させる具体的な特効薬というのは正直なかなかないのではないかなというふうに思っておりますが、幸い、私ども大樹町は、人口減少は管内の町村に比べて緩やかな線を描いており、逆に、世帯数は増加しているという状況があります。総人口を総世帯数で割ると、平均で多分2ぐらいの数字になっていくのではないかなというふうに思っており、世帯構成がご夫婦とお子さんが何人かいらっしゃるというようなところから、単身またはお2人というような状況の世帯が増えてきているのかなというふうにも思いますので、若年層の皆さんが大樹で暮らしていきやすいような対策、または一人でも多くの方が大樹で新たな仕事に就いていただけるような施策というのは、これからも必要だなというふうに思っており、そのツールとしてコワーキングスペースやサテライトオフィスなどで大樹町をまず知っていただくというような取組も必要かなというふうに思っておりますので、そういう時代に伴った変化も含めて、対応については進めていかなければならないかなというふうに今現在は思っているところでもあります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

過疎ということの解釈も、私もちょっと誤解しておりましたので、実際、本音としては、大樹はそんなに過疎は進んでいないなという実感はありますし、今、町長の答弁にもあったとおり、世帯数は逆に管内のほかの町村に比べて多いということで、悲観することはほとんどないのですが、やはりどんだんどんだん若年層は増えていただきたいという形で進めていただきたいというふうに感じます。

そして次に、4点目の雇用促進の補助で、企業立地振興条例や起業家支援事業については理解しております。人口減少対策の切り札は、企業誘致や新たな産業創出による雇用創出が

実に効果的ですが、しかし、雇用された方々が大樹に住んでいただかないと、やっぱり結果は半減ということになります。

現在、大樹町は航空宇宙関連産業で飛躍的な発展が実現可能な状態に遭遇しておりますが、この機に乗じて、地元企業の雇用創出や未来の大樹町を明るくする原動力になるのではないかと私は確信します。

以前にも発言させていただきましたが、地元企業の雇用に伴い、大樹町に住んでいただくための支援を大樹町として新たに補助すべきではないかというふうに考えます。他町村の先行事例を参考に、雇用促進と同時に、大樹町に定住していただける雇用促進条例、これは私の勝手な仮称ですが、こういうものを制定すべきではないかと考えますが、これについて町長に再度お聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

4点目の中で、定住促進、または雇用促進の関係の答弁をさせていただきました。既存の私どもの制度で企業立地振興条例、または起業家等支援事業に取り組んでいるところでもあります。

また、新たに町外の方が大樹町を終の住みかにか大樹町で暮らしていただける取組の1つの形づくりを補助として、大樹で暮らせるマイホーム事業についても、今年度で事業が終了する予定でしたが、今回の定例会において条例改正をお認めいただき、さらに5年間、制度として継続できるということもお認めいただきましたので、今ご指摘のある点については、そういう既存の取組を継続することによって進めていければなと思っていますところでもありますので、雇用促進の関係についてもそういう形で対応していきたいというふうに思っております。

さらに、一歩、二歩も進める必要があれば、議員がご指摘の制度等についても検討していきたいというふうに思っておりますが、新年度に向けては、今の既存の事業、または大樹で暮らせるマイホームの制度を延長した中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今、町長の答弁にもあったとおり、大樹で暮らせるマイホームの制度はあります。ですが、これは労使関係でいくと、働く側の労働者のほうが自分で決めて選択するという形になりますので、これではやはりちょっと、いろいろなことを個人的に総合して判断してやられる動きについていかなければいけないという形になりますので、私が言っているのは、企業に支援をして、町外から来た企業だけでなく、地元で頑張っている企業の方々の皆様のほうに助成をして、地元企業側が大樹に住みなさいということが言えるような、ただ言うだけでは

なくて、やっぱり実質何かそういうメリットがあるような、企業側が言えるような制度があったほうがいいのではないかなというふうに考えます。

先ほど先行事例と言いましたけれども、他町村では、雇用促進として1人につき数十万円の費用を補助するみたいなことがあります。そんな形でいくと、大樹町に住んでいただくという方々が増えるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

それで、6点目のPFIについてなのですが、行政が施設を建ててその後の管理運営一切を民間に任せる公設民営方式を質問したのは、やはりこれは町財政負担を大きく軽減する、公共施設が町財政を大きくしている原因であるのは間違いないと思いますので、何とか民間に任せていければ、問題解消にもつながるのではないかと私は考えております。

現在、運営管理の業務を民間に委託する指定管理制度方式、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）ですけれども、これは簡単に言いますと、職員の負担軽減にはなっても財政負担にはならない。財政負担は一向に変わらない。

一躍、これをPFI方式や公設民営方式に切り替えるのは、私は難しいと思います。様々な条件をクリアして、民間活力を活用する時期に来ているのではないかなというふうに感じますので、この制度導入に向けても、すぐには行かなくても、徐々に徐々に検討して進めるべきではないかなというふうに私は考えますが、繰り返しになりますけれども、再度これについて町長どうですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も町の職員でもありましたので、PFI制度を始めて知ったのは、もう既に20年以上前だと思います。その段階から公共施設の在り方の1つの形としてPFI制度というものがあるということは承知をしております。

ただ、道内も含めて、近隣町村も含めて、なかなかこれを活用した施設の建設や運営が進んでいかないという状況もあるということも私も理解しており、その中では補助金があったり、いろいろな有利な過疎債を含めて、そういう財源を使えるということも含めて、それを取り入れることに対するメリットよりも、今既存の制度を活用したほうが財政的な部分で有利だということの判断もあって、なかなか進んでいかないのかなと思っておりますが、だからといって、今後こういうものについては必要ないというふうには思っておりませんので、あらゆる方法を講じて、有利な財源または有利な運営方法で行政を運営していくということは肝要でありますので、今後も検討していきたいというふうには思っておりますが、こういう形を取り入れた施設の建設や運営については、今現在はまだ検討していないということですので、情報については、逐一得た中で検討していく項目ではあるかなというふうに思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひ検討し、進めていただきたいなというふうに考えます。

それで、町長はじめ、行政執行に関わる皆さんの業務が増えることばかり私は申し上げたような質問ではありましたが、私の知る限り、様々な組織は全て成長の次に停滞が起き、さらにその後には待っているのは衰退ということです。

大樹町は、他町村とたがわず人口減少による過疎が進行してきたのも事実ですが、近年、大樹町は、宇宙関連事業を皮切りに困難な局面を着実に好転させているのではないかなというふうに私は感じております。成長期にある実感は間違いなく多忙です。やることが多いのは成長の裏返しだというふうに思いますので、町民の安全・安心を担保できる公共サービスを提供する一方、行財政の健全化につながる監視を強化し、新たな政策、制度を果敢に進めることを期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番辻本正雄君。

○辻本正雄議員

それでは、先に通告いたしました町道の整備について町長にお伺いをいたします。

近年、農畜産業は、規模拡大による労働者不足を背景に大型機械、大型車両の導入が著しく進んできました。国も、生産基盤維持、生産性向上を掲げ、補助政策を進めるなど、大型機械車両の導入が進んでおります。

運搬業界でも、農産物の運搬は10トンダンプトラックが主流でしたが、ドライバー不足、燃料の高騰、働き方改革等の影響により20トントレーラーダンプが増加しております。

物流関係の変化により、大型車両等の通行が増えております。町道の強化整備などについて、町長のお考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

辻本議員ご質問の町道の整備についてお答えをいたします。

大型車両等の通行増加に伴う町道の強化整備についてであります。辻本議員ご指摘のとおり、最近では20トンクラスの大型車両が増加し、町道における大型車両の通行も増えております。

町道の総延長553キロメートルのうち、舗装の済んでいる道路は約212キロあり、整備後の年数が経過している道路にあつては、路肩にへこみが生じ、車両の通行に支障を来していることも承知しております。

これらの状況を踏まえ、舗装道路のへこみを直す修繕も行っておりますが、対象路線も多く、全道路の修繕及び強化整備に至ってはおりません。現在、舗装延長が長く、工事費が多額となる路線について、補助事業メニューを探しており、補助事業の採択が受けられる場合は、危険度の高い路線から強化整備を実施したいと考えております。

また、パトロールなどで発見される危険性が高い箇所においては、舗装道路に限らず、砂利道においても応急処置を実施してまいりたいと考えております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ただいま町長のほうから、総延長553キロ、38%の212キロが舗装整備されており、路肩のへこみが生じているということも承知しておられるということですが、現在、へこんでいる箇所について、町としては、個数、箇所、総延長といいますか、そういったものをどれくらい把握しておられるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

ただいまの路肩のへこみの箇所の件でございますけれども、現在、原課で把握している路線については5路線ございます。5路線で路肩のへこみ延長がおおよそ6キロぐらいというふうには推測してございます。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ただいま、路肩のへこみについてお伺いしたところなのですが、最近の大型車両の通行に伴いまして、交差点のへこみというのが最近非常に目立つわけですが、その辺についても、もし調査箇所があればお知らせしていただきたいと思ひます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

交差点のカーブの路肩のへこみというのは、箇所数については現在ちょっと把握していないのですが、近年、交差点の内側の路肩の下がっている部分というのは、度々パトロールなんかで把握しておりまして、今年においては3カ所の路肩の修理をしてございます。それで、パトロールや行政区要望などがありましたら、そういったところも重点的に修繕のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

非常に大型車両の通行に路肩、隅切りというのですか、これの陥没あるいは低みというのは非常にコーナーを曲がる際、トレーラー等の横転の危険性もあるので、この辺は十分注意をして修繕に努めていただきたいと思っていますところであります。

また、パトロールについてもお話があったのですが、現在、道路パトロールの出動頻度というのですか巡回路線、それから巡回頻度というものを教えていただきたいと思っております。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

パトロールの頻度でございますが、毎日とはやっぱりいかないものですから、作業をしない時間が取れたときに全町道路線をくまなく見て歩くようにパトロールのほうは進めてございます。

以上でございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

私、今回、特に気になっているところは、舗装路線の38%については修繕を順次していただきたいと思っておりますし、最近一番問題だなと思っているのが、未舗装の62%の砂利道路が大変危惧するところでありまして、特に1970年代に道路を整備した、その当時グレーダーによる簡易路盤に砂利を敷設するというような工法の造成がかなりありまして、現在その路線が大型車両の通行により泥と砂利が混和して、排水性も悪く、通行にも大変支障を来しているところが実際あるように思います。そういったところのパトロールというのはどのようになっているのか。特に降雨後に、実は軟弱のような道路が見受けられるのですが、そういったときの砂利道路のパトロールについてはどういったことになっているかお知らせいただきたいと思っております。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

砂利道路におきましても、同じくパトロールのほうは実施してございます。特に、春先、雪解け後に、道がうんでいるという部分が結構な砂利道で発生してございます。そういったところはパトロールしながら、または住民の方や行政区長から通報を受けた中で、現地を確認し、必要であれば砂利を追加するなり、場合によっては一時的に通行止めする場合もあると思います。そういったことで、ちょっと落ち着いた段階で砂利を補充するなどして修繕のほうは実施しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今そういったパトロールにおいて修繕、砂利の補充等を行っているというお話であります。実際のところ、昨年度は距離数にしてどのぐらい、また補充量についてもお答えをしていただきたい。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

砂利道の砂利の補充なのですけれども、今年令和3年度は原材料費で砂利代の予算をお認めいただきまして、今年から10年から14年計画ぐらいで実施していきたいというふうに考えておまして、全体の砂利道の補充する路線という部分では、牛乳の集乳路線とスクールバスと、それから除雪路線を中心に約70キロを砂利の補充路線として位置づけて10年から14年ぐらいで実施していきたいというふうに考えてございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

現在、10年から14年かけて70キロを補充していきたいというお話でございましたけれども、実は集乳路線以外にも、農産物の輸送に対して軟弱路盤があるということで、できれば、生乳集荷路線あるいはそういった生活道路以外のところもパトロールにおいて状況判断をもっとしていただいて、補充して、通行に支障のないような形をとっていただきたいと思いますが、その辺は町長いかがでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

町道の維持、補修については、安全上の配慮もありますので、優先順位をつけながら対応

していくということは担当のほうから説明したとおりです。除雪路線、または通学、集乳に使っている路線を優先的に行う。ただ、それ以外のところでも、農作業で大型機械が入っていくということは重々承知しておりますので、パトロールではもちろん把握はしますけれども、やはり現場を日々使っている農家のみんなが状況をよく把握しているというふうに思いますので、安全上も支障があるので早急に対応したいというようなところがあれば、逐一連絡をいただいて、私どもも連絡いただければパトロールの途中でもその現場を確認するような作業に入っていくというふうに思いますので、ぜひご連絡をいただいた上で、安全な道路の走行の維持に努めてまいりたいというふうに思いますので、そういう部分のご連絡で情報を共有するというのも大事だと思いますので、ぜひご協力をいただければと思います。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

大変ありがとうございました。

特に、今グレーダー等のオペレーターの方がかなり詳しくそういった道路事情を理解しているかなと思います。そういった意味では情報の共有、パトロール、それからグレーダーのオペレーターで管理する人、そういった方々の情報の共有を密にさせていただいて、通行の支障のないような安全な農道、あるいは生活道であることをぜひ期待して、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議 長

次に、3番吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告してあります赤潮の対策と支援について町長にお伺いいたします。

この件につきましては、既に本日の議会において質問もあり、重複する部分もありますがよろしくお願いをいたします。

気候変動によると思いますけれども、年々漁獲量が減少している中、自然災害と言える赤潮の発生は、我が町の基幹産業である漁業の将来に深刻な不安をもたらす結果となりました。今後この赤潮が発生しないことを誰もが望むところですが、赤潮対策と支援の現状と今後の見通しについてお伺いします。

- 1 点目が、最新の赤潮の発生状況及び分布状況について。
- 2 点目に、秋サケ漁、シシャモ漁の漁獲量等の状況と赤潮の影響について。
- 3 点目が、毛ガニ漁、ツブ漁等の漁の状況と赤潮による影響について。
- 4 点目が、赤潮に対する国、北海道、町の対策と支援の現状と今後の見通しについて。
- 5 点目が、今後のサクラマス養殖事業の見通しについて。
- 6 点目に、衛星データの利用が今後の対策を立てる上で大変重要ではないかと考えるが、国に対し衛星データの提供をお願いするとともに、有効利用するための検討をしていく必要

があると思うがどうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

吉岡議員のご質問の赤潮の対策と支援についてお答えをいたします。

1点目の赤潮の発生及び分布状況についてですが、先月25日、北海道立総合研究機構水産研究本部は、赤潮の原因となる植物プランクトンの状況を示すクロロフィルa濃度の分布が分かる衛星写真とモニタリングによる分析結果を発表し、これによると、根室から日高にかけての太平洋沿岸では、赤潮を示す高濃度の地域は確認されておらず、今回の赤潮の原因であるカレニア・セリフォルミスの細胞数密度も低いことから、「11月22日時点で赤潮が発生している可能性は低い」との見解を示しています。

また、11月30日に開催された道庁関係各部と関係振興局のトップで構成する北海道沿岸漁業被害対策会議においては、モニタリングで検出される有害プランクトンの濃度が低下したことなどから、「急速に収束に向かっている」との見解が示されているところであります。

2点目と3点目の秋サケ漁、シシャモ漁、毛ガニ漁、ツブ漁の状況と赤潮による影響についてですが、秋サケ漁の漁獲量は前年対比25%減の約240トンであり、記録的な不漁が続く近年の中でも最低となりました。網の中でへい死した3,400匹あまりについては、赤潮の影響と思われるが、来遊数自体の減少も見られることから、赤潮が今年の不漁にどの程度影響しているかは申し上げられません。

シシャモの漁獲量は、不漁だった前年をさらに下回る12トン程度で、前年対比で4割程度の減となりました。先月下旬から漁が始まった毛ガニ漁ですが、初日はほとんど獲れなかったものの、その後は若干回復傾向にあり、ツブ漁については、灯台ツブと毛ツブは特に影響は見られませんが、真ツブはあまり獲れていないと聞いております。

シシャモや毛ガニ、真ツブの不漁が赤潮によるものかどうかについては、研究機関による調査が進められているところであり、影響の有無を憶測で申し上げることはできませんので、ご理解をお願いいたします。

4点目の赤潮に対する対策と支援の現状、今後の見通しですが、町の第一弾の対策は、今議会で補正予算をお願い申し上げましたが、今後、被害や影響が明らかになる中で、国や道の予算を活用するもの、単独事業として実施するものなどについて、関係者と協議を行いながら対策を講じてまいりたいと思います。

国の対策ですが、臨時国会に漁業被害の防止、漁場再生に向けた支援を柱とする15億円規模の補正予算を計上すると聞いております。具体的には、赤潮発生を早期に把握するための技術開発、北海道での発生メカニズムや赤潮が魚介類に及ぼす影響調査の推進、ウニの死骸などの除去、稚ウニや稚魚の育成管理などに対する協力金の支給を通じて、漁場回復に取

り組む漁業者の支援が盛り込まれております。

北海道については、開会中の定例会に被害実態把握のための調査費用が計上されております。

国や道、町の対策はあくまでも第一弾であり、今後、被害実態の把握や原因究明の進捗に合わせて、逐次、必要な対策を講じていくとの認識は共通であると考えております。

5点目のサクラマス養殖事業の見通しについてですが、この試験養殖事業は、令和4年度までの3カ年計画で進められています。昨年しけ、今年は赤潮により、残念ながら試験の最終段階に至っていませんが、大樹サクラマス養殖事業化研究会や漁協、栽培水産試験場、各関係機関としては、来年度も引き続き取り組む方針と聞いています。

6点目の衛星データ関係ですが、4年前に打ち上げられ、現在運用中のJAXAの気象変動観測衛星「しきさい」が撮影している赤潮の原因となる植物プランクトンの状況を示したクロロフィルa濃度のデータは、JAXAや北海道のホームページ上で公開されており、今回の赤潮の調査研究にも活用されているところであります。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

再質問させていただきます。

11月22日時点では、赤潮の発生の可能性は低いとの見解であります。収束に向かっていくということで、このまま完全に収束してくれることを願いたいと思います。

町の現在の支援については、町長の答弁にもありましたけれども、一昨日の補正予算で対応していただきました。また、国、北海道も対策や支援を打ち出しており、早い対応であると思っております。

その中で、秋サケのへい死は赤潮の影響と思われるが、シシャモ、毛ガニ、真ツブの不漁はまだはっきりしないとのことでございます。広尾等、ウニの関係でいけば壊滅状態であり、毛ガニ、ツブなど海での底物というかウニと同じように移動速度が遅く、赤潮の被害を受けやすいのではないかと素人なりに考えているところですが、今後の漁の結果にもよりますが、これら底物等、将来的に資源の減少が心配される場所ですが、関係機関と対応を協議し、対策、支援をお願いしたいと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど答弁させていただいたことが、それ以上、それ以下でもないということであります。これから、今まさに漁が始まっております魚種等についても、状況をよく分析した上で、これが赤潮によるものなのかどうかということも含めて調査が待たれておりますので、その結果を踏まえて、私どもが取れる対策についてはしっかりと対応していきたいなというふうに思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

6点目の衛星データの関係ですが、JAXAや北海道のホームページ上で公開されているということで、誰でも見ることができるということによろしいのか。

ちなみに、北海道の沿岸を見るとき、どの程度の頻度で衛星データが配信されているのか。毎日新しいデータが更新され見ることができるのか。分かれば教えていただきたいと思えます。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

JAXAの「しきさい」によるクロロフィルa濃度の分布状況を示すデータでございますけれども、いつでもJAXAのホームページから見れます。ただ、道の発表は、1週間単位で計測して、日々の動きをまとめた形で週1の公表となっております。

実際は、クロロフィル濃度がゼロではなく、赤潮のレベルがカレニア・セリフォルミスの前の可能性があると思われ、カレニア・ミキモトイが500以上の細胞数になると赤潮という概念がありまして、一応それで赤潮の有無を観測しているところでございます。

また同時に、海水モニタリングも行いまして、そこでの詳細分析も組み合わせた中で道立総合研究機構水産研究本部のほうは分析状況を報告しているところでございます。

基本的には、すみません、これにはちょっと間に合わなかったのですけれども、昨日、道総研の水産研究本部のほうから発表がありまして、若干のクロロフィルaはあるのですけれども高濃度のもは見られないと。根室のほうに少し残っているようなのですけれども、根室海峡のクロロフィルa、いわゆる葉緑素につきましても、赤潮によるものではないというデータが昨日公表され、私も本日入手したところなのですけれども、そういった形で随時公表されていくというものでございます。

以上です。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

町長質問には、また同じ答弁となってしまうのかなと思えますけれども、今後、国や北海道の研究機関や関係機関等が、衛星データあるいは海水の検査などで調査研究を行い、また発生後の対策等を検討されると思えます。

今回の赤潮がまた発生した場合の対策が取られていくわけですが、例えば秋サケ漁では1日の網起こしの回数を増やすことができるのかとか、海底耕うんということも言われております。海底耕うんによる珪藻を発生させる取組の情報収集、あるいはサクラマス養殖も来年の稚魚の放流に関しては事前の衛星データや海水の成分検査依頼、あるいは漁港の海底耕う

んについてどうかというような、赤潮に効果があるとされるゼオライト軽石の試験研究というのがあります。こういうものを依頼するとか、いろいろなことも出てきておりますので、対策の1つとして私は思っておりますが、町の段階でもそういう対応が取れるか、漁業者、漁協などいろいろな協議をしていく必要があると思います。その中でまた国や北海道に対する新たな要望が出てくるかもしれませんし、町段階の対応、体制づくりができるのではないかと思います。今後の対応について、改めてどのように考えているか町長にお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

答弁の繰り返しになるということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

北海道にとっても、未曾有の経験のない本当の激甚災害とも言えるようなものでありますので、まずは原因究明が待たれるかなというふうに思っております。

また、赤潮対策としていろいろなことが検討されておりますが、やはり本当に適切なものを対応していくという必要があると思います。むやみにやっても効果が期待できないということであれば、経費倒れになってしまうということもありますので、まずはしっかりした調査研究を待って、対応については一大樹町が行うのではなくて、道東沿岸、または今回の赤潮対策については根室、釧路、十勝、日高の振興局が連携して対応していますので、そういう他の振興局管内とも連携した上で共通の認識に立って対応していくことが肝要かなというふうに思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

いろいろ初めてのことで対応が大変なところでございます。町内の関係者が集まる機会も今後あるのかと思いますけれども、その中で新たな要望、課題等も出てくるのかなと思いますので、そこら辺の情報収集もお願いしたいと思います。今後も対策、支援を迅速に行っていただけないかということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

冒頭にも申し上げましたが、来年以降、このような赤潮が発生しないことを願ひまして、質問を終わります。

○議 長

次に、9番菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告してありました町営牧場の経営管理について、町長の考え方を伺いたいと思います。

町営牧場は、町の基幹産業である畜産業の振興を推進するために、町営牧場として光地園地区と晩成地区の2カ所で約850ヘクタールの草地を経営管理しています。経営内容は、町内の畜産農家から年間約1,000等の乳用牛などの預託を受入れ、夏季放牧と冬期舎飼

外管理及び飼料生産を行っていますが、経営赤字が長期化している状況にあることから、今後の経営管理の考え方について伺います。

- 1 点目は、新築から約50年が経過し、老朽化した施設の改築時期と考え方。
 - 2 点目に、晩成地区の放牧地は、将来も使用していく考えなのか。
 - 3 点目に、車両・作業機械は、今後も更新と借上げの併用で対応する考えなのか。
 - 4 点目に、現在未使用のサイロや見張り小屋等の解体処理の考え方は。
 - 5 点目に、経営赤字の要因である預託料金改定の検討と時期はいつなのか。
 - 6 点目に、将来の夏季放牧及び冬期舎飼頭数の考え方について伺います。
- よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

菅議員ご質問の町営牧場の経営管理についてお答えをする前に、町営牧場についての町の認識について申し上げます。

大樹町営牧場条例では、設置目的を「町の畜産振興の基盤確立を図り、農業経営の安定に寄与する」と定めており、畜産経営における飼養管理経費や労働の軽減、各経営体が保有する土地基盤を超えた生産の実現に資する公共施設として運営してきましたが、ご指摘のとおり、経営収支はマイナスが続いております。

地域の畜産振興に対する町営牧場の役割は、今も間違いなくあるものと考えていますが、公共施設としての公平性や公益性、経済性の観点も含め、町営牧場の在り方の検討と収支改善に向けた早急な取組が必要との認識を前提に、ご質問にお答えをいたします。

1 点目の老朽化した施設の改築時期と考え方ですが、ご指摘のとおり、施設は老朽化が進んでいますが、当面の方向性としては、更新時期を迎えている作業機械の更新を優先し、施設については、修繕等による延命化を基本に考えております。

2 点目の晩成牧場については、町内からの預託頭数の増減による調整もありますが、利用を休止した場合、草勢悪化により利用再開に支障が生じるため、町外からの預託受入れ等の可能性も視野に入れた上で当面は放牧利用の継続を考えていますが、町営牧場が2地区に分散していることのマイナス要素も少なからずありますので、預託頭数の状況を見ながら、用途廃止や貸付等も含めて検討してまいります。

3 点目の車両・作業機械ですが、サイレージの収穫など、大型機械等により短期間で実施が必要な作業については、コントラクター等の外部化で対応し、日々の作業に必要なトラクターや草地の肥培管理、家畜の飼養管理に必要な機械や車両については、備品として整備することが経済的にも有利と考えております。

4 点目の未利用施設は、最終的には解体・撤去となりますが、現段階では当該施設が牧場運営の支障となっていないこと、サイロの場合は解体費用も高額であることなどから、跡地の利用が必要なものは別として、施設の整備・処分、跡地利用とその時期については、将来

的な在り方の検討の中で決定していきたいと思っています。

5点目の預託料金の関係ですが、今年度、牧場運営に関する諮問機関である牧場運営委員会で議論を重ね、次年度から料金を引き上げることでご意見をいただいております。今後、使用料等の改定に関する諮問機関である行財政改革推進委員会においてご審議をいただくこととなります。

6点目の将来の夏季放牧及び冬期舎飼の預託頭数ですが、現在の受入れ可能頭数は夏季放牧1,400頭程度、冬期舎飼600頭程度であり、今年度の夏季放牧は770頭程度、冬期舎飼550頭程度となっています。

運営委員会での使用料の改定協議に用いた平準年の預託頭数ですが、過去の実績や町外からの受入れも想定し、夏季放牧は1,000頭、冬期舎外は500頭を当面の目標頭数とすることで議論をいただいております。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、地域の畜産振興に対する町営牧場の役割は、現時点でも重要な役割を担っているというふうに考えているところであります。しかしながら、約半世紀の時間を経過した中で、地域の畜産業の実態も大きく様変わりしているというふうに思います。経営規模も、小規模経営から大規模経営が多くなり、個人経営から共同経営も増えていると思います。反面、離農者が増えて、経営体戸数も大きく減少しているという実態にあります。

そういう実態の中で、町長答弁にもありました公共施設としての公平性や公益性、経済性の観点も含め、将来の在り方の検討も必要な時期に来ているのではないかとこのようにも思っているところであります。

将来も経営管理を継続するべきであるという思いと、一方では、もし必要性がなくなってきて、廃止などにより跡地に新規就農者が酪農に従事するような時代がひょっとしたら近い将来来るのかなという思いもあり、個別の事項について再質問させていただきたいと思っております。

1点目の老朽化した施設の改築時期なのですが、町長答弁では、老朽化が進んでいて更新時期を迎えているが、作業機械の更新を優先し、施設については修繕等による延命化を基本にしたいという考えでありました。

それで、1つは、修繕等で延命化を図るということですが、現時点における、例えば施設の延命化の具体的な計画はどのように持っていますか。

○議長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

施設の延命化の部分でございます。基本的には、日々利用にあたりまして、支障のある箇所をチェックいたしまして、計画的な修繕を行っています。例えば具体的に申し上げますと、

カラマツの牛舎があるのですが、柱の一部が腐敗して細くなっているといったところは根巻きをするといった形の対応もいたしますし、今回、バンガーサイロの一部にひび割れが見つかっております。そういったものにつきましても、今はサイレージが入っていますので対応できませんけれども、サイレージがなくなった後には、そこをきちんと補修した上で水が流入することを防ぐ。結果的には長持ちさせるという形になりますので、今のところは対処療法的な部分があるのですけれども、そういった形の取組となっております。

基本的に、修繕しなければといいますか補強しなければならぬところというのはかなりございますので、優先順位をつけながら、チェックといいますか、危ないところが分かったところから順次進めていくという形の取組になろうかと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

延命化を図っていくことについて、即改修せいということは言いませんが、ただ、老朽化している実態がありますので、いつまでも、例えばあっちこっち直して直してでもって延命化もできないというふうに思っていますので、1つは、今後の課題として、全部一挙かどうか別にしまして、いつ頃を目処に改修していくべきなのかについてどう考えているのか。そして、そのことは牧場運営委員会の中での議論経過もあるのかどうか伺います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

施設の全体計画の部分でございます。本来であれば、例えば冬期舎飼の畜舎は、もしかしたら600頭ぐらい入る1つのほうが管理しやすいかもしれません。ただ、ここ数年、牧場に預託する頭数の増減が非常に激しいものがございます。それは、家畜伝染病、そのほかの理由によるものでございますけれども、今現在、先ほど町長の答弁にございましたけれども、料金改定の中で一応冬期舎飼500頭、夏季放牧1,000頭という目標頭数を定めた上で、それが本当にここ数年で達成できるのか、もっともっと減っていくのか、もしくは需要が増えるのかといったところは、やはりもう少し時間を見ないと設備投資に係る判断がつきにくいのかなとは考えてございます。

いずれにいたしましても、料金改定というのが1つのまたきっかけにもなりますし、実は今年9月に北海道酪農畜産協会というところが乳用牛の飼養頭数の全道ベスト10を出しました。実は大樹町の乳用牛は、もう既に2万9,000頭を超えているそうです。その2万9,000頭のうち、搾乳牛は自分の農場でしか飼えないのですけれども、育成の部分で、例えば1,000頭が町営牧場にいる。その1,000頭はどうしても町営牧場でないと粗飼料の部分で間に合わないといったことがあり得るかもしれません。そういった状況をもう少し、今回料金改定して頭数の増減、それから酪農につきましてもは来年から生産抑制の形になるかとも思いますし、そういう流れの中で判断していかざるを得ないのかなと考えている

ところでございます。

それから、町営牧場の運営委員会の中での議論でございます。具体的に施設を整備しろ云々という部分はありません。ただ、結果的に家畜の飼養管理に徹底を図れ、草地の肥培管理に徹底を図れというご意見はいただきますので、そういったものを勘案しながらの検討になろうかと思えます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、施設の老朽化している分については、先ほども話があった延命化を図りながら、今後の預託頭数の推移を見た中で検討判断したいということの理解でよろしいですか。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

そのように考えてございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

その後にも、もし施設を改築するとなった場合に、国や道の補助金制度はあるのか。そして、これは町単独事業でなければならないのか。そのことについて伺いたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

公共牧場の機能強化のための事業はあるのですが、実は過去何回かその補助メニューを使ってございます。今回もう少し大きくして継続するといった場合に、費用対効果が出るかどうか微妙でございます。効果が認められれば補助対象にはなりますけれども、過去の投資を含めて、費用対効果の率が低いということであれば認められない可能性もございますので、そこにつきましては、その段階で飼養頭数、それからこちらの目標を含めて判断されることとなります。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。

1点目については、推移を見ながら検討判断したいということと、国・道などの補助金制

度については、費用対効果が認められれば補助金制度もあるということで理解をしたいと思います。

2点目の晩成地区の放牧地の将来の使用なのですが、回答の中では、当面は放牧利用で継続したいと。休止をすると草勢、牧草地の悪化が利用再開に支障が生じるためだと。ただ、2つの地区に分散していることのマイナス要素もある中で、預託頭数の状況を見ながら、場合によっては用途廃止も、貸付等も含めて検討したいということではありますが、現在も光地園牧場の補助的な扱いでなっているところであります。

というのは、預託頭数の関係もあると思いますが、今後も放牧地として利用していくという中で、実際に晩成牧場の草地の更新については、光地園牧場と同じように実施しているのか。何となく放牧地だけで一時入牧だから、例えば手抜きとは言いませんが、少し間を置いてやるとかというような状況でなくて、適切な草地更新をしているのかどうか伺いたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

晩成牧場の草地更新でございます。平成10年代の中盤に道営事業で公共牧場整備事業がありまして、そこである程度、3分の1、4分の1ぐらいなのですけれども、草地更新をしてございます。それ以降してございません。

ただ、肥培管理という部分では、施肥もしてやっております。ただ、晩成牧場に関しましては大型機械がなかなか入りづらい。光地園以上の傾斜地といいますか、全体が傾斜になっていますので、なかなか草地更新も全面ができていないという状況は確かにございます。ただ、施肥管理をきちんとすること、それから追播をきっちりすること、それから伸び過ぎた草を倒すとかといった形で維持管理をすることによって、放牧として利用は継続できるものと考えてございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

晩成牧場は平成10年代に更新をした以降、更新をしないで現状のままで使用を継続しているという理解になりますよね。光地園牧場は、何年ぐらいで更新をしているのですか。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

放牧地部分につきましては、更新頻度が非常に疎といいますか、更新していないところもかなり多ございます。光地園牧場の草地更新は、主に採草地並びに兼用地と呼ばれる牧草を収穫するようなところを重点的にやっております。放牧地につきましては、1頭あたりの面積が結構取れるものですから、採草地、兼用地と言われる部分よりは栄養分、それから密

度的にも少ないですけれども、1頭あたりの面積がきちっと取れているということで、更新が非常に長い間隔で済んでいるところ。もしくは光地園にも晩成に負けず劣らず急傾斜地はありますので、更新自体が非常に厳しいところがございます。基本的には、光地園につきましては割と平坦なところを重点に草地整備、草地更新を行っているというのが実態でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

実態については理解をしました。ただ、草地の更新等もありますし、利用が今後の預託頭数の関係でどうなるのか不明な点もありますけれども、当面ここでどうしなければならないと言いつらい面もありますので、それは実態の理解でもって、この項については終わりたいと思います。

3点目の車両・作業機械の更新の関係なのですが、町長の答弁の中で、大型機械は使用が短期のものについては借上げでやりたいと。それと、日々に必要なものについては、備品として整備していきたいということなのですが、大型機械の借上げについて、例えば使用期間が短いということもありますが、それこそ購入価格の問題で費用対効果の問題等々はないのでしょうか。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

当然そこもでございます。例えば自走式のハーベスターであるとか大型モアコンは、数千万円単位のものは買って、例えば10年使ったにしても、修繕等を考えると、比較した場合、基本的には外部化でも十分経済性が認められると考えるものでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、借上げを予定していた作業機械については高額だというふうに理解をするのですが、どの程度の額になるのか、概略が分かったら。例えばAのこの機械は1億円だとか、これは8,000万円だとか、その辺は分かりませんか。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

例えば、平成12年か13年に大樹町で自走式のハーベスターを買ってございます。四千万円だったと記憶してございます。ですから、今でいくと5,000万円、6,000万円という数字が多分出るだろうと。

ただ、その機械を動かすためには、切り込んで収穫していく機械なのですけれども、その

ために草を刈らないとならない。その機械をフルに使うためには、それに見合った関連機械、モアコンというものが必要になってございます。そこは私ども人数的な部分もございまして、利用頻度の問題もございまして、コントラクターを今使っているところでございまして。それにより、人と機械と一緒に来てくれて、作業に熟練した皆さんに対応してもらえると、いうメリットも踏まえた上の判断でございまして。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

大体概略は分かりました。経営赤字の中で高額な機械については大変な状況なので、本来的には大型機械も自前ということが一番いいのかもしれませんが、当面というか、今後も自前で更新するものと、借り上げで使用するものとの併用については理解をしたいと思いません。

それで、今、借り上げをしないで自前でもって修繕、更新をする車両機械について、項目の最後に伺いたいと思います。

車両、それから作業機械の中には、昭和の時代に取得したもの、もしくは平成の一桁の時代に取得したものがありますが、こういう機械については、先ほど冒頭に町長から答弁がありましたように、早期に更新することで理解してよろしいですか。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

私の持っている資料では、昭和のもの1台だけトラクターがございましてけれども、さすがに廃止を前提に考えてございまして。

平成の一桁のものにつきましては、ここでいきますとケッターとかトラクターもございまして。それからヘイレーキですから、草地の維持管理、飼料収穫の折の牧草の拡散とかに使われているものでございまして。こちらにつきましては、今現在も使えてございまして、もっといいといいますか、もっと大きなものもありますけれども、使えるうちは使っていきたいと。それが使えないといいますか、動力が足りなければ、新たなものを購入するというような方向で進めているところでございまして。そのため、ケッターにつきましても古い平成6年のものでございましてけれども、その後も新しいものを含めたり、購入したりして対応しているところでございまして。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

年数で全てが判断できないとは思いますが、冒頭の町長答弁にもあったように、施設の改築よりも実際に必要な機械の更新、整備を優先するというものですから、そこはぜひ計画的

に積極的にやっていただきたいというふうに思います。

4点目の未使用のサイロや見張り小屋などの解体処理のことなのですが、町長答弁では、将来的な在り方の中で決定をしていきたいということでもあります。それと、サイロについては解体費用が高額だということも言われました。

それで伺いたいと思います。未使用施設で解体処分が必要な施設は、サイロを含めてどのくらいあるかということと、解体費用が高額だというサイロの解体にはどのくらいの経費が目算されているのか教えていただきたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

具体の使用していない施設、例えば監視小屋、監視舎と言うのですけれども、監視舎とか、今現在利用を休止している衛生舎とか試験牛舎とかもあるのですけれども、基本的には、そちらは使えないわけではなくて、今現在の状況では使う必要がなくて少し空けているというような状況でございます。

サイロにつきましては、結構以前の話なのですけれども、二棟解体するのに3,000万円程度要するのではないかという見積りといいますか見解をもらったことがございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

高額なサイロが古くなって使用ができなくなってやめているのではなくて、いろいろなほかの理由で使えなくなっているということも聞いていますが、そのことを議論していると長くなりますので、ただ、もう今の段階となつては、解体処分をするしかないということでもありますので、そこは仕方がないかなど。

ただ、冬期間にサイロの屋根から氷塊が落ちて畜舎の屋根を損傷するという実態もあるので、ここはその対策は早期にやるべきだと思いますが、これはいかがですか。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

昔からある本体牛舎の部分でございます。サイロと併用で本体牛舎が設置されてございまして、サイロからトッパンローラーで本体牛舎のところにチェーンフィーダーで餌を給餌するというためにあったのですが、アンローダーが壊れまして、サイロの利用がほぼ不可能になってございました。それによりタワー型サイロの利用を休止したところでございます。

ただ、それに伴いまして、サイロの屋根に積もった雪が解けて凍って、本体牛舎の屋根を破損するというのがここ数年続いてございます。例えば野鳥の侵入であるとか、雨水の浸入であるとかということもございまして、今年修繕も想定したのですが、ちょっと金額的に高

くて、取りあえずの応急処置で屋根をふさいで、鳥の侵入も水の浸入も防ぐという対応を取ってございます。

本来、タワー型サイロがなくなればそれはないのしょうけれども、タワー型サイロを使わなくなった場合、本体牛舎自体ももしかしたら使う必要がなくなる可能性もあります。そういった分も含めると、実は壊す、もしくは更新するときは一緒にやるのが多分適切なのだろうと。牛舎に併設されているものですから。

そういった観点もあって、今は十数万円で屋根のほうの補修をさせていただきますけれども、そういった形で対応できればなと思います。実際に屋根をふき替える、補強するとなると100万円単位の見積りが出たものですから、当面といたしますか、今年に関してはそういう対応を取っているところでございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

何とかすべきだというふうに思うのですが、応急処置だけで対応するというので、やむを得ないかなというふうにも思いますので、そこは適切な処置をお願いしたいと思います。

5点目の経営赤字の関係ですが、令和2年度の直接経費で4,800万円程度、全体経費で8,100万円ぐらいの経営赤字になっています。預託頭数の確保だけでは対応できない状況にあり、そうなる預託料金の改定が必要になるというふうに考えます。

現在の料金設定が適切かどうかという判断もありますので、どこに軸足を置くかもありますので、そのことによって正しい料金設定をして健全経営を図るべきでないかというふうに思いますので、具体的にお聞きしたいというふうに思います。

町長答弁の中で、令和4年度からの引上げの意見をいただいているので、諮問機関である行財政改革推進委員会において審議をいただくことになるというふうに聞きましたので、取りあえず、現在の料金が幾らなのか、勉強不足で理解していない面がありまして、その料金の、例えば乳用牛の料金、それから肉用牛の料金、馬の料金を教えていただきたいということと、大樹で使っている料金が他の牧場と比較してどの程度の位置づけになっているのかお聞きしたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

まず預託料の関係でございまして。夏季の預託、夏季放牧につきましては、乳用牛210円、馬210円、肉用牛180円でございまして。冬期舎飼の預託につきましては、乳用牛のみで530円となっております。

それから、管内的に比較すると、大樹町の公共牧場の料金は最低水準でございまして。ただ、実は大樹の光地園牧場は水道料金がかかっていない。自家水道を持っていますので、そう

いったところも含めて、多分水道上水道を取ってれば、もっと上げなければもっと早くご指摘をいただいていたのでしょけれども、そういった側面もご置いますけれども、管内的にいくと最低水準であることは間違いご置しません。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

牧場運営委員会の中では、料金の改定の意見をいただいているということなのですが、どの程度までの改定なのか、金額でどのくらい引き上げるのか、管内水準に合わせるような引上げの話なのか、そこをお聞きかせください。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

町営牧場の中の議論でございます。具体の部分は、経常的な収支、例えば機械を買うとか装置を整備するとかという臨時的な経費ではなく、日々の経営管理の中での収支を、こちらとしては取りあえず今の60数%から80%程度に持っていきたいと。

先ほど町長答弁にありましたとおり、冬期舎飼500頭、夏季放牧1,000頭を目標頭数にして、かかる経費を想定しながら、その8割を回収できるレベルがどの辺なのかというところで比較検討いたしました。そのご意見をいただいた水準は、管内の平均レベルに達する予定でございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

料金は言ってもらえないのですか。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時06分

○議 長

再開いたします。

菅敏範君。

○菅敏範議員

管内の平均レベルということで、腹の中で理解をさせていただきたいと思置ます。

もう1点、町外と町内の預託があるわけですよ。これはずっと昔からあって、結構平成20年代頃は町外から乳用牛を十数戸受け入れていたり、町内から三十数戸とか、全体で60戸ぐらいという時代もありました。町内と町外の料金は同じで、町外は高いとかということはないのですか。

○議長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

ご指摘の部分は、千葉県と岡山県から確かに農協単位でお預かりしたことはございます。

ちなみに、大樹町営牧場条例の料金では、町外牛は、町内の牛の3割増しをいただくことになります。そういう定めになってございまして、その折もそういう形で徴収してございました。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、牧場運営委員会の議論を経て行政改革推進委員会の議論になっているので、言えないという話だったので、多分そこでは今の考え方が了解されるのだと思いますので、赤字経営の解消にかなり近づくのかなというふうに思いますが、令和4年度からということですから、多分間に合うのだろうというふうに理解をしたいと思います。

最後の6点目、将来の夏季放牧、それから冬期舎飼の頭数の考え方は、今、運営委員会の中では、例えば1,000頭と500頭をベースにしているということですが、受入れ可能頭数は、夏季放牧は1,400頭、冬期舎飼の600頭程度は受け入れられるという話がありまして、安全圏を持った議論がされているというふうに思うのですが、この数字が先ほどの料金の改定もありますが、経営に大きく影響を及ぼすわけでありまして。

晩成牧場の話をしましたので、お聞かせください。まず1つ目、1,400頭の受入れ可能頭数の中で、光地園牧場が何頭で、晩成牧場が何頭なのですか。

○議長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

光地園牧場と晩成牧場の違いなのですが、晩成牧場は受精前の牛、おおむね十二、三カ月齢ぐらいまで、ほとんど1歳未満なので摂取する草の量も少ないため250頭前後、270頭と考えていますけれども、預託を受ける面積を保有していると考えてございます。ですから、その差額の1,130頭が光地園で面倒を見れると考えている家畜の頭数でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最初に、大体町側からの回答がこんなものかなというのがあったので、いろいろな疑問もあるのですが、全てお金が絡んだ将来的な話がありますので、なかなかこれをどう改善するかということが難しい面もあります。ただ、町長が言われた将来の預託頭数を考慮して牧場の在り方を検討していきたいと、私もそう思います。

ただ、今、町営牧場を運営する中では、やはり毎年預託頭数を確保する、そして経営を安定化するというのも大事な業務だと思いますので、そこをきちっと取り組みながら、もし冒頭私申し上げましたが、将来的に預託する頭数が年々減少傾向にあって、牧場の存在意義がなくなってくる状況が見えてきたときには、存続について真剣に検討して、在り方の判断をするべきだというふうに思います。

そういうことでありますから、当面は経営の赤字の部分は料金の改定で、そして実行サイドで使用する作業機械なんかは、古くなったものは更新して、みんなが働きやすいようにすると。そして、施設の更新についても、早い時期に検討する方向に持って行ってほしいと。そうするべきであるということでもあります。

最後に、町長にできれば、これからどう扱っていくかの話をお聞きして、終わりたいと思いますがよろしいですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

光地園牧場の運営の関係も含めて細かくご質疑をいただき、担当のほうからも説明をさせていただきますところですよ。

可能頭数については、夏季放牧で1,400頭、冬期舎飼で600頭程度ということで、私も畜産に長くおりましたので、当時から見ると大きく減っているというふうには思っております。それは、預託戸数も同じことだなというふうに思っております。

正直に申し上げて、今後、預託頭数が大幅に増えていくという状況はなかなか難しいのではないかなと思います。その大きな要因は、やはり酪農畜産においては、病気との闘いということもあって、従前預託をしていただいた酪農家、法人も含めてですが、家畜伝染病の関係で預託がままならないという状況があって、そこが大きく改善されない限りは、預託頭数については大幅な伸びは期待できないかなというふうに思っております。

今、私どもでは、預託料金の見直しの作業を進めており、この後、行財政改革推進委員会等でご議論いただいて、しかるべき段階で見直しの方角に持っていければなというふうに思っております。ただ、料金を見直したことで、実は預託農家にも経済的な負担を強いるということもありますので、料金を上げたらそのまま今現在の預託ができるかということところは、これも状況を見ながらでないといけないというふうにも思っているところです。

私どもの牧場も、預託料金については管内でもかなり低い預託料金でお引き受けいただいたということでもあります。ただ、安かろう悪かろうということにもなりませんので、今、

獣医の資格をお持ちの方をアドバイザーという形で、いろいろな牧場に関するところをアドバイザーいただいている状況もありますので、預託料金を見直すとともに、現在の使用体系、環境も含めて向上するということが経営が安定していけばなというふうに思っており、そういう意味で、これからは公共牧場の必要性についてはしっかり発揮していく必要があるかなというふうに思っております。

ただ、これからの預託の推移を見据えた中で、どういう形で公共牧野としての役割を担っていくか、またはどこかの時点でクローズせざるを得ないかということも含めて、今後も推移を見ながら、また酪農家、経済団体とも相談しながら、方向性については見極めていく必要があるかなというふうに思います。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告してあります大樹でかなえるマイホーム支援事業について町長にお伺いします。

「大樹でかなえるマイホーム支援事業」は、移住及び定住の促進、誰もが住みよいうるおいのある住環境づくりを目的とし、平成29年から事業が開始され、現在まで多くの町民の方、特に子育て世代、働き世代にとって目標でもある住宅取得、また町内建築関連事業者にとっても大きな成果を挙げているところです。

令和4年3月末日で事業が終了しますが、以下の2点についてお伺いします。

1点目は、コロナ禍によるウッドショックと世界的な半導体不足の影響からも資材納入の遅れによる工事完了の遅れが懸念されるが、申請されている方に影響が及んでいないか。

2点目については、事業継続の検討状況について。

以上、2点についてお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

船戸議員ご質問の大樹でかなえるマイホーム支援事業についてお答をいたします。

1点目のコロナ禍の影響から資材納入の遅れによる工事完了の遅れに伴う申請者への影響が及んでいないかについてであります。現在、町の住宅施策により実地している「大樹で

かなえるマイホーム支援事業」による支援措置であります、今年度末をもって失効する予定となっております。

船戸議員が心配されているように、工事の遅れは懸念されますが、現在のところ、申請者及び建設業者からは工事の遅れに対する相談は受けておりません。

ただし、申請者の不可抗力により工事完了ができない場合は、住宅の建築状況を調査し、弾力的な運用を図ることで救済できることとするように考えております。

2点目の事業継続の検討状況についてであります、住生活基本計画の目標にありますとおり、持続可能な住環境の維持・向上を図るため、「大樹でかなえるマイホーム支援事業」の内容を変更して継続し、移住・定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

12月6日の今議会で、5年間の事業継続が決定されましたので、申請期限については安心したところではあります。ですが、コロナ禍の影響は今後も予測できない状況が続くと思われること、また、今回のウッドショックや半導体不足は、先ほど町長がご答弁いただいたとおり、本人の不可抗力でありある種の災害でもあります。

今後もあらゆる事態を想定し、緊急措置的な期限の猶予についての条例の改正、また文言の追加等に関しても検討していただく必要があるのではないかと思いますので、その点についてお伺いします。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

ただいまご質問の申請者の不可抗力の関係でございますけれども、議員ご質問のとおり、ウッドショック、それから半導体不足という状況で遅れる分に関しては、本人の不可抗力なのかなというふうに考えてございますので、建設会社の都合で遅れるとかといった部分は、こういった不可抗力には該当しないのかなと思っておりますが、もし申請者の不可抗力により工事が遅れるようなことがあれば、町長の答弁にもありましたとおり、弾力的に規則などの運用により対応していきたいなというふうに考えておりますので、それについては現在進んでいる最中でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

現在建築中の役場庁舎、保育園についてウッドショックによる材料の高騰、半導体不足による資材の遅延等、工期、建設費について影響はあるのかお聞きします。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

現在進めております役場、それから認定こども園の建設なのですけれども、もう少しで年明けには完了するのですが、現在のところ、現場のほうからそういった工期の遅れによる不符号申出が出ておりませんので、予定の工期内には完成するというところで現場のほうは動いていると思いますので、もしそういう不符号申出がありましたら、そのときに状況を判断しながら検討したいと思います。

以上でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ウッドショックや半導体不足、住宅建設費の高騰は、今後も続くことが予測され、それに伴い、町内の中古住宅の価格も上がるのではないかと懸念しております。

来年度からの新築住宅取得、中古住宅、空き家取得の動きの鈍化が予想されますが、その点についての見解を伺います。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

今年度、マイホーム補助金の事業が完了するというところでコマースを進めていたことから、昨年、今年度と申請者の駆け込み需要がかなり多かったですのですが、来年度においては、これから新マイホーム補助金のコマースをしますけれども、新築も中古も需要が少ないのではないかなというふうに見込んでございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

国のほうでも、11月26日にこども未来支援事業が閣議決定されたとお聞きします。

期限については、交付の日から令和4年10月31日までに建築工事着工するものを対象とすることとなっていて、期間は短いですが、補助の対象は子育て世帯、若者世帯が取得する一定の性能を満たす新築住宅、ゼロエネルギーハウス、通称ZEH（ゼッチ）や高い省エネ性能を有するものや、子育て対応改修など、世帯を問わず各種対象工事を実施するリフォームが対象になり、工事事業者が申請することとなっています。

地方自治体との補助との併用も可能な場合もあるということなので、今回、条例の一部改正で追加された認定住宅、北方型住宅、高効率機器の補助加算との重複申請が可能かどうか精査し、可能であれば町民の皆さん、もしくは住宅希望者に周知が必要だと思います。その点についてお聞きします。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

現在、国のほうで進めておりますZEH（ゼッチ）の補助事業でございますが、町としても今回の条例で4項目、長期優良と低炭素と省エネと北欧型住宅ということで加算を加えるということで条例の改正をさせていただきました。現在、私どもの認識では、国の補助金と町の補助金を別々に受けられるというふうな認識でございます。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

条例の一部改正の際にも質疑させていただきましたが、私は、子どもに対する補助加算額の減額は子育て世代の住宅支援としても、少子化対策としても、効果を弱めることになると思っていますが、町としても予想を超える5年間の事業実績、今後5年間の事業継続とゼロカーボン宣言に関わる新規項目の追加と財政面でのボリューム、町単独事業という特性と様々な観点から、幾度も検討を重ねた上での判断ということは理解しております。

誰もが住みよい潤いのある住環境と、これから住宅取得を1つの目標とする子育て世代、若い世代に対して住宅支援事業については、今後も評価、検討、見直しが重要なことだと思いますので、町長に再度お考えを伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

大樹でかなえるマイホーム支援事業については、今回の条例改正で、次年度以降の事業化の目処がたったということです。それに私は尽きるかなというふうに思っております。5年間の成果を踏まえて、見直すところは見直す、加えるところは加える、そういう形で新たに5年間の事業をお認めいただいたということでありますので、どのぐらいのボリューム感を持って予算をつくっていくかということについては、これからではあります、ぜひせつかくの制度でもありますので、一人でも多くの方が大樹町で夢をかなえるような、そういうマイホームをつくっていただけるように、取り進めていければなというふうに思います。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

最後になりますが、大樹でかなえるマイホーム支援事業は5年間の事業でありましたので、最終年度にあたる今年度为目标とし、夫婦、家族で住宅取得計画を立てていた方、また住宅取得を諦めた方もいると思います。

今後5年間の事業継続については、可能な限り周知に努めていただき、一人でも多くの方が住宅を取得し、目標をかなえられるよう期待しております。

これで、僕の一般質問を終わります。

○議 長

次に、11番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、先に通告いたしました町長公約の検証（3年間）と令和4年度の主要施策（予算編成）についてお聞きをいたします。

第19回統一地方選挙の後半において、酒森正人氏が2期目の再選を果たし、「産業の振興と福祉の充実」を町長公約の念頭に、「経済と雇用の裾野を広げる取組を推進し、活力あるまちづくりを」と「町民の助け合い、支え合いを進め、安心して暮らせるまちへ」と具体的目標を掲げ、3年が過ぎました。

令和5年度は、統一選挙の年でもあるので、政策的な経費を抑制した骨格予算となることから、令和4年度が酒森町政の最終年度だと思います。

町長公約は、これまでの3年間の事業の取組について、成果・課題の自己評価等と、令和4年度の予算執行を含めた次年度に向けての町政執行方針、主要政策について6点ほどお伺いをいたします。

1点目ですけれども、町長の2期目における第5期総合計画の5つの基本目標の成果と課題についてお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、令和4年度の予算編成に対する町政運営の基本的な考え方、方針についてお尋ねをいたします。

3点目ですけれども、令和4年度の予算編成に対する主要施策（行革、各事業、負担金補助金及び交付金、使用料及び賃借料等）について、どのように主要施策に盛り込んでいくのか。

4点目ですけれども、一般会計及び7特別会計の総予算額の令和4年度の予算見込みについてお伺いしたいと思います。

5点目ですけれども、令和3年度一般会計において財源不足が生じるため、公共施設整備基金やふるさと納税を原資とする魅力あるまちづくり推進基金、財政調整基金の繰入れを計上し、公共施設等適正管理推進事業債や過疎対策事業債の借入れを計上した予算執行でスタートしましたが、令和4年度も財源不足が生じるのか。また、その対策（政策）についてお伺いしたいと思います。

6点目ですけれども、財政シミュレーションの中で、これは2月18日に議員協議会で資料が提出されているのですけれども、令和4年度は起債残高が9億6,300万円、償還額が7億8,200万円、実質公債比率が9,92ポイント、基金推移で令和3年度の借入れの公適債1億4,000万円を繰上償還すると令和4年度の基金が2億4,600万円の計画推移となったと思います。令和4年度の財政状況について、また、経常経費繰入れについては、公共料金の見直し、人件費、維持補修費削減等の行政改革を進めて改善に努めることが課題と考えますが、令和4年度についてはどのように取り組んでいくか、この6点をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の町長公約の検証（3年間）と令和4年度の主要施策（予算編成）についてお答をいたします。

1点目の町長2期目における、第5期総合計画5つの基本目標の成果と課題についてありますが、令和元年度定例第2回町議会において、第5期総合計画の基本目標に沿った、2期目4年間の町政執行の所信を説明させていただきました。間もなく3年が経過しようとしているところですが、現時点で取組が進められた主な事業について申し述べたいと思います。

基本目標1、「人と自然にやさしいまちづくり」では、郊外部の高速通信網整備、太陽光やバイオマスなど自然エネルギーの利用促進、防災行政無線の更新。

基本目標2、「安心と支え合いのまちづくり」では、市街地保育園の統合・改築への支援、町病院の診療体制の充実。

基本目標3、「夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり」では、教育委員会との連携強化、郷土を学び育む「大樹を知る郷育」の実践。

基本目標4、「資源を豊かさにつなげるまちづくり」では、農林水産業の生産基盤整備、起業家支援事業などによる空き店舗活用や地場産品の高度利用。

基本目標5、「交流と協働で進めるまちづくり」では、姉妹都市や友好都市などとの交流事業、北海道スペースポート実現に向けた取組、役場庁舎の改築など、第5期総合計画の理念であります「活力とやすらぎあふれるまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいりました。

財政的な課題などにより、実現に時間を要する事業もありますが、残された任期の中で最善、最大の努力をしてまいりたいと考えております。

2点目の令和4年度予算編成に対する町政運営の基本的な考え方（方針）についてありますが、令和4年度予算については、現在、編成作業を進めている最中ではありますが、令和3年度においても5年連続で財政町政基金を繰り入れた予算編成となっており、今後、役場庁舎をはじめとした町有施設の更新に伴う起債償還の増が見込まれることから、既存事業の抜本的な見直しを含め、継続的な歳出削減に取り組まなければならないと認識しております。

また、第5期総計画に基づく施策を遂行しつつも、現在の厳しい財政状況を認識し、限られた財源の中での事業実施、予算執行が必須となることを踏まえ、従来の慣習や価値観、手法などにとらわれることなく、すべての事務事業の内容を精査し、効率的・効果的な歳入歳出となるよう予算編成作業を進めてまいります。

3点目の令和4年度予算に対する主要施策についてありますが、町民プールの整備等、町民や地域にとって必要な事業については、引き続き取り組んでまいります。補助事業や

使用料等の在り方など、歳入歳出ともに内容の精査や手法の検討を行い、効果的・効率的な事業執行となるよう予算編成、予算査定を進めたいと考えております。

4点目の一般会計及び7特別会計の令和4年度予算見込みについてであります。現在、予算編成作業が始まったところであり、現時点で予算の見込みをお伝えできる段階にはありません。新型コロナウイルス関連の経費など、見通しが立っていない事業もあることから、これからの予算査定、予算編成等を踏まえ、事業内容や事業費について精査をまいります。

5点目の令和4年度も財源不足が生じるのか。その対策（政策）についてであります。次年度の歳入歳出予算については、編成作業が始まったところであり、財源等については未確定の部分が多い状況であります。交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債や過疎対策事業債についても、財政的に有利な起債であることから、必要な事業を絞った上で活用するとともに、事務事業の見直し、経費節減を図りながら、財源の確保に努めてまいります。

6点目の令和4年度基金の計画推移、財政状況と経常経費繰入に対する令和4年度の取組についてであります。令和4年度末の起債残高について、繰上償還をしなかった場合は106億8,200万円、11億4,000万円の公適債を全額繰上償還した場合は95億4,200万円となる見込みであります。また、今年度は財政調整基金の繰入額を減額補正しており、前回のシミュレーション時点よりも積立額自体は改善される見込みであります。決算状況や新年度の予算編成状況を勘案して精査してまいりたいと考えております。

なお、令和4年度以降の取組については、現在、行財政改革推進本部会議において協議を進めているところであり、検討内容を踏まえ、新年度予算に反映してまいりたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで、答弁の中で現時点で取組が進められた主な事業について、基本目標の1から5まで、今、町長から答弁いただいたのですけれども、その中で、「財政的な課題により現実には時間を要する事業もありますが、残された任期の中で最善、最大の努力をしてみたい」と言うのですけれども、町長の最終年度の思いをいただいたのですけれども、今の時点で具体的に現時点で、基本目標の1から5まで多分課題はあると思うのですよ。その課題をどのように自己評価しているのか、それについてまずお聞きしたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

第5期総合計画の関係でございまして、その執行に関しましては主にハード事業になりますけれども、執行計画を作成して、その中において施設整備の在り方など検討内容等を整理

してまとめているものでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

原課の説明は分かりました。

私が聞いているのは、この3年間の中で、町長の答弁の中ではいろいろ取り組んできたが、でもやっぱり課題は残されているという答弁をいただいたので、今の町長の自己評価の中でどういう点が気になって残っているのか、それをお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

基本目標に対する、取り組んだ事業の詳細については、先ほどお話をしたところですが。

私も2期目の立候補にあたり、町民の皆様にご公約として掲げたものを定められた4年間の途中で実施すべく取り組んできたところでもあります。ただ、残念ながら、今現在で、その中で積み残しているものが正直何点かあるかなというふう思っております。

1点目は、サービス付高齢者住宅建設の実現がかなわなかったという点。この点については、今までの3年間の中で民間の方がサ高住の建設に向けて計画を進めていらっしゃいましたので、それに対して町としての支援をさせていただければというふうに思っておりますが、残念ながら、民間の方の建設がままならなかったという点です。

もう1点は、学童保育施設の整備ということで、保育所施設の整備については、町の中の法人との協議の中で今現在建設が進んでおりますが、私どもで計画しておりました学童という部分では、建設がかなわなかったという点については、今回の4年の任期の中での課題であるというふうな認識でおります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長の思いは分かりました。

それで、基本目標の中でいろいろあるのですけれども、例えば高齢者支援だとか子育て支援、医療体制とか住民基盤に関して、いろいろと疑問はあるのですけれども、それに加え、私なりにちょっと気になっている点を町長にお聞きしたいなと思うのですけれども、結構あるのですけれども、時間が決められているので、その中から何点か絞ってお伺いしたいと思います。

まず、基本目標の1の中で、地域交通計画の策定なのですよ。これまで国等の補助金を活用しながら自動運転実験を2回やっているのですけれども、それとは別かと思うのですけれども、コミュニティバスの実証運転を2回ほど実施いたしまして、今年の11月末で終

わっているのですね。令和3年度の一般財源の中で活用して終わったのですけれども、今回の運行実績と評価をどのようにまとめているのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課課長兼地場産品研究センター所長

今年度のコミュニティバスの実証運行につきましては、10月18日から11月30日までの期間、運行実日数は30日間となりますけれども、その期間で実施いたしました。利用実績につきましては、市街地循環便では延べ389人、1日当たり13人という形です。郊外部のデマンド便、今回は旭浜方面、中島方面のほうをルートとして実施いたしましたけれども、利用者は1人という結果でありました。

今後、利用状況、利用した時間帯ですとか曜日など、そしてアンケート調査などを分析いたしまして、地域公共交通会議におきまして評価を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それでは、今の段階では、まだこれからだということが分かったのですけれども、地域公共交通会議は町長の施策でもありますから、令和4年度に向けて、特に高齢者や免許証を持たない方の交通手段の確保を図るためにも、町として具体的なコミュニティを含む交通計画をもうそろそろきちんと事業化する時期に来てきていると思うのですけれども、その辺についての町長のお考えはどうか。最終年度ですから、もうそろそろ事業化していいのではないかと思いますのですけれども、これについてどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回実施をした内容については、今担当のほうから説明させていただきました。10月18日から先月11月30日までということで、まだ終わったばかりですので、利用の実数はまとめたペーパーも頂いておりますが、成果も含めて、内容の分析についてはこれからだというふうに思っております。

残念ながら、旭浜方面利用のデマンド便が少なかったという一方、町中の市街地の循環の部分では、例えば社協とかの協力も得ていたと思うのですが、ふまねっとの利用者等のアンケート調査、意見を聞いた中では、非常に使いやすかった、今後も運行してもらえれば使いたいという声もいただいているということも聞いておりますので、今後どういう形で実際に

運用していくかというところについては、そういうご意見も参考にしていければなというふうに思っております。

ただ、今回の循環の路線も含めて、本当に交通弱者の皆さんの期待に応えられるようなルートになっていたかというところの検証も含めて、今後どういう形でやっていくことが必要なのか。また、利用しやすい交通弱者の足確保というのはどういうものがあるかということも、具体的に地域交通会議等で、また意見交換をしながら、実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町中のコミュニティバスの運用というのは、もうこの2回でほぼ成果が出ているし、高齢者の評価は高いのですよね。まずはできるところから事業化していくというのは、交通会議でしっかりやっていただきたいと思います。

これを令和4年度の実績とするには、なかなか時間を要するかと思うのですけれども、せめて令和5年度からスタートできるようにひとつお願いしたいと思います。

それで、次なのですけれども、ゼロカーボンシティの宣言で、今回議会で承認されたのですけれども、ちょっと気になっているのは、木質バイオと太陽光などを活用したスマート街区事業なのですけれども、今年度は自営線工事や熱導管工事などを着手する計画ですけれども、現時点での状況は。どのくらいの工事が進んでいるのか、ほぼ終わっているのではないかと思うのですけれども、その辺で今どの程度スマート街区事業が進んでいるのかちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課課長。

○伊勢企画商工課課長兼地場産品研究センター所長

スマート街区事業の進捗状況でありますけれども、自営線工事ですとか熱導管工事をはじめ、今回の太陽光パネル、木質ボイラー、エネルギー棟などの設備、施設は、ほぼ完了しているという状況となっております。今月15日から木質チップボイラーの試運転が始まり、20日頃には太陽光発電からの通電を行う予定となっております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ほぼ完了したというのですけれども、今の説明の中で、今月15日から木質バイオの試運転をやると。送電も20日過ぎからやるのですけれども、それで気になるのは、この事業は委託会社というのを設立しなければだめなのですよね。それが予算の中でも委託料としてスマート街区構築業務で2,200万円予算計上しているのですけれども、春の議員協議会だ

と思うのですけれども、運営会社の設立については、当時の議員協議会の中では8月を目処にして12月運転資金というか補正を組んでいくという説明を受けた記憶があるのですけれども、いまだにそこが全然はっきりしていないのですよね。それで、次年度に向けて試運転していく中で運営の方向性が明確にされていないのですけれども、どのような方向でこれから来年の3月まで進んでいくのかについてもっと詳細に知りたいのですけれども、それについてお願いします。

○議 長

伊勢企画商工課課長。

○伊勢企画商工課課長兼地場産品研究センター所長

今回のスマート街区事業につきましては、補助事業の要件でありますとおり、エネルギーマネジメント会社を設置するというようなこともうたわれておりました、会社設立に向けて検討しているというところでございまして、スマート街区の運営につきましては、100%町出資の第三セクターによるエネルギーマネジメント会社を設立して実施するという形を考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

でも、考えているのなら、もうあと何日もないのですよ、マックスバイオの試運転やるというのだから。本当はもっと早い時点でこういうことを第三セクターでやます、100%やりますと。やるということは予算も絡んでくるのですよ。

それで、電力とか熱源の供給態勢ですけれども、最初の説明の中では役場庁舎、学習センター、大樹小学校等を予定しているのですけれども、現時点では令和4年度から一部スマート街区の運営が第三セクターから供給するのですけれども、予算編成に向けて、今までは事業費とか光熱費で全部見たのですけれども、令和4年度の予算編成で従来どおりに事業費で計算していくのか、それとも、例えばスクールバスの運行みたいに運転資金というか運用補助金を出しながら第三セクターに払いながら予算づけをしていくのか。そうすると全然予算の組み方が変わると思うのですけれども。その辺の基本的な考えというのがないと、多分予算編成もできないと思うのですよね。まずそこだと思いますが、その辺をどのように考えているのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課課長。

○伊勢企画商工課課長兼地場産品研究センター所長

電気代やチップ代など、スマート街区の維持管理に係る予算の組み方としましては、議員がおっしゃるとおり、従来どおり一般会計の事業費などで計上する方法と、エネルギーマネ

ジメント会社に対して予算づける方法の2つのパターンがあるかなと考えております。その2つのパターンのメリット、デメリット、そして会社としての役割などを踏まえてどのパターンで予算を組むか。予算編成は今真ただ中でありましてけれども、現在、早急に内部で検討を重ねているというところでございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

やっぱり今回のスマート街区に関しては、全てが遅れていると思うのですよね。第三セクターでやります、100%うちでやりますというのは、多分ここにいる議員は、今日初めて聞いているのです。予算も二本立てであるということも、それはどういうふうに予算しているのか分からないですけれども、二本立てであるというのは分かりました。

それで町長に聞きたいのは、二本立てのうち、町長の腹積もりの中ではどちらで選択していくのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

予算組みの関係は、今、担当課長が説明したとおりでありまして、従前どおりの方法がいいのか、またエネルギーマネジメント会社に対して予算づける方法がいいのかというところについては、これから会社の設立に向けての動きも先ほど説明させていただきましたので、その内容と整合性を取りながらやっていく必要があるかなというふうに思っております。

今現在、私どもの進め方としては、予算要求については、現状の今までどおりの形で各課から必要な部分について予算要求をする。それを従前どおりでいくか、一括してマネジメント会社に予算づけをしていくかというところの検討は、もう12月10日にもなりますので、来月中に予算の形ができなければならないので、平行して進めていき、新年度からエネルギーマネジメント会社での事業を円滑にできるような予算編成に努めていきたいというふうに思っております。

全般の事務事業について遅れているということは、議員のご指摘のとおりでもありますので、ネジを巻いて進めてはおりますが、さらに巻いて、新年度順調に船出ができるよう、そういう予算編成も含めて取組をしていきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

このことについてはもっと突っ込みたいのですけれども、これをやってしまうと、ほかの

ほうの時間もありませんので、ここでやめますけれども、やっぱり全体的に予算編成が遅れていると、全てが遅れていると思うのです。こういう話というのは、遅くとも10月には運営会社の第三セクターも決まっていなければならないし、そして今回の定例会でもほぼ補正予算までいくくらいの気持ちでいかないと、本当にきついのではないかなと思います。これについては、出たときにまたお伺いしたいと思います。

それで、次ですけれども、基本目標の観光振興についてお聞きしたいのですけれども、晩成温泉は、泉質がよくて、多くのファンを持っている温泉ですけれども、利用者は、指定管理者の努力もあり増加傾向にあるのですけれども、開設以来40年が経過し、施設も老朽化しているのですが、執行方針の中で、施設の在り方について引き続き協議してまいりたいというのですけれども、毎回同じ執行方針だと思います。宿泊施設を含めて、もう結論を提示する時期にきていると思うのですよね。今年は指定管理の改選期でもあります。指定管理もなかなか大変だと思うのですけれども、もうそろそろ方向性の結論を出してもいいのではないかな。それについてどうでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課課長。

○伊勢企画商工課課長兼地場産品研究センター所長

晩成温泉につきましては、温泉宿泊両施設とも老朽化が進んでいるところでありますが、令和4年度からの新たな指定管理者を募集するに当たりまして、今後5年間には必要な修繕を行いながら維持することとしております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回、我々議会も、初日で総務常任委員長が報告したのですけれども、特に宿泊施設はひどいのですよね。冬の延べ人数は30人、40人ですけれども、利用者はたった一人と聞いているのですよね。その辺も考えて、小破修繕もいいですけれども、それこそ全体を含めながら、もっと具体的に結論を出すべきだと思うのです。

それで、ちょっと気になったことが、本当は諸般報告で聞けばよかったのですけれども、諸般報告の中で質疑ができないということなので今議会で聞きますけれども、諸般報告の中の監査報告ですけれども、令和3年度大樹町公の施設に関わる指定管理に関する監査結果報告書の監査事項、晩成温泉及び学童農業研修センターの指定管理事務処理及び指定管理事務手続に関する事項の中で、監査委員の報告書の考察の(2)、多分皆さん資料を持っていらっしゃる方は見ていただくと分かるのですけれども、ちょっとここ引っかかったのですよね。「前回の監査で要望した協定書に基づく報告事項の確認・精査に関しては、今回の資料調査においても、前回同様の不適切な対応があったことから、担当部署においては、今後も報告内容の十分な確認・精査と、指摘事項に対する配慮を望むものである」と。こう考察に記載

されているのですけれども、指摘事項とはどのようなことなのか。対応をきちんとしなければ駄目だと思うのですよ、監査報告ですから。その辺についてお聞きしたのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課課長。

○伊勢企画商工課課長兼地場産品研究センター所長

指摘事項についてでございますけれども、指定管理者が毎年度終了後に出すことになっております事業報告書というのがあるのですが、その中で記載漏れがあった部分を私どものほうがしっかりと中身をチェックせずに受け取っていたという内容であります。

今後は、書類の確認はしっかりと行うとともに、指定管理者のほうにも適切に指導してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

結論から言うと、原課の事務ミスという解釈でよろしいですね。それ以上言いませんけれども、ぜひ今後はそういうことのないように、せっかくの監査委員が報告書に書いていますので、それに準じて答えていただきたいと思います。今回の我々の報告書も、最後のほうに原課の報告を望むと総務常任委員長も言うておりましたので、その辺も併せてお願いしたいと思います。

それで、基本目標の5番目の「またやるのか」と言われそうですけれど、やります。

航空宇宙産業基地の誘致の関係ですけれども、前回の一般質問の中で、これ会計の在り方ですよ。前回も聞いたのですけれども、一般会計の透明性からも、私は特別会計の設置をお願いしたところですが、酒森町長は2025年までの大きな事業なので、一般会計の中で取り組んでいきたいと。全てが町の事業だということで答弁をいただきました。

再度、新たに目の設置を一般会計でお願いした中で、黒川副町長は、目は自由に組めるので、今後検討していきたいという説明をいただいたのですけれども、令和4年度の予算編成の中で、目なり、そういうことを取り組んでいくのか、これについてお聞きしたいと思いません。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

現在これから予算査定に入るところでございますけれども、その中で、まずは航空宇宙分野を独立させて査定をし、新しい目の設置に向けて調整しているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひそのようにお願いしたいと思いません。

そうすると、職員も、我々議会も、町民も、先ほどは同僚議員が一般質問しましたとおり、見える化が少しは前進したのかと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

最後のほうで、財政のストックは財政シミュレーションの関係ですけれども、財源の確保努力は公共料金の見直し、改定もあるのですけれども、それとコロナ禍によって行事ができなかったのですけれども、年間行事の見直し、維持補修費の削減、答弁から事務事業の見直し、経費節減を図りながら、このことは明確ではないけれども、予算編成ができないと考えていますので、令和4年度に向けてそれぞれどのように注視しながら削減を図っていくのか、そこが一番大事だと思うのですよね。その辺はどのように考えているのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

令和4年度の予算編成に向けた財源確保、それから経費節減の取組でありますけれども、行財政改革推進本部において、公共料金については、受益者負担の適正化や公平性確保などの観点から費用負担が適正であるかどうか。歳出の仕組みについては、全ての事務事業の達成度や必要性、事業の効果、実施手法などを検証評価するとともに、職員の定年延長を見据えた職員定数の適正化などについて協議検討を進めているところであります。

これらの評価検討内容のうち、すぐにでも取り組めるものについては、令和4年度の予算編成に反映させることで、将来に向けた健全な財政運営につながっていくように考えているものでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

財政の見直しですけれども、令和3年度の決算の中身を見ましても、例えば事業費や役務費というのは、結構職員は頑張って削減しているのですね。でも、その分、委託費が上がっていつているのですよ。そこはプラスマイナスゼロなので、さらにどこでいじるといったら、最終的には人件費なので、人件費は最初で最後のところだと。その前に、例えば使用料、利用料、補助金、それと公共施設の維持、これが先に手をつけるのが本来の姿だと思うのです。事業費、役務費といっても、本当に職員は紙1枚節約しながらやっているのです、それはもう限界ではないかと思うのですよ。あとやるといったら、本当にペーパーレスなのです。そこまでやるといったら、またその準備にまたお金がかかるので、なかなか厳しいので、分かりました。

それで、令和4年の基金の計画推移の財政状況について、4年度末の基金残高について繰上償還しなかった場合は10億6,200万円。11億4,000万円の公適債を全額繰上償還した場合は9億5,400万円となるという答弁をいただいたのです。それで令和4年度は繰上償還していけるのか。繰上償還できなかった場合、一般会計の基金、備荒資金も

含むのですけれども、24億円あまりと考えていいのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

繰上償還できるのかというご質問になりますけれども、庁舎建設に係る起債の借入れにつきましては、利息額が承知のとおり大きい起債となっております。早急に償還してまいりたいと考えております。

財源につきましては、減債基金、それから備荒資金等を検討しておりますけれども、今年度の予算の執行状況、次年度の予算編成状況等を踏まえて、無理のない償還計画を立ててまいりたいと考えております。

また、繰上償還後の備荒資金を含む基金の残高については、各種交付金等による財源組替えもあり、多少の上積みは見込めるかと思っております。

以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、答弁の中で今年度は財政調整基金の繰入額を全額補正しており、前回のシミュレーション時点には、積立額は実質改善されるという見込みだと言ったのですけれども、おそらく、今まで一般会計の執行で行っていた予算が、今回のコロナ禍の臨時交付金に置き換えた会計執行の分が多分減額補正になったと思うのですよ。だから、はっきり言ってしまうと、本当にコロナ様々なのですよ。あまり大きい声では言いたくないのですけれども、本当にそうなのですよ。

しかし、前回のシミュレーションの起債残高の中では、令和4年度末で96億8,300万円、答弁は9億9,900万円の増で106億8,200万円という答弁を受けたのですよ。繰上償還した場合も、当初のシミュレーションから見ると10億増えているのですよね。そうすると、結局9億から10億増えている。2月のシミュレーションの段階から見たら今の段階では約10億増えている。

今はコロナ禍で、多少は減額補正しているのですけれども、その辺の分析はどうしているのか聞きたいのと、町長には、今後、財政シミュレーションの在り方を見直していかなければならないと思うのですけれども、その辺の考え方についてお聞きしたいのです。

○議長

黒川副町長。

○黒川副町長

財政シミュレーションにつきましては、2月時点でお出したもので、当時も大きくりの

ものですよという条件をつけさせてもらいましたけども、今回の計算上は財政係長のほうで積み上げをしたものでございます。

また、議員言われるように、各種交付金が今年多かったということと、それから交付税が予算よりも多めに配分されたというようなことがあって、当初の見込みよりは少しはよくなっているかなというようなことでの先ほどの答弁というようなことになってございます。ちょっと聞いていることと合っていませんかね。そのような状況ということでございます。

財政シミュレーションは逐次見直し、2月にやったものと、今行財政改革の中でも財政シミュレーションをまた作っているのですけれども、どういう想定を置くかで随分変わるのですけれども、例えば人件費がどう変わっていくのかとか、交付税がどう変わっていくのかというのは、予想でしかないところがありまして、過去に三位一体改革の頃は、交付税が5%ずつ減っていくのだというシミュレーションを作ったのですが、もう途中で破綻しているというようなことになりましたけれども。

現時点では、財政見通しというのはなかなか立てづらいのですが、ある程度横ばいでいった場合にとりような仮定を置きながら、どう繰上償還をしていったらいいかというのが一番効率的かと。あるだけ払ってしまえば、あとは楽というのはあるのですけれども、例えば備荒資金などは、特別積立をしている部分があるのですけれども、利息がいいものですから、利息のいいところよりは利息の安いところを先に切っていったほうがいいかなというようなことも、バランスを考えながら繰上償還も一定程度やっていきたいと思っているところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

2月に出された財政シミュレーションは大きくくだというのですけれども、我々はこれを基にしてやっているのですよ、これが基本なのですよ。でも、原課は分かっていると思うのですけれども、その辺はもう少し情報があれば、もっと情報を流していただきたいと思えます。我々も一緒に共有していかなければならないので。

それで、町長に聞きたいのは、財政状況は本当に厳しいのですよ。多分1年間のトータルの繰越金が多分出るでしょう、減額補正とか不要額が出るので。多分出納課あたりは月々の締めが本当に苦しい状態ではないかと思えます。特に来年いいところ、今月は明日職員手当出ますよね。そういうことになると、月々の締めが厳しい中で、一般会計は直接関わる住民の生活や福祉向上に関わる会計ですから、経済を取り巻く住民の経済止めることもできないし、行革を止めることもできないと。

令和4年度に向けて、酒森町政は最終年度です。令和4年度の執行予算を含めた中で、方針、主要施策を含めて、特に基本目標の中で、最後の年ですから、目標達成や事業化に向けてどのように最後の1年を仕上げていきたいのか。この辺の町長の思いを聞きたいと思えます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

総合計画における施策の基本目標に対する目標の達成や事業化という部分では、先ほど「積み残した課題はないのかい」というご質問に対して、私はイの一番にサービス付高齢者住宅の建設をかなえることができなかったという点を上げさせていただきました。

ただ、大型のものでは、今現在まで役場庁舎、防災行政無線のデジタル化、そして晩成及び生花行政会館の整備、公営住宅の改築など、おおむね計画どおりに進められたかなというふうに思っております。

また、ハードに限らず、マイホーム支援補助金など、少なからず人口減少対策としても施策を取り組み、議会の理解、または町民の理解を得ながら3年間進んでこれたかなというふうに思っております。

これから予算編成がなされますが、令和4年度の事務事業に対する私どもの第1次の予算協議も既に終えておりまして、その中では、町民プールの整備も、議会のご理解を得ながら今現在も取り組んでいるところでもありますし、住宅施策についても、条例改正をお認めいただきましたので、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っているところでもあります。

私に与えられた任期については、あと1年ということもありますので、再度2期目の立起に際して、町民の皆様にお約束をした公約については、残された1年で可能な限り、予算の限りもございますけれども、実現していくという思いで取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これが最後の質問ですけれども、最後にちょっと私の持論になってしまうのですが、主要施策、行政改革進めていく中で、例えば企業会計の貸借対照表のように、行革も表の行革と裏の行革があると思うのですよね。例えば表の行革というのは、新たな支援策だとか、新たな補助金申請だとか、新しい公共施設などと華やかな場面なのですよ。でも、紙と一緒に裏表があって、裏の行革というのはあると思うのです。例えば裏だったら、年数とともに世の中が変わってきますので、場合によっては支援の廃止、または老朽化による公共施設の廃止、なかなかそこは決断できないのですね。だから、今回の答弁のように再度検討しますとか、引き続き協議しますとかと言って、逃げるという言い方は悪いですが、先送りしてしまうのですよね。そこを負の行革もきちんとやっていくというのが、やっぱり貸借対照表で資産の部と負債の部、資本金があって、そのバランスがよく取れているのが健全な経営であり、また、それを行政ではきちんとした行革、行政運営だと思うのです。

例として、公共施設の中の福祉センターの場合、今は小破修繕でやっています。この間の

町葬も雨で、結構な雨でしたよね。あれを見てしまうと、本当にこれをこの先10年も使うのかとなれば、福祉センターの場合、着地点を見据える。例えば5年先にもう廃止すると。今から提案していくと、その間で利用者も町民も、次の行革に向けていろいろな意見が出てくると思うのですよ。そういった負の行革を進めていくことも、そうすると町民も職員も理解できると思うのですよ。来年廃止するといったら、あまった職員はかわいそうですよね。5年前からやっている、誰が行っても理解しているものだから、そういう職員を育てる上でもみんなでチームワークを組む。共助、自助とよく町長言っていましたよね。そういったことが私は大事だと。だから裏の行革もしっかりやってくれということが私の持論なのです。これは行政ではなくて、大会運営もそうなのです。華やかなこともあれば裏もある、リもある。私はそう思っているのですけれども、それについて最後、町長に答弁をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も残された任期はあと1年ということではありますが、私ども大樹町が担う行政というのは継続されていくべき事業でもありますので、今議員がおっしゃるとおり、例えば福祉センター、非常に分かりやすい事例だというふうに思いますが、期限を定めた中でどういう対応を取っていくかというのを町民の皆様に、それもある意味の見える化だというふうに思いますので、お見せした中で、町民の皆さんとともにどういう措置を講じていくか、終活みたいなことになってまいりますけれども、その対応をともに考えていくということも肝要かなというふうにも、思っているところです。

行革も、表も裏もございます。財政シミュレーションは非常に重要だという認識は私も持っておりまして、例えば来年計画を進めておりますプールについても、財団からの補助が増額されたということで、非常にいいタイミングで改築がかなうかなという思いでありますし、まだもくろみですけれども、また財政シミュレーションの中で大きな要素を占める職員定数の在り方についても、今年が65歳まで延びようという動きの中で、採用をどうしていくのか。本当に必要な定員に対して、職員の年齢構成をどうやって間が途切れない形をつくっていくかというところのジレンマを持ちながら今年定数の見直し等も進めておりますので、表に出ない部分たくさんたくさんありますけれども、そういう部分も含めて、財政シミュレーション等でしっかりお示しをした上で、財政運営、そして行政運営を進めていきたいというふうに思います。

これは、この後に続く首長が皆同じ思いで多分取り組んでいくというふうに思いますので、議会の議員の各位にもその思いをぜひ受け止めていただいて、大樹町の町政をしっかりとやっていこうという思いは、立場は違えども同じ思いでいるというふうに思いますので、ぜひ私どもとともに大樹の未来に向けて取組を進めていただければと思います。

ありがとうございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長も最後ですけど、我々議員も最終年度なのですよね。そういったことで、酒森町政が2期目に入りまして最終年度の公約の年でありますので、令和4年度の予算執行含め、町政執行方針は主要施策に向けてきちんと自己評価をしながら公約を達成していただいて、次期の新たな町政に期待しながら、これで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、情報社会での教育活動ということで、教育委員会、教育長にお伺いいたします。

本町においては、小中高生徒に対する手厚い情報機器の整備など行われており、これからの社会での活躍が期待されているところです。しかしながら、高齢者や住民、その他一部には、その準備や対応が不十分な方の心配もあり、対策が必要でないかと思っております。

そこで、4つほど、生涯学習センターの開設時には、情報教育のためのパソコンやワープロが設置されていましたが、今はどのような運営とか状況になっているのかをお聞きしたいと思います。

2点目は、情報教育ということで高等学校のほうに非常にお世話になっているのですけれども、パソコン教室の現行運営状況はどうなっているか。

3点目については、民間事業者の協力を得ての講座開設の考えは、教育委員会としていいのか。

それから、4点目は、今後の社会人向けの情報教育というか、今のリカレント教育という意味合いも含めて、教育委員会のお考えを教えてくださいたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

西田議員ご質問の情報社会での教育活動についてお答えをいたします。

1点目の生涯学習センターにおけるパソコン教室の現在の状況についてであります。平成10年の生涯学習センターオープン時には、視聴覚室にパソコン及びワープロを配備し、コンピューター教室やワープロ4級取得講座等を開催しておりました。その後、平成15年度まで継続して開催していましたが、現在は開催しておりません。

2点目の高等学校開放講座でのパソコン教室の運営状況についてであります。平成29年度まで高校開放講座の1コマとして、パソコン教室や年賀状づくり教室を開催しておりましたが、参加者も減少傾向にあったことや講師を担う教員がいないことなどから、現在は開催しておりません。

3点目の民間事業者の協力を得ての講座開設の考えについてであります。平成29年度に高校開放講座におけるパソコン教室が終了したこともあり、平成30年度にドコモショップ大樹店の方を講師として「日常生活に役立つスマートフォン活用術」と題した生涯学習講座を開催しました。今後も民間事業者等の協力を得ながら、町民ニーズに応えていきたいと考えております。

4点目の今後の社会人向けの情報教育の考え方についてであります。デジタル社会の到来に伴い、パソコンやスマートフォンがますます普及していくことが予想されます。インターネット及び電子メールの活用方法やソーシャルメディアを利用するに際しての情報モラル等について、生涯学習講座などを活用しながら、高齢者や初心者向けなど、町民のニーズや関心に応じた情報教育を進めていきたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今のお話の中で、教育委員会の視聴覚室にも高等学校の講座もなかなか期待できないような状況を感じるのですけれども、どの部門が、教育委員会がそのことを担うのか、他の企画なり何なりのところは別にして、取りあえず、僕は教育委員会だなというふうに思っていますので、今後、視聴覚室の整備なりが必要でないかなと思うのです。

その理由は、1回や2回パソコンのことを聞いたり、スマートフォンの動かし方を習っても、僕なんか多分全然習得できないと思いますので、ある程度のカリキュラムをちゃんと作って、最低この部分の水準までは教えていくのだよというようなカリキュラムなり教室の開催が必要だというふうに思っていて、機器については予算も伴うことですので、今ここですぐ5台買いますとか3台買いますとかというご答弁を求めるのは差し控えますけれども、教育委員会としての教室の開催の在り方のお考えを示していただきたいと思っております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

議員からご質問いただきまして、社会教育課を中心に勉強させていただきました。その中で、情報格差の解消というのがすごく大事で、その任務を果たすのが社会教育でないかというところの文献にあたりました。昨日、北海道で1億6,600万円の詐欺に遭った。NTTファイナンスサービスサポートから偽のデータにごまかされてしまったという部分がありますし、近年はQRコードでいろいろな証明が出たりという社会になっております。高齢者はなかなかそれを使い切れないという部分がありますので、西田議員ご指摘のように、管内でも新得町が民間の業者をお願いして5回連続の教室を開いたり、隣町の広尾町でも警察を呼んでそういう被害に遭わないようなスマートフォンの使い方をやったということがありますので、今後そういう部分を検討していかなければいけないと考えております。

ただ、機材については、西田議員ご指摘のとおり、昔は公的な部分、学校だとかそういう部分のほうが進んだものがあつたのですが、今は違ふと。個人持ちのほうがずっと進んでいるという状況がありますので、そんなことも勘案しながら考えていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今おっしゃっていただいたように、予算の伴うものを急に言ってもなかなか難しい面もあるかもしれませんが、今、教育長ご答弁のように、多分民間会社の方に声をかければ、喜んでそれなりの自分の会社のパソコンが売れるようにとか、使っていただけるようにとかということもありますので、行く行くは現行のパソコンなりを、僕は中古でもいいとは思ってはいるのですけれども、役場で買うのに中古というのはあまりないかもしれませんが、そういうふうな努力をしていただきたいなと思っているのですけれども、そのことについてはどうでしょうか。今の民間の業者の方の活用だとか、それからパソコンメーカーなんか声をかけていただくとか、いろいろ方法はあると思うのですけれども、その点をお聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

先ほどの答弁と重複する部分もありますが、高齢者向けのスマートフォン活用術などの継続した教室は、声をかけて開催していったほうが町民福祉のためになるなと考えてございます。ただ、生涯学習センターにパソコン室を新しく整備しようという考えはございません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あそこは、20年前ですからあれですけれども、ルーターなり何なり5台のパソコンを

使って運営されていたように思っておりますので、多分新しい施設とか何かは必要ないのではないかなとは思っていますので、またぜひ内部で回線なり何なり検討いただいて、何らかの方法で体系的な、今、ホテルの予約をするにしろ、乗り物を予約するにしろ、私の子ども達は本当にホテルでも安くうまくやって取れますけれども、僕ら老夫婦は全然そんなことができないものですから、生きていくためにもパソコンのそういう技術やスマホの使い方は、教育長は情報格差といういい言葉を使っていただきましたけれども、家内なんかは子どもに聞いてやっていますけれども、なかなかそういうふうな人もみんながみんなそうかというところではないので、そういうことに意を砕いていただいて、ぜひ実現していただきたいと思っております。

時間ですので、これで終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してあります1点について、教育長にお伺いをいたします。

少人数学級実現と教員の確保についてお伺いいたします。

去る11月19日、政府は公立小中学校の教員定数について、国と全国知事会などが協議をしたと報道されております。その中で、文部科学大臣は「30人学級はあきらめていない」と述べて、少人数学級のさらなる充実に向けた教員確保を検討すると述べております。

町教育委員会も、30人学級実現に向け国に要望を上げ、35人学級が実現しております。さらに30人学級の実現と必要な教員の確保をするよう、引き続き要望していくべきと考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

志民議員ご質問の少人数学級実現と教員の確保についてお答えいたします。

小学校における少人数学級は、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務教育標準法が今年改正され、約40年ぶりに学級編制の標準の一律引下げが行われたところであります。

内容としては、令和3年度から小学校2年生学級編制の標準が40人から35人に引き下げられ、今年度を含め5年間かけて、小学校全ての学級において1学級35人以下のクラスが実現することになっております。

北海道教育委員会においては、少人数実践研究事業として国より前倒しで少人数学級生を実施しており、大樹小学校においても研究指定を受け、小学校3年・4年生は40名以下で、本来であれば1クラスになるところを2学級での編制となっております。

また、小学校1年生については、通常学級の在籍児童数が35名を下回り、本来であれば1クラスになるところでありましたが、クラス替えなしの過密な状況を回避すべく、今年度初めて町単費の教員を採用し、2学級の編制とすることができたところであります。

新学習指導要領の趣旨である誰一人取り残すことがなく、全ての子ども達の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「主体的・対話的で深い学び」の実現には、子ども一人一人に応じたきめ細やかな指導が必要とされており、そのためにも将来的な30人学級の実現は重要なことと考えております。

一方で、教員の成り手不足の問題もあり、今後、教育の質をいかに保っていくのかも課題と捉えております。

中学校への35人学級拡大やその先にある30人学級の実現に向けては、管内の教育委員会とも情報共有を図りながら、全国町村教育長会及び北海道町村教育委員会連合会などを通じて、要望を検討してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

教育長の考え方、本当に一人残さず、これは非常に重要なことで、すごく重い思いだと思いますよね。時間もあるからあまりしつこく言いませんけれども、明治時代に、イギリスの女性が日本に来たときに東北のほうに旅行したということで、本も書いていますけれども、田舎に行っても、子どもが読み、書き、計算ができたのには驚いたというのですよ。確かに、そんなことを私も中学校のときに先生が言われて覚えているのですけれども、素晴らしいものだなと思って、一人残さずというのは、まさに今も生きているというふうに考えています。

それで、言いたいことは、やっぱり先生一人に少なくとも30人以下、しかも欧米諸国ではもう25人以下ということになっていますので、それは一日も早く実現してほしいのですが、私が求めたいのは、中学校3年生まで35人を待つことなく、小学校が完成したらもう30人学級をさらに1年生から始めてほしいというふうに考えています。

それともう1つ、町財政も厳しい中と本当に思います。35人のこんなびったりしたときに、これは困ったなと思ったら、ちゃんと2クラスに教員を雇ってということで実施して、本当に素晴らしいことだなと思っていますので、もし仮に今後こういう事態が、35人、34人というクラスができた場合、ぜひ今年度と同じような対応をして、子ども達のために力を尽くしてほしいと考えていますが、その2点についてお伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

先進国の事例を見習いながら行き届いた教育環境というのはすごく大事だと思います。でも、物事には段階的なものというのがございますので、まずは中学校も小学校同様35人学級、それが達成できたら30人学級というのがオーソドックスなやり方ではないかなと思っています。

ただ、志民議員が言うように、いろいろな団体がいろいろな要望を出してございます。私

どもが入っている全国町村教育長会は、まずは中学校まで35人学級というのを重点的に取り上げておりますが、町村でない都市教育長会というのは、もういきなり30人学級という要望を出していますし、日本PTA連合会もそうです。ということで、みんなが行き届いた教育環境というのを望んでいるのだというのは間違いございません。

あと、町の部分です。本当に少子化でいろいろな部分で不都合が出てきております。今、立派な認定こども園が建築されております。ということで、今まで2つあった保育園が、市街地ですけれども1カ所になってしまうと。そうしたら2歳ぐらいから保育園も1つ、小学校も1つ、中学校も1つ、本当に全然新しい風が入ってこないのですよね。そんな中で1クラスになってしまったら、ずっと同じという、これは教育上非常によくないと思いますので、財政問題があるのですけれども、ぜひとも町長部局にもお願いして、2学級確保に向けていきたいなという強い願いは持っています。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

今回、町長には質問を提出しておりませんので、教育長の熱い思いを、財政状況が厳しいというのは、私らが議員になったもう二十何年前からもそういう言葉を聞いておりますが、国の機関である文科省がそういう考えをずっと持っている。しかし財政部局の財務省はそういうことで厳しいのだという話は聞いておりますので、引き続きそれを動かすように全力を挙げて、町と教育委員会が一体となってということになるかなと思いますが、質問を提出しておりませんので、そばで町長は聞いておりますので、ぜひ教育長、各教育関係者と力を合わせて全力を尽くしてほしいと思います。

よろしくお願ひして、質問を終わります。

○議 長

以上をもって、一般質問を終了します。

◎散会の議決

○議 長

本日の日程は、全て終了しました。

よって、本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時01分

令和3年第4回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月9日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 委員会報告
- 第 3 陳情第 3号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する陳情書
- 第 4 陳情第 4号 「核のごみ受け入れ阻止条例」の制定についての陳情書
- 第 5 陳情第 5号 女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定についての陳情書
- 第 6 発委第 7号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書
- 第 7 発委第 8号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
- 第 8 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 寺嶋誠一	2番 辻本正雄	3番 吉岡信弘
4番 西山弘志	5番 村瀬博志	6番 船戸健二
7番 松本敏光	8番 西田輝樹	9番 菅敏範
10番 志民和義	11番 齊藤徹	12番 安田清之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	黒川豊
総務課長	鈴木敏明
総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢厳則
企画商工課参事	大塚幹浩
住民課長	佐藤弘康
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井上博樹
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	松木義行

町営牧場参事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	瀬 尾 裕 信
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	乾 飛 鳥
学校給食センター所長	楠 本 正 樹
社会教育課長兼図書館長	清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 正 喜
農業委員会事務局長	吉 田 隆 広

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	小 森 力
主 事	八重柏 慧 峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 松本敏光君

8番 西田輝樹君

9番 菅 敏範君

を指名いたします。

◎日程第2 陳情第4号

○議長

日程第2 委員会報告の件を議題とします。
調査が終了しておりますので、委員長から、報告を求めます。
議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

議会運営委員会行政視察報告をいたしたいと思っております。読み上げて報告いたします。
議会運営委員会行政視察報告書。
議会運営委員会による行政視察の結果を次のとおり報告します。
調査事件名は、議会議員のタブレット端末機の活用についてであります。
調査目的は、全議員のタブレット端末配備に伴い、使用範囲等活用方法に向けた調査検討を目的とする。

調査年月日は、令和3年11月10日水曜日であります。

視察場所は、浦幌町議会。

視察参加者は、記載のとおりであります。

調査報告。

(1) タブレット端末機の導入経過と経緯についてであります。

浦幌町議会のタブレット端末機導入は、議会活動の活性化、ペーパーレスによるコストの抑制などを目的に検討が進められた。令和2年度当初予算は町長査定で却下されたが、

令和2年9月の定例議会で新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金を活用し予算を計上、令和3年4月より運用開始となった。

なお、導入にあたっては、議会側の先行導入であったため、導入後、執行機関側と会議における使用について調整を行う必要があった。

(2) 導入の目的。

ア、ペーパーレスによる紙資源環境の負荷、コストの抑制（印刷費・郵便料・ファックス通信費・印刷用紙）。

イ、議員、執行機関及び議会事務局職員の業務量を抑制（一般質問・原稿入稿・召集通知・資料配付・簡易連絡・印刷編綴郵送作業）。

ウ、情報のストック化・収集・閲覧・調査（議案・資料・行政計画・政務活動）。

エ、会議の効率化（同期システム・プロジェクター・スクリーン活用・ミーティング）。

オ、町民への情報提供（議会報告・町民との意見交換・議員活動）

(3) 議会・議員活動としての活用と効果。

ア、メール。

議員間及び事務局とのメール、召集通知や一般質問通告書等の送信。

イ、クラウドストレージサービス。

各種行政計画等の掲載（レファレンス機能）。

ウ、カレンダー（スケジュール）。

議会関係スケジュール。

エ、議会BCPとの連携（災害時の情報伝達利用等）。

オ、議会図書室との連動（レファレンス機能）。

カ、浦幌町ホームページの閲覧。

キ、浦幌町メールマガジンの受信。

タブレット端末機の導入により、情報伝達の即時化と共有化、事務作業の効率化と省略化、関係経費等の削減などの効果が得られている。

(4) 導入端末と費用については記載のとおりであるので、読み上げは省略したいと思います。

(5) まとめ。

小中学校の教師用既存タブレット端末機の有効活用のため、今回、議会議員にタブレット端末機が配備されることになった。

しかしながら、活用に伴う様々な課題についての内部議論が成熟していないことから、早期に導入し、先進的に活用している浦幌町議会を行政視察し、議会運営委員会において議論を重ねた結果、当議会においても浦幌町議会と同様の活用が可能であると判断した。

なお、運用開始にあたり、使用基準の作成を含めた事前の準備や議員個々のスキルアップはもとより、導入による経費削減効果、事務局業務量抑制等、導入後の課題・効果についても、今後、内部議論を積極的に進めていくこととした。

ア、導入目的。

議会の活性化情報伝達の即時化と共有。

議会事務局職員の業務量軽減。

ペーパーレスによる紙資源の抑制と郵送料・通信料（FAX）の削減。

イ、活用当初の利用範囲。

行事予定表の共有。

委員会など各種会議の召集通知。

予算、決算資料の共有。

インターネットの閲覧。

ウ、運用開始までの取組。

「使用目的」「使用範囲」「貸付」等の使用基準の作成。

議員個々のスキルアップを図るための操作研修。

エ、その他。

上記の課題を早期に取り組み、令和4年度からの利用開始を目指し、議員個々の習熟度を高める中で、今後、活用範囲を拡大していきたい。

以上であります。

○議長

委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これをもって、委員会の報告を終了します。

◎日程第3 陳情第3号

○議長

日程第3 陳情第3号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に関する陳情書の件を議題といたします。

委員会における審査が終了していますので、報告を求めます。

総務常任委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

ただいま議題となりました本陳情については、9月7日の本議会において付託され、継続審査となっておりますが、当委員会主催の研修会を含め4回の審議を行いましたので、大樹町議会規則第94条の規定により、審査結果をご報告いたします。

この選択的夫婦別姓制度につきましては、現在、我が国の制度、民法750条では、夫婦のどちらかが改姓しなければ法律的に結婚できず、それぞれ生まれ持った性を名乗り続けることが許されておられません。改姓することによる不利益を避けるため、事実婚を選択する夫婦もおりますが、法律上の夫婦とは認められておらず、同姓の夫婦に認められた優遇措置等が受けられないことから、制度上の様々な問題が解決されていない状況です。

選択的夫婦別姓の導入については、1970年代から40年以上にわたり議論されてきました。1996年には法制審議が民法改正を答申しましたが、法制化には至っておらず、2015年12月の第1次別姓訴訟の判決文で、最高裁判所大法廷は現行制度を合憲としながらも問題解決を再び国会に委ねておりますが、既に6年が経過した現在も依然として国会での審議が進んでいない状況であります。

このような中、本年7月2日には北海道議会でも選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書が全会一致で可決され、十勝管内の町村議会においても既に9自治体の議会で議論の活性化、制度の法制化の意見書が可決されております。

そもそも、この制度は同姓を否定するものでも、全ての夫婦が別姓にしなければならないものでもなく、別姓を選びたいという夫婦への選択肢を広げるものであります。このような不利益を受けている問題に関心を寄せる人が増えることと、国民的、社会的議論を深めることが重要であり、国会で積極的な議論を進めることが必要であるとの意見が多く出されました。

以上、本陳情の内容については、当委員会で慎重に審査した結果、国会での審議が進んでいない現状を踏まえ、陳情者のにはおおむね賛同するものの、まずは国及び政府が議論を積極的に行うべきとの結論に至り、意見書案の一部内容の変更についても陳情者の了承を得たことから、全会一致で採択すべきものと決しましたのでご報告いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出する。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣宛てでございますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第3号の件を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎日程第4 陳情第4号

○議 長

日程第4 陳情第4号「核のごみ受け入れ阻止条例」の制定についての陳情書の件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

ただいま議題となりました本陳情については、9月7日の本議会において本委員会に付託され、継続審査となっておりますが、当委員会で3回にわたり審査を行いましたので、大樹町議会規則第94条の規定により、審査結果をご報告いたします。

高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場選定については、2000年5月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、最終処分法が定められ、最終処分の候補地5カ所程度を選定するべく処分地の公募を行うことを原子力発電環境整備機構が発表しております。

その後、2017年に国が最終処分場の候補地を記した科学的特性マップが公表され、北海道の2自治体が2020年10月に文献調査候補地として名乗りを上げ、応募を表明しております。その結果、周辺自治体では放射性廃棄物処分施設立地等回避条例を制定する動きが可視化されましたが、北海道では2000年10月に回避条例を制定し、現在では道内7つの自治体が条例を制定しております。

また、道は、原発の高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定については国が進めるべきとのスタンスであり、選定に向けた文献調査の受入れを市町村が表明する現行方式に異議を唱えており、その上で、適地かどうかを過去の文献で調べることは市町村が手を挙げる前に国ができることとされ、国が学術論文や地質で地層や活断層を調べ、適地を絞り込むことが可能であると提言しております。

また、道の核抜き条例は、処分技術に関する研究施設を受け入れる際に制定しており、原子力施設には既に協力している立場をとっていることから、国が有望な地域を絞った上で都道府県知事や周辺自治体などにも正面から話すべきと主張しております。

仮に、この十勝のいずれかの自治体が文献調査の候補地として応募した場合は、管内全体

での大きな反発が想定されますが、一方で、今回公募した2つの自治体の現状では、賛成反対で町を二分しており、近隣自治体も含め、大きなひずみを生じている状況であるため、まずはこの2町村の推移を当面は見守ることが必要である。

この回避条例の制定については、道の立場を踏まえながら、十勝全体で議論されるべきものと思われ、パフォーマンス的な拙速な回避条例の制定については、町や周辺自治体を混乱させる可能性があること、現状では理事者側の考えも不明であること、一自治体の議会で判断するものは非常に重たいものであり、極めて慎重な議論と対応が必要であるのではないかという意見がまとまったため、委員会として総合的に判断した結果、全会一致で不採択と決定したので、ご報告いたします。

以上であります。

○議 長

報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第4号の件を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎日程第5 陳情第5号

○議 長

日程第5 陳情第5号女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定についての陳情

書の件を議題といたします。

委員会における審査が終了していますので、報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

陳情第5号。

付託年月日、令和3年12月6日。

件名、女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定についての陳情書。

審査の結果、継続審査。

審査の概略と今後の審査の方向について、一部を申し上げたいと思います。

今定例会において、当委員会に付託された陳情第5号女性議員が参加しやすい環境を整える条例の制定についての陳情書について、12月8日開催した委員会での審査結果について、大樹町議会会議規則第94条の規定により、結果を報告します。

女性議員の割合の低さは、地方議会のみならず、国会においても課題とされているところでもあります。女性議員が増えない主な理由として、家族や周囲の理解がないと家庭との両立は難しいことなどが言われており、男女同数とする定数設定や議会の休日開催など、陳情書にある環境を整える条例案だけでは女性議員の増加は難しいとの考えに至りました。

しかしながら、議会に女性議員が必要であることは全議員が理解しており、また、男女共同参画の視点から、女性が政治活動に参加しやすく、女性議員がさらに活躍しやすい環境整備について理解を深めることが必要と判断し、本陳情については継続審査とすることとしたので、ご報告します。

以上であります。

○議 長

報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第5号の件を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、継続審査であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

◎日程第6 発委第7号

○議 長

日程第6 発委第7号選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書の趣旨は、先に採択と決定した陳情第3号の趣旨と同様でありますので、この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

これより、発委第7号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第8号

○議 長

日程第7 発委第8号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、志民和義君。

○志民経済常任委員長

ただいま議題となりました、発委第8号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出については、北海道町村議会議長会から要請があったもので、12月8日に委員会を開催し、審査した結果、本町においても赤潮による被害や秋サケやシシャモなどの不漁の影響により大きな損害を被っており、海水温上昇による水産漁業等への影響や被害の解明、漁業被害への経済的支援策の策定は、最重要課題であるとの認識から、全会一致で採択すべきものと決しましたので、地方自治法第109条第7項並びに大樹町議会会議規則第13条第3項の規定により、提案いたします。

それでは、本意見書の朗読により提案理由の説明に代えさせていただきます。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

北海道内では、定期的に行われている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し、長期的には昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え、地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、さらに水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降、赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁にも大きな不安を生じさせている。

よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記。

- 1、カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。
- 6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、意見書の提出先は、衆議員議長、参議員議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣であります。

以上、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第8号の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第8 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長から、お手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、今定例会に付託された事件はすべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和3年第4回大樹町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時33分